

は急ぎ歸りて、阿古に此よしを通じ、加持水をもて洗ふに、また七日にして治しけるゆゑ、阿古は行者の咒験を感じ、且尊み、黒髪を切て尼となり、行者御登山の後は、御母に仕へける、是のとき靈験すくなからず、依之茅原参りと號し、諸方より群参して、行者を拜し加持水を頂戴し、眼を洗ひ、また痛所に瀧などするに、其験しあらたなり、此故に日々参詣も彌増ける。同國高市郡に、行者の尉を蒙る者あり、其謂れを尋るに、一人の娘をもちたるが、老の子なれば擅に養育しけるゆゑ、成長の後万事氣隨にして、父母を蔑にし、酒を好み多く吞ては淫事を好むといへども生得醜くき事限りなし、面ては朱の丸盆のごとくにして、言語は雷鳴に異ならず、立振舞は瓢に足のゐるが如し、皆忌嫌ひて近よる者もなかりければ、年の頃も廿餘り三ツ四ツもすぎけれども、いまだ男子の情をしらず、是を聞て忍び逢者あり、是等は藜食虫の類ひならん、女は悦ぶ事限りなし、再三再四忍び逢しが、男は元來、戯に慰みし事なれば、敢てきたらず、女はわが醜きゆゑ外に見かへしならんとおもひ、文などおくりまたある時は、媒を頼みて招くといへどもさらに來らず女は大ひに怒て、自ら行て尋るに夜は逢事難く、胸さしせまり、晝中に行て見れば、男は兩親の前に在て、何歟聞居るていに見へければ、女は無禮に走り入り襟もと取てひきすへ、さんく、に匈匈たり、我すがた醜きは最初より知ての事、今さら外に見替んとは容易にうけがたし、我方へ入聲する歟、また此家へ嫁人歟、二ツに一ツの

返答せとよ、高聲に言懲せば、皆々驚き詞なし、本人はやうく、に宥めて、其場はすましたれど、絶縁におよばん事難くて、是非なく妻に迎へたりしが、常に不淨を厭はず、神佛を尊むことなく、心のまゝに行ひて在けるが、此頃夫なる者、近隣の人々に誘引われて、茅原へ参詣せばやと思ひたち、宵より其支度におよびけるに、妻はつふやきていらざる物参り、何の用にしたつ事哉と云ながら、衣服をとり扱ふを見て、男は是を止めて、汝は月水の穢れ有行者参りには忌事なり、必是にかゝわる事なかれと禁ずれば、女は腹たちて扱もく、面倒なる行者かなと、夫の制するを用ひず、衣服食用等の事を賄ひける、夫は心あしくはおもへども、約束の事なれば早朝より、茅原郷へ行しが、途中より足痛して行事かなわす、纒の道に惱事不審、是は必ず行者の祟りならんと心づき、強て行んとせば、嚴罰を蒙る事もわらんと、傍友に家内に不淨のありし事を語り、各は参り玉へ、我は是より遙拜せんと云ば、皆々本意なき事におもへども、是非なく別れて参詣し、還りの道をわんじけるが、かの男、参んとすれば痛み強く、下向にかゝれば常のごとし、一統恐れてかへりける、足痛せし男は大ひに立腹し、女の慎みあしきゆゑ行者の罰を蒙りしなりと、我家に入んとせしが、家内は大ひに騒動のていなるゆゑ、是を窺に、女は例の大聲にて匈匈やうすなり、男はいよく怒りをはつし、今日こそはゆるし難しと家内にいれば親類縁者をはじめ、近所の人々大勢うちより、女を捕圍み宥るていなれば、直に

立かゝり踏たをさんと近よれば、皆々是をおし隔て、今日例の氣まゝにわらず、亂心のていな
 りと云ふを聞て聲はりわけ、日頃神とも佛とも思ふ事なく、不淨の身をもつて、我茅原參りを
 妨し、其罰にてやわらんと、怒れる聲に女は驚き、兩手をつかへ、頭をさげたり、尋常の者な
 れば、夫にむかひては是あるべきはづなれども、五年以前嫁してより以來、一度も頭をさげた
 る事なく、今日はじめて禮義の正しきは亂心なる歟と、男も怒りをしづめたるは、奇と云ふべ
 き歟、女はまたも踊りいたし、高聲に我身の罪を觸めぐりけるゆゑ、里人は長なる家に會合し
 かならず行者の罰ならんと、申合せて川邊に出で潔齋し、茅原郷に行き、しかくのよしを演
 御免を願けるに行者是をさこしめし、我罰するにわらず、常に不淨を禁するも、我さらふのみ
 にわらず、神の忌嫌玉ふゆゑに我是を禁するなり第一月水の女、次に父母の忌服を請たる者、
 死人に觸る者、或は産穢、また獸肉を食ふ穢是等は神の深く忌惡み玉ふゆゑに今亂心の女を近
 よする事を憚るなり、月水の穢を去て後、身を清淨にして連來れと、仰によつて里人は、恐れ
 をなして立歸一統へ是と通じ、日敷を累女の身を清ふし、女の頭上にいたいかせ玉へば女は忽ち色
 れば、行者近く召て、獨股杵を捧て神を拜し、次には女の頭上にいたいかせ玉へば女は忽ち色
 を變じ、口を閉てひかへたるこそ不思議なれ、是より本心となりて里人より行者の教玉ふよし
 を聞き恐れ入て心を改め、信心堅固の身となり、家内睦じく、富榮しとなん、後世山上嶽へ

登る人、かならず潔齋精進して、嚴密に戒慎し、月水の女に衣服を縫はしめず、女の持たる帶
 手巾等を、用ひざるは此遺風ならん、畏るべし慎むべし。

鎌足公御病腦役行者咒験の話

並山階寺御建立之話

大職冠鎌足公、難治の病に臥玉ひ、醫療を盡し、種々の良藥奇劑を用ゆるに其功なく、者婆
 匙を擲の難症なり、依之神に禰宜佛に祈といへども、さらに験もなし、此よし寂聞に達し
 ければ、主上をはじめ奉り、月卿雲客冠を傾け集評して、茅原のさとへ勅使を下し玉ふ、行者
 即時に祈念し玉ふに、不思議成かな、口をかさねず快方におもひき、三七日にして全快なりし
 事、行者の咒験難験是を尊まざらんや、此條を述るに、鎌足公の行狀を前にし行者の咒験を
 後にするは、其文逆に似たれども、鎌足公の御徳を擧ざれば、行者の咒力もあらわしがたし、
 例せば相撲に勝しと云ふに、相手は三歳の小兒なる歟、日本一の大關なる歟、是を聞ざれば其
 力をしりがたし、仍てしばらく鎌足公の御行狀をあらわす見人かならず倦玉ふ事なかれ。
 抑大職冠鎌足公は、天津兒屋根命春日大神之御裔にして、代々天下の政を司どり玉ふ藤
 氏の祖より、御子不比等に四男有て四家に分る、武智鷹を南家と云ふ、房前大臣を北家と云ふ、

式部卿を式家と云、左京大夫鷹を京家と云ふ、是を藤の四家と云ふなり、房前大臣より十六代
 の後、法性寺忠道公に三男あり、基實基房兼實と云ふ、基實公の御子基通公を近衛殿と云ふ、
 御孫、兼平公を應司殿と云ふ、兼實公を九條殿と云ふ、兼實分の御孫、良實公を二條殿と云ふ、
 良實公の御弟實恒公を、一條殿と云ふ、是を五攝家とす皆藤氏なり、代々五攝家より出て關白
 の職に昇り、天下の政をつかさどり玉ふ、他の姓より此職に昇事、神慮にかなわず、其罰を
 蒙り、滅亡せし例しあり、却説鎌足公の御徳をたづぬるにまづ舒明天皇崩御の後、皇后御位に
 つかせ玉ふ、是を皇極天皇と申奉る、(寶皇女と申三十六代の帝也)時の大臣蘇我蝦夷威勢
 に慕、女帝と侮り蔑にし、我子入鹿としめしあわせ甘穢の岡と云ふ所に家を建、蝦夷の家を
 宮門と稱し、入鹿の家を谷の宮門と稱す、儀式は萬事禁中の如くし、我子を皇子と稱する事、
 天位を奪ふ催しなり、家の外には堀を構へ城のごとくし、門の左右には兵庫を建、常に兵を
 置軍勢の用意を専にす、依之疑をかくる者少からずといへども、威勢に恐れ日外へいだす
 ものなし、中臣鎌足(藤氏は後に賜)蘇我の隠謀をさつし、輕皇子へ内々申あげんと、夜中忍
 びて參殿して伺ひ玉ふ、(輕皇子は皇極帝の弟公なり)皇子も常におぼしめす旨ありしゆゑ歟直
 に召よせられける、鎌足公竊にもうし玉ひけるは、蘇我の父子、上を蔑にする事、天位を奪
 んとの結構に決したり、常に無用の武士を置、武具を揃へ、をりを窺ひ不意に發して天位を傾

んと企なり、早く征伐をなされば、ゆゑしき大事ならんともうし玉へば、皇子も安から
 ずおぼしめすといへども、御足に痛み有て常に參殿もしたまはず、ひきこもりておわしますゆ
 ゑ蘇我の企る事も、悉くはしろしめさず、また大臣を討ん事容易ならず、いまだ表に顯れざ
 るに、此方より發せん事しかるべからず、若先方より發ば、其時防の手配りこそ、專有べき事
 なれど、穩便の仰なり、依之鎌足公しむて申玉ふやうは蘇我蝦夷の罪は重なり、蝦夷が父
 馬子は崇峻天皇を怨奉る事ありて、直駒といへる者、馬子の女に懸想したるを幸ひ、女に密
 通させ、是をしらぬ顔にして、直駒に云合めて、帝を殺し奉る其後女と密通の罪有とて、直
 駒を梅の古木に縛り、遠矢にかけて射殺したり、是其姓を絶すべき罪なり、また蝦夷が罪を云
 ば、聖德太子の御子山背王を攻んと、班の宮におしよせ、不意の一戦におよぶ、山背王合戦に
 うちまけ自殺し玉ふ、依之御子をはじめ、御兄弟残らず亡び玉ふ、(聖德太子御入滅より二十
 三年の後なり)如是重罪あり、今また種々の惡計を企るにおいては、猶豫すべき事にあら
 ずと、申玉ひける、輕皇子も其罪輕からざるをおぼしめすといへども、痛所あつくすべて御心に
 まかせず、萬事萬城皇子(御即位の後天智天皇と申)へもふして、早々はからふべしと、仰
 によつて直に萬城王子へ申上んと急ぎ玉ふ、此皇子御父は舒明天皇、御母は皇極天皇にて、文
 學に秀で玉ひ、聰明睿智の賢君なり、鎌足公此度の大事を具に申たまへ、皇子驚玉ひ、是は

容易ならぬ事なり、卒爾にして計議の洩る事あらは、大事を仕損ずる事あるべし、謀は密なるを專一とす、然れどもまた、緩にすべきにあらす、地を撰んで申合さんと、仰によつて密談の地を尋るに、藤の花の咲満たる、閑静の地あり、此所に會合し玉ひ、入鹿を亡す、謀を談し玉ひける、後に此山を談ひの峯と號す、又武を談ずると言意を兼て談武峯と號す、また後に鎌足公の御廟として、十三重の塔の下には御遺骨を納め其外本堂を始一山の結構は、他書に悉しきゆゑ爰に擧す、葛城皇子御即位あり、天智天皇と申奉る時に鎌足公へ大職の冠の號藤原の姓を賜事、此山に談ひて、蘇我を亡したる大功によつてなり、今當山に會合し玉ふは、葛城皇子、鎌足公、倉山田麿の外なし、日々評し玉ふといへども、當時蘇我の威勢さかんにして常に兵を置容易には亡し難し、また軍兵を催し一戦におよば、大亂をひきいださん事はかりがたし、去れば謀て討の外なし、今百齋國より使來、鞠といへる物を獻上する事あり是幸の時なり、表書を奉るの日に殿上において入鹿を討ば、父の蝦夷を亡すはやすかるべしと、是に一決し、其日待玉ひける、いよく當日になりければ、鎌足公は謀を催し、手配をなしにける、大極殿には、帝出御之御席をもふけ、御簾の外には、大臣入鹿、鎌足表書を奉る者は倉山田麿なり、古人皇子（輕皇子の御兄あり）輕皇子葛城皇子は、別の御席に座し玉ふ、百齋國の使參内し、大極殿に昇る、ほどなく帝出御あり、倉山田麿は表書を讀むる、次に殿上の鞠を徹覽に備

へ、滞りなく相すみ帝入御あり、百齋國の使は宮外へ退きける、此時一同に退去あるべきの所、三皇子座して働玉はす、依之入鹿も座をはなれず、爾時葛城皇子入鹿にひかむ玉ひ、汝女帝を侮り、萬事宮中の如我家の儀式をなし、城のごとく構へ、常に兵を置、天位を奪んとの隠謀顯たり其罪免るゝ所なし、それうてと御聲のしたより、鎌足公隠し持たる白刃を振て立かゝる、大力無類の入鹿なれども、劔を帶せず逃れ去んとする所を、後より鎌足前より倉山田麿切かけたり、しかれども懷劔の淺でなれば少しも屈する色なく山田麿をなげいだす、その勢ひ鬼神のごとし、されどもゆだんなき鎌足後より飛かゝり、懷劔逆手にとつて、入鹿の肩に貫きければ、流石の豪傑も息絶たり、殿上の事なれば外に知者なし、葛城皇子の御はからひにて、入鹿の死骸を臣等に渡したまへば、大に驚急き歸りて、蝦夷に注進す、此時俄に八方より、蘇我の館を圍たり、是は鎌足公の下知なるべし、常に置たる兵ども、力およばず散亂す蝦夷は隠謀露顯と知て、館に火をかけ自害し死したりける、亂におよばず大敵を亡し玉ふ事、鎌足公の御働きなり、蘇我の父子さかんに執政なりしとき、天位を奪んとの含み有によつて、國記重寶を私に取置しゆへ、此度燒失して、前代の記録等亡びたる事少からず、女帝歎かせ玉ひけるは、是のごとく謀叛の者あるは、朕の不徳なり、早く位をゆづらんと、勅を下し玉へば、諸卿評し玉ひ、古人皇子へ進奉る、此皇子辭して吉野の山里へ隠れ、出家の行ひをなし玉ひ

けるゆゑ、輕皇子へ進め奉る是も深く辭し玉へども、外に御位をしるしめすべき、御方もなきゆゑ、是非なく御位につき玉ふ、三十七代の帝、孝徳天皇と申奉る（御諱は天津萬豐日尊と申奉る）皇極天皇は、御在位三年にて御位を譲り玉ひ、御心やすくおぼしめすといへども、輕皇子は、常に御腦あるゆゑ、是をふかくわんじさせ玉ひて、今年より年號を大化とし玉ふ、日本年號のはじめなり、是より御代豐なりしが、大化五年長門國より、白雉を獻ず、是より年號を白雉と改めらる、孝徳天皇は常の御病ひ治し玉はず、御在位十年十月十日させる御腦もなぐ、崩御ありしによつて、皇極天皇重祚し玉ひ、齋明天皇と申奉る、鎌足公御執政なるゆゑ、御代豐なれども、帝御憤み甚深し、前に御在位の時、蘇我の謀叛やうくしつまるといへども、其後百日雨ふらず、諸方の神社佛閣におゐて、祈雨すといへども一滴も降らず、淵川に石をあらわし、田畑に青きを見ず、万民地に臥なげさかなしむ、天皇南淵川に行幸し給ひ、檀上に進み祈たまへば、天に通じ、忽空かき曇り、甘雨を降して天下一統を潤し、万民再生の喜をなし、泰平を諸ふ、是のごとき事あるによつて御位を辭し玉ふなり、しかるに今度重祚し玉ふ事、御心易からざるゆゑ、万事葛城皇子、大臣鎌足へまかせ給ひ、唯泰平の御祈のみおぼしける、天下豐にて今年春をむかへ、御心やすくおぼしめしけるに、また爰に一つの愁ひを催し玉ふ事あり、御執政鎌足公は山背國宇治郡小野卿、山階の里に住給ふ、今重き病ひに

臥種々に醫療を加へ、力を盡といへども其功なし、神社佛閣に祈れども其驗もなし此よし叡聞に達し、日々に勅使を下され、病のやうを對ねさせ給ふ、是輕からざる事なり、今天下泰平なる事、偏に鎌足公の御執政の正しきゆゑなり、誰歟御意を、かふむらざるはなし、下賤の土民にいたるまで、歎かざるはなし、村々氏神の社に祈、村中惣參或は百度千度の足を運び、老若男女の差別なく、唯一心に祈りけるは鎌足公の御仁徳なり、しかれども御病は日々に重り少しも快方に、おもむきたまはず上一人より下万民の歎きなり、しかるに此頃百濟國の僧、法明といへる者、來朝して居けるが、かの國におゐてならびなき、高德の僧なり、此よし叡聞に達し、早速鎌足の病ひを祈り、續命の法を行ふべしと、勅を下し玉へば法明は、山階の里に行て、維摩經を誦して、祈事五七日におよべども、いまだ功をあらわさず、帝も安からずおぼしめしけれども、御力およはず、諸卿一統薄氷を踏が如なり、此時葛城皇子奏し玉ひけるは、同國茅原の里に一人の、優婆塞行者あり、名を役小角と稱す、常に孔雀明王の咒を持誦し、勇猛精進の行者なり、此者へ勅を下し玉は、必ず咒力をあらわすべしとありければ、諸卿一統此事心づかざりしなり近頃咒験をあらわす事、少なからざるよし、聞へはべるなりと、皆々進みたまへば帝も憂事におぼしめしありけるゆゑ、即時に茅原の里へ勅使を下されける、扱て勅使は急ぎ茅原のさとに行て、勅命のよし、鎌足の病ひ難治の症にして、醫療を盡といへども、其

功なく、また神佛に祈るといへども其驗もなし、依之行者の咒力をあらわし、平愈を祈るべしと、もふし渡されける、行者答へ玉ふやう、天子の御心を勞し玉ふ事畏ければ、行て祈るべしさりながら、法明といへる者、維摩經を誦すよしをきけり、是又信じ玉ふべし、是までしるしなくとも、今より行者咒力をもて、七日にして驗を顯すべし、山階の里へ行におよばず、御心やすくおぼしめすやう、奏し玉へとありければ、勅使は歸りて此よしを奏し奉るに、帝は七日を待給ふといへども、竊に誘る者もあり、前に法明の祈にかゝりしゆゑ、是を嫌て、山階へゆかざる歟と、ゆるくの心にかかせ、行者の心をしらす、種々にさたして有けるが、七日にみちて山階より、急ぎ奏し奉る事あり、一統耳聳て待給ふに、昨夕より食氣を催し、氣力も増たりと奏しける、主上をはじめ諸卿一統喜び玉ふ事限りなし、是より日々にようたるを奏し奉るに、二七日にして病は治し、三七日にして全快におよぶ、依之行者の咒驗を感じ、上下の差別なく、敬する事如神、竊感不斜行者へ高位をたまふべきよし、勅命を下し玉ふによつて、勅使を下され、急ぎ參内あるべき旨、仰渡されける、行者は是を喜び玉はず、我れ咒力をもて病は愈れども、其前より百齋の法明、維摩經を誦す事、また容易き事にあらず、是より維摩經をふかく信じ玉は、其驗を得べし、我また高位高官をのぞまず又財寶を好まず、一切衆生を化度せん事を願ふと、辭して參内し玉はず、此よしを奏し奉るに帝再勅を下さ

るべき、おぼしめしありければ、葛城皇子是を止め奉り玉ふやうは、再三勅命を蒙らば、辭する事かたく參内して、高位にすゝむべし、しかし行者の本意にかなふまじ、廣く衆生を、化度せん事望者なれば、追てはからふべきなりもあらん、萬事は望にまかせ玉ふべしとありければ、再勅のさたはやみにける、葛城皇子おりもあらんと仰は深きおぼしめしある事なり、鎌足公は行者を信じ玉ふといへども、勅命をも辭し玉ふ事ゆゑ、ちからおよばず、唯行者の教を守り、一字を建立し山階寺と號す、毎年十月維摩會を行ひ、七月には盂蘭盆會を行ひ聖靈を祭る、後に大和國高市郡 厩坂にうつし厩坂寺と號、其後和銅三年春日の地にうつし興福寺と號す、後世にいたりても、維摩會盂蘭盆會絶ず行はる、しかれども法明の事のみ言傳へて、行者の御徳をしる者まれなり、猶是より葛城御登山、難苦の御修行等は、次の卷に擧るを見て知るべし。

神變大菩薩傳卷之上終

神變大菩薩傳卷之中

役行者金剛山御登山女人禁制足摺岩之話

並茅原寺建立御遺像之話

頃是人皇三十九代、天智天皇四年、行者御年三十二歳なり、咒力をあらはし種種の危難をすくひ、上は萬乘の君より下賤に士民に至まで、尊敬する事、神の如し。然ども行者是を敢て喜び玉はず、眼前の衆生を救ふのみにあらず、末世強剛の衆生を化度せんには、在家の修行は満足せず、深山幽谷に入て行人事を望清淨の地をゑらみ玉ふに、齋明天皇元年五月の事にてありしが、葛城の嶽より、龍に乗て飛出るものあり、其容貌中華人に似て、油きぬの笠をかひり、虚空を翔り騰駒山に行き、午の刻に至住吉の松の峯に止り、それより西方に飛去り、行所を不知見るもの奇異の思をなし、帝へ奏し奉ると雖も、何者とも分らず、いと不思議なり、葛城山、一名金剛山、又の名を神祇寶山、一乗峯、高天山、などの名有り、大和國葛城上の郡、同下の郡、忍海郡、此三郡に連り、嶺の西は河州に隸ふ、山の高き事は、三百餘丈なり、葛城と

いへるは、山に防已葛多く、縛するにべんりよし、後世に至りて、ふじかづらを葛城の名産とす、此故に葛城山の名あり、また曰く神武天皇の御宇、大ひなる土蜘蛛すんで、人を取り食ふ、天皇勅を下し、藤かつらをとりて、網を作り麓より圍みて、蜘蛛を殺す、是より葛城郡山を葛城山と號す、城と云ふは圍むてゝるある故なり、行者此山に、登山事をおもひ立て、母公に向ひ、末世の衆生を、化度せん爲め、葛城山に入ん事を願ふと暇をこひ玉へば、母公御心に叶はず、今既に三十二年の功をつみて、難苦の人を救ふ事、幾千人の數をしらず、上一人より下萬人の敬ひをうけ、身に足ざる事なし、譬へ末世の爲なればとて、一人の親をすて、山に入ては、神佛の御心にも叶まじ、唯一人の男子を、何とて山に捨べきと、さらに免し玉はず、行者曰く、仰さもあるべき事なれども、佛祖釋尊も、出家の御發心ありしとき、父淨飯王免し玉はず、別殿を建て、堅く四門を守らせ、御側に十二童子を置き、晝夜を守護し、三人の美女を撰みて出家の御心をなだめ如是御心を勞し玉ふと雖も、悉達太子出家の御心止玉はず、夜中に宮殿を忍び出檀得山に登り、夫より雪山に至ては、兩仙人を師と頼み難苦十二年の功を積み、又或時は雪山の谷間に下り、九足八面の鬼に逢て、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂、之謂を聞く、正覺成道し玉ふ、依之御母摩耶夫人は、天に生を受けて、帝釋天王の后に立玉ふ、釋尊は四月中より、天に上り七月中に至まで一夏の間、父母報恩經を説玉ふ、後世

夏中、天へ花を奉る事は此故なり、父母の御心に背き、不孝に似たれども、正覺成道して、不孝却孝となる、我身を佛祖釋尊には比し難けれど、深山に入り、衆生濟度の爲め、修行の功を積ば、母公への孝ともなるべしと願ひ玉へども、母公是を聞入玉はず、依之行者も、御力及はずと雖も、止り玉ふ御心さらになし、此上は忍び出んと思ひはかり玉ひて、御母公への御遺物の爲め、我木像を作り、是を側に置玉ふ、母公見玉ひて、其容貌の能相似たるを、譽玉へは、行者御心のうちに深く喜び、夜中に忍び出ん、要意をなし玉ひける、先常に着し玉ふ衣は、白栲なり栲は木の名なり、木の皮をもて織りて染ず、其儘川ゆるを、白栲とは云ふなり、清淨なるを專一とす、持統天皇の御製に、白栲の衣さらせり、天の香々山、とあるはわたらしき、着類の事なれども、白栲としやうくなるを詠玉ひしなり、行者は不淨を、ふかくきらひ玉ふゆへ、下駄をはき、不淨穢れを踏玉はず、齒の高き事壹尺貳寸なり、御手に持玉ふ錫杖の頭に五つのかどあるは、地水父風空の五牀に表し、四つの鐵は須彌の四州、二つの鐵は陰陽なり、右に六つの鐵は眼耳鼻舌身意の六根、左に六つの鐵は色聲香味觸法の六塵なり、是を振音を聞者は、六根清淨ならしめんと、方便の器なり、役行者の用ひ玉ふは、頭に角帽子、手に獨股杵、錫杖、足に下駄、此外はなし、義覺の代に至て、始て頭巾を用ゆ、是は眞言法を行ふゆゑ、五方五智の如來、守護し玉ふとて、五智の寶冠と號す、東方降三世明王、南方軍

唵利夜又明王、西方大威德明王、北方金剛夜又明王、中央大聖不動明王、是五方五智の如來なり、折形の十二有は、十二因縁に表し、色の黒きは、十二因縁最初の無明なり、又劍を帶る事は、降魔の利劍と號し、諸神の守あり、眞先は八幡大神梵鋼は具利加羅不動明王、の高さは、開運出世の摩利支天、鐔の丸きは、十五夜の満月に表し、縁と頭は陰陽なり、右の目貫は、胎藏界、左の目貫は金剛界、如是諸神の守あり、又曰く義玄の代に至て、寶冠袈裟を着し、笈を懸け、義眞は寶冠を着し、數珠袈裟を持す、壽元は角帽子袈裟を着し、又索を持す、以上山伏五代の次第なり、行者は自作の木像を殘し、夜中忍出金剛山へ急ぎ玉ふ、母公は閨中に在て、夢にもしろし召されども、流石は母子の御わかれ、俄に胸さわぎして、心苦るしくありける故ゑ、起出て鏡ひ玉へは、行者は燈のもとに居玉ふゆゑ、母公は臥戸に入玉へと、胸のさわぎの彌まして、寐いりもならず、うつゝとして居玉ふ、其間に行者は山の半腹に登り玉ふ、母公の御眼に木像を、實に行者と見玉ひしは、行者御心をこめ御遺物に作らせ玉ふゆゑ、かゝる不思議のありしなり、此木像こそ尊とけれ、(後に茅原寺に安置す)母公は夜のあくるをまちかね玉ひて、是まで胸の苦るしきは、唯事にあらず、行者に此よしをかたらばやと、行て見玉ふに、行者はいせんのごとくすこしもかはらず、燈のもとに居玉ふゆゑ、詞をかけ玉へどもさら

に答もあらざれば、不審におもひ、近寄見れば、行者にはあらで木像なり、母公は大ひに驚き、

かねて出家の望あれば、此木像を身がはりとして、出行しならん、前にこの木像を作りし時、よくもすがたの相似たりとおもひしも、却て今は歎の種、うらめしの木像や、いかなる山に隠るゝとも。尋ね出さであるべきかと、其まゝ戸外に出玉ふ、いまだ黎明に間もあらん、唯しんくとして、木すへあらそふ夜嵐の、外にはさらにも音もなく、涙ととも急がるゝ、心は空に飛行ど、おもふにまかせぬ老足の、かよわき其身を頼す、金剛山へ近付て遙に山を見めぐれど、頃しも秋の末なれば、空かき曇り時雨して幽にさへも、見分難し、峻岨の岩も厭ひなく、登んとすれば、一足も進み獲ず、下んとすれば甚易し、是はいかに女人を禁じ玉ふとも、子をしとふ親の心のかなしさを、あはれみてせめて一度の登山を、免し玉へと稱宜こととして、登んとすれば、不思議や葛藟に、からまれたる如くにて、少しも登事叶ず、五障三従の身なれば、禁じ玉ふもことわりなれど、老て子にしたがふは、是三従の一つなり、小角と云ふ、我子のあとをこひしとふ、母なれば見免し玉へと伏拜て、歎玉ふぞあはれなり、夜もほのくゝと明方ちかくなりけれど、山高ふして霧ふかく、見上る事さへも叶はず、登ん事は猶難し、進退こゝにきまりて、行者は何れに居玉ふぞ、せめて一度は下山して、此母の歎を休め玉へかすと、聲を限りになささけふ、其聲山にひびき、麓に聞へいと哀れなり、佛祖釋尊檀得山より車壽と云ふ童子をかへし玉ふ、時に童子御跡をしたひ、登んとすれども、かなはず、麓に歎き悲むを、後世

かなしみの譬とす、今母公の御歎も、思ひあはされたり、抑葛城山は日本最初の峯にして、諸神の天降り玉ふ事も多かりき、是故に、神徳山とは申なり、女人禁制は常山に限らず、富士渡間高野比叡湯殿山その外、諸方の靈場にも禁制し玉ふなり、玉耶經に、女人の十惡を説玉ふ、一つには初て生るゝ時、男子なれば父母大に喜ぶ、女子なればよろこばず、二つには養育するに頼母しけなし、三つには女人は常に人を畏れ、四つには父母常に女子を他人に嫁すを苦みとす、五つには父母と生て相別離、六つには常に夫のきげんを伺ひ、追出されん事を恐る、七つには懐妊して、難産を憂ひ悲み、多く死するもあり、八つには幼少の時は、父母に檢録せられ、九つには嫁して夫婦の爲に禁制せられ、十には老て兒孫の爲に制訶せらるゝとあり、後の三つは三従なり法華に、五障を説く、是を女人の十惡五障三従の苦みと云ふ、故に名山靈地には必女人を禁制す、殊に眞言を持誦して悉地成就を求る者は、女人を遠ざげざれば、哭喚を得ず、妙祥經に曰く、眞言を持する者は寧ろ火星をもつて眼中に流入し、雙目を失して、盲て見所なくとも、女色を觀視し、種々の相好美艶を分別せざれば、念誦者をして、威力なからしむと、種々の嚴誡有り是故に、女人の登山を禁じ玉ふなり、扱も行者の母公は、岩かどにとりつきて、聲を限りに泣さけひ、息も絶々になりて在けるが、夜も明がたになりければ、里人どもは柴薪をとらん爲め、例之通り五七人うち連れて、麓を通りけるに、女の泣聲の幽に聞へけるゆゑ、皆

立止りて耳聾て是を聞に、其聲の甚あはれなりければ、大に驚き是は必ず朝とく出て狼などに食はるゝならん歟、速行て助んと云ふより早く若者ども、手毎に鉦鎌うちふりて、木の根岩かと厭ひなく、はせ登りたるありさまは、日頃なれたる嶮岨の道、平地を行に異ならず、近付見れば一人の女臥居るばかり、虎狼のすがたはさらに視へず、能々見るに里人には、かわりしすかたの女なり、皆うちよりて介抱し、如何なる人にて何故此處に居玉ふぞと、いと慇懃に尋ければ、漸々に涙をおしぬぐひ、恥かしながら、我子の別離をかなしみて此山に登んとせし者なるが、女を禁制し玉ふ故歟一足も登り得ず、此悲しさを察し玉へとありければ、里人猶も不審、其人の名は何と言、又何れの里の人にておわする哉と問へば、茅原の里の小角と云ふ者なりと、聞て皆々仰天し、偕は行者の御母にてましますか、驚き入たる事どもなり、行者此山に登玉ふは、必ず深き譯あるべし、又御母のしたわせ玉ふも、さわる事なれど、古昔より常山は女人禁制にして、一人として女の登りし例を聞ず、まづく里へ御歸おれかしと、御手をとつて引起し、若者どもの、脊に負へは老たる者は左右より介抱し、茅原の里へ送りける、此御歎きのありし所を、足摺の岩と云ふ歟、又外に足摺の岩と云ふ、一説あり大和國に、都藍尼と云持律堅固精修苦行の人あり、仙術を學び吉野の麓に任す、金峰山は女人を禁ずると聞て、おもへらく我は凡尼にあらす、淨戒嚴密薰修年久し、登るとも何の苦鋪事歟あらんと、則金峰山に

登んとす、此時俄に、雷電霹靂して、天地晦暗となり、路に迷ひ登事を不獲、策たる杖を棄るに植て、漸々大木となれり、尼又龍を咒して乗て山に登るに、進む事あたわす、尼大ひに喚て、崑崙を踏ば皆盡崩裂、今足摺時に足跡無く残り、其龍を養ふ池今にあり、都藍尼は仙女にて終所をしらずと、古書に見へたり、却説行者の御母は、里人に助けられ、家にかへり歎きても甲斐なき事ゆゑ、唯遺像を行者と思召、朝暮是を、愛し玉ふこそ哀れなり、行者御登山の事、今は天下に隠れなく、天智天皇の、徵聞に達し、直に行者の鋪地へ、一字の堂を建立するべき旨、勅命を下さる、是は前年鎌足公難病に臥、他力に及ばざるを、行者の咒力に仍て全快あり、齋明天皇行者へ高位を賜ふべき旨、勅定ありしかど、行者高位に望なしと、深く辭して謂王はず、其時再勅を下し玉ふべきを、葛城皇子(天智天皇)行者の本望を、達せざる事もやと思召て、能おりあらんと再勅を止めて待玉ひし故、此度一字の建立を思召立玉ふなり、鎌足公も思しめす旨ありければ、早速茅原の卿へ勅使を下され、行者の母へ勅命を通じ、並に地を見きわめ、早々建立の手當を、仰渡されける、行者の御母喜び限りなく、不日して地を清淨にし、番匠は良材を撰み、石工は石を集め地を堅ふし、東天の頃より日没に至るまで、懈怠なく働さけるゆゑ、早速に成就し、此由奏し奉る、徵感不斜、茅原山金剛壽院吉祥草寺と云ふ號を賜ふ(一名茅原寺とも云なり)本堂には五大尊を安置し、伽藍神の社には、熊野權現を勧請

して、行者堂には御自作の御遺像を、安置す(三十二歳之尊像なり)本堂の側に香精水笈懸杉等の、御遺跡在扱當山を、舒明天皇の創建にして役小角開塞と云傳へり、然れども年歴を考るに行者御誕生は、舒明天皇六年なり、舒明天皇は御在位十三年、御壽四十九歳にて崩じ玉ふ、爾時行者八歳なり、然るに三十二歳の遺像を安置すと在は不審なり、役行者御誕生より、天智天皇四年までは、三十二年なり是を思ふに、天智帝の御建立なる事あきらかなり、當山に安置し奉る、尊像は格別靈驗あらたなり、是は母公への御遺物に、深く御心をこめ玉ふ、御自作なるゆゑなり、都て木像畫像など無しと雖も、滅後相似たるすがたを作りたるは、其靈をといめすといへり、又後世と雖も靈驗のあらたなるも在り、因に曰く、高野山弘法大師の御影は、人皇五十四代仁明天皇、承和二年三月十五日、倚床にかゝり五十六億七千萬歳、後佛の出世を待て、當山に入定す、宗法法燈絶す事なかれと、穀水を断て彌勒の號を唱へ玉ふ、爾時仁明天皇の、勅命によりて御影をうつす、空海自筆を執て兩眼を入玉ふ、是眞實の開眼なり、同月廿一日寅の上刻入滅なり、御入定の地を、高野山奥の院と號す、伽藍の地を檀上といふ、則檀上に御影堂を建、其内に安置す、一休禪師は、山城國木津川の西、新村洲恩庵に住玉ひて、頃是人皇百四代、後土御門院の御宇、文明十三年の春の未より、御入滅の近きを、しるし召ゆゑ京都より、佛師高慶と云ふ者を召て、當年の中に入滅するゆゑ我容貌を能うつし、木像に作る

べしと、仰付られければ、高慶畏て、御すかたをよくうつし、京都へ歸り、家内を清め、身は精進潔齋して、心を盡し日を累て漸々に仕立早速長櫃に納め、是を持せて、新村に行き、禪師の御覽に入しが、御心になわすとして、直に鉈をとつて二つにうち割り、價の銀を渡し今一度心を改めて作り來るべしとあれば、高慶恐入て立かへり、御遺像の事ゆゑ、格別に心をつくし、精進潔齋にしたれども、俗家の事ゆゑ、不淨にてもありしかと考ふると雖も、さらに心あたりもなし、もとより五辛肉の類ひは、云に不及好の酒さへ吞ざれば、不淨のゐるべきやうはなけれども唯心にかゝるは、家内に女のありしゆゑ歎、此度はまづ女を退んとおもひ、妻女を親里へあづけ又改めて家内を清ふして、細工にかゝり月を累て成就しけるゆゑ以前の如く新村に行て、禪師の御眼通りへ差置き、此度は格別清淨にして、細工仕りしなり、御覽下され度と云ふ、禪師是を見玉ひ以前の作には大ひに劣れり、甚愚作なりと、また鉈をもつてうち割て、薪にせよと下男に渡し、扱高慶にむかひ、汝は近代になき細工にてありしが我遺像を何とて如是不調法なるや、なかゝ立入者ゆゑ他へは申つけず、よく勘辨して作るべしと、價の銀を滞りなく渡されける、高慶は一言もなく、少し立服のてゐにて銀子を請て、急ぎ京都へ歸りつくく思ひけるは、精進潔齋いふに及はず、罪なき妻も親里へ追やり、互に不自由なるも厭はず、心をつくしたるに、例よりあしかるべきいわれなし是は必ず、彼の禪師の欲しら

ず、金銀のつゐへを厭はず、戯に我をこまらせ、樂に違ひなし、此後は作料にさへなれば、善悪の心酒におよばすと、まづ妻をよび戻し始末を語りて價の銀を渡し、まづ今日は精進あげに一盞を傾んと云ば、女も笑味を含みて云けるは、禪師の戯れは、今にはじめぬ事なれば、必ず心にかけて玉ふなと、早々酒肴を調へ來り、互に此頃中の淋しかりしをかたりあむ、終に醉を催し、其夜は枕を同して臥にける、扱も翌朝より細工にかゝると雖も、さらに愼みもなく、日を累ねて、成就したるを見れば、かわりし事もなきゆゑ、笑ひながら是を持せて、洲恩庵に、行心中には可笑事に思へども、禪師の御眼通に差置感愼に頭を下、此度はいよく心をつくし、仕あげたれば、篤と御覽下され度と、言へば、禪師は是を見て須更無言し、高慶の曰く、如何有之哉、又思召に叶はざる歎と伺ふに禪師答て誠に上作なり、感入ると價の銀は定の通り、別に褒美の銀を賜り、我真像とは是なりと、仰を聞て高慶は、底きみわしく歸りける、是を考るに眞の上作とは是なり、始め兩度の作は、刀に勢ひなし、三度めに作りしは心を勞せず、刀に勢ひあり、都て磨きたる細工は、美艶さばかりにて、勢ひなし、甚五郎など云ふ名作を見るに刀目を顯し美艶を不好、刀の勢を專とす、高慶が作も是等の類ひなる歎、一休禪師は大徳にして、入滅の近きを知て、遺像を彫せ同年十一月下旬に至り、いよく御入滅近きよし仰に仍て、僧俗の差別なく、高位の貴人まで群集り、御遺言を伺ふに、禪師枕をあげて、

死はせぬ何處へも行ぬ此所に居る尋て來るなものは言ぬそ
 と曰ひて、木像をまねきて、一休くと仰ありければ、木像は三度までうなづきしと見へたり、禪師は十一月廿三日八十八歳にて入滅し玉ふ、是より一休禪師の、うなづきの木像と、云つとふなり、また曰く親慈聖人蕎麥切の木像ともふすは、叡山南谷無動寺にあり、是は聖人御名をいまだ鶴満丸ともふし、慈鎮和尚につかへ玉ふ頃、六角堂觀世音へ百日參詣の大願を發し、忍びて參る事ゆゑ、若師の用事あらば、我身に代て其用を便せん爲め、自作の木像なり、或時夜中師の蕎麥切を好み玉へは、木像代て其用を便す、故に蕎麥切の木像と云傳ふ、是は請難き説なれども世に弘く云傳ふ、都て其人の深く心をこめしは、不思議のあるもの歎。

一言主之神出現之話

並法起菩薩之淨土を拜し行者仙術を獲玉ふ話

瑜伽論曰在家煩撓若居塵宇出家閑曠猶虛虛空此故正信應捨家趣非家とあり、行者は母に別離、棄家金剛山におもむき玉ふは、我爲にあらす、九族の爲にもあらす、一身を擲て一切衆生の爲の登山なり、頭に角帽子をわて白袴の衣を、裾短に着し下駄をはき、右の手に錫杖を突ひたりて、左の手に獨股杵を持て進み玉ふ、岷々たる岩上には、苔滑にして足を止す、松柏繁茂して甚

暗く荆荆道を埋む、蒿蒿に取つきて、漸山の八合に至る時此時俄に山中鳴動して、大石を投
 古木を倒顛し、山も崩る、如く音に聞へて眼には見へず、行者大驚き山神の崇りなる歟、天
 狗などの業なる歟と錫杖を岩角に突須更止り、遙に峯の方を見玉へは、岩の上に立たるものわ
 り、是を見うに身の長丈餘にして、面赤く兩眼鏡の如し、鬚多く甚短く、髪は亂れ身には
 裘を着し、履をはき手にいかめしく鉞を持て、大音上に曰く、不淨千萬の身として、清淨堅
 固の此山へ登んこと難し早歸れと、山も崩る、大聲に呼たり、行者忿怒して曰く、我幼き
 より、五辛肉を食す常に、孔雀明王の咒を持誦し、心に欲る事なく、精進潔齋の身なり、神な
 れば知玉ふべし、汝必ず鬼魔の類ひならんと、錫杖を取てなきはらへば、悪鬼は忽鉞をわ
 げ、進みよつて戰事、一來、一往、一上、一下と、譬ば龍の水中に玉に戯が如し、虎山中
 に飢たる時、食を爭が如く、戰ひ數刻に及び、悪鬼は力不及鉞を捨て逃出す、行者怒て是
 を追事三段ばかり、終にすがたを見うしなふたり、次に谷間より黒氣吹出し、道をふさぎで、
 進事不能尙其中に夥く惡鬼顯れ出て、弓矢或は鉞鐵鎗等をさしかざしてひかへたり、行者咒
 力をあらはし、獨股杵を抛玉へば、黒氣忽ちに晴れて、あまたの惡鬼かきけす如くうせにける、
 又登んと一丁ばかり進玉へば大蛇道に横はり、首尾をあらはさず、其長さ事はかり難し、行者
 少しも驚き玉はず、踊り越んとして進み玉へば梢に光り物有りて、如日月是を見るに大蛇の

頭なり日月の如く見へしは兩眼なり、口を開き、火焰を吹頭上より、將に呑んとするの勢ひな
 り、行者怒て、不動威怒王の咒を持誦し、錫杖をわけて、大蛇の真中を、てうとうち玉へ
 ば大蛇は兩斷となつて左右の谷へ落入たり、如是妨げ三度に及事惡鬼天狗などいくる者の業
 なる歟、又は山に神在て、行者の咒力を試玉ふ歟何れとも定めがたし、行者はいよく進み
 登んとし玉へども、曉々として容易からず、漸々山嶺に登る、時に曉天の頃なれば、東方に向
 ひ、日出を拜し、此所に茆庵を締びて居し常に孔雀明王の呪、不動威怒王の、眞言を持誦し玉
 ふ、今の行者坊是なり、如是修行雲時も怠る事なし、惡鬼又是を惡み、鬼となり大蛇となり
 種々に變じて、妨をなすといへども、行者少しも動じ玉はず、或時一人の美女來て、行者の前
 に座し、額つきていへるは我は麓の里に住女なり、幼ふして母にはかれ、繼母の爲に苦しめら
 れ、命を捨てと思ふ事は、幾度と云事なし、されども父の世にましませば、さぞや歎き玉ふら
 んと、彼を思ひ是を思ひ、時節を待しも三年に及び、繼母の慳どん邪見を、みるにしのびず尼
 になりて、佛の道に入ばやと思ひはべれど、師と頼むべき方もなく、行者に願ひもふさんと思
 ひしに、此山に登り玉ひしと聞し時の其かなしさは、何にたとへんものもなし、女人禁制の御
 山なれば、力およばず憂ことになん思ひ侍りてありけるに、我誠心の天に通じ、神佛のあはれ
 み玉ふにや、昨夜然忽として、一人の翁來りて、我手をとつてひき立玉ふとまでは暫しが、其

のちはさらに覺なし、今此御山に來りしは、偏に神佛の救ひ玉ふなるべし、何とぞ師弟の約をなし、五階三從の身を救ひ玉ふぞ佛なりと、美玉の如き面ざしに、うかむ涙は海棠の露をふくみしふせぬにて、うちしはれてぞ見へにける、年の頃は二十歳あまりの、賤の女なれど、黒髪は甚ながく、後に垂れ、色白くやさしき女なり、久米の仙人ならば、通力をうしなひ、雲よりやおちん、川にやはまらん、行者は惡鬼の變化なる事を、知し召ゆゑ、詞を發し玉はず、行ひすましておはしければ、女は少しく頭をあげ、合掌し行者をはるする面ざしは、艶色十分にして、傾國の相を顯し如何なる大道心も、魂を奪んわりさまなり、行者大ひに怒て、獨股杵を美女の眉間に抛玉へば、忽本相をわらはし逃出す、其すがた毛色黒く口長く、兩眼大ひにして甚やせたり、如何なる者やその名をしらず、行者怒て、錫杖をわけて追玉へば、谷間に隠すがたは見へずなりにける、是より後は妨るものもなし、行者いよく行ひ堅固にして山神を拜せん事をのみ、祈り玉ひける、當山を神徳山と號する事は、諸神の天降り玉ふ故なり、當山にかぎらず、都て高山には例し有事なり、古書によつて考ふるに古史(平田篤胤大人之撰)曰く、於是東須佐之男神、以其天之蓋雲之劍、此者雲劍也、吾何敢可安於私、乎宣而遣五世之御孫、天之葺根神、參上天而上、奉于天照御神、而後居坐于熊成峯、而と、熊成の峯は熊野のみねなり、昔は木の國と云ふ五十猛之神、木の種を植玉ふゆゑ、木の國と號すなり、紀伊と改めし

は、和銅年中の事なり、此故に山深く木多し、又同じ文に曰く、於是、詔命天日高彥穗瓊々杵命、而離天之磐座、而於天浮橋、浮渚在會理發而、排分天之八重棚雲、而稜威之道分道別、果然天降坐于築紫之日向之高千穗之久士振峯、矣と
 舊事記曰く、饒東日之命、乘天岩船、而天降坐河内國時峯、則遷坐於大倭國鳥見白庭山、所謂、乘天磐船、而翔行於大虛空、巡視是鄉、而天降坐、矣虛空見日本國是歟。
 如是、證文多けれども、畧してこゝにあらはさず、然れども何れの山にも守護神在り、まづ下野國日光山には、一統日光大明神、山城國雄徳山には、梅尾明神、紀州高野山には、丹生明神、高野明神、是皆地主神なり、金剛山之地主神を、香挾生葉と云ふ、此神は大己貴尊、唐土天竺之國をも造り終りて、日本へ還り玉ふ時、連來りて葛城山におき玉ふといふ、此説はうけがたし、仍て出現の條に本説を顯す、予愚案するに、神靈のといま玉ふは、諸木繁茂したる山なり、高山と雖も、樹木なき山には、神氣集まらず、神氣集まらざれば呪力をあらわす事かたし、此故に諸宗の祖師、山を見てその宗の本山とするを考ふるに、聖道淨土に仍て、本山と號する地に差別有り、天台宗は唐土天台智者大師弘め玉ふによつて、山の名をもつて宗號を立つ、然れども法華經と止觀とをもつて、建立の宗門なれば、天台法華宗とも云ふ、また止觀宗と云ふ、一念三千の理を教る故に、闕たる所なきを以て、圓宗と號す、日本の祖師傳敎大師は、唐土の

天台山をうつして、叡山をひらく古木生しげりたる高山なり、神氣ある事を知て開き玉ふ故に、阿耨多羅三藐菩提之佛達我立そまにめうがあらせ玉へと詠て、自斧を持て一番に山入したるは、若山神の怒り有らば、崇りは我身にうけんとの心なるべし、眞言宗は大日經、蘇悉地經、金剛盤若經を依經とし、顯密二教より、即身成佛と教へ、阿字本不生と悟る。大日如來の密法を行ひ、祈禱を專一とするゆる祖師弘法大師、紀州高野山を開き、末世に至りても、山の木をきる事を禁ず、是を禁せされば、後世に至りて破戒の僧出て山をわらし木を切たやしなどすべし、其時はおのづから神氣おとろへて、密法を行ふとも、呪力を顯す事難く、自然宗門の衰微とならん事を知て禁じたるなり、法華宗は法華經一部を教て、餘經にかゝわらず、宗門を建立し、現世の祈禱を旨とするゆる、祖師日蓮上人は、身延山を開く、是のごとく祈禱を專一とする宗門は、深山を好みて開山するなり、是深山に神氣あるゆるなり、禪宗は楞伽經、首楞嚴經、金剛盤若經を依經として、宗門を建立すと雖も、教外別傳不立文字と云ふ、又都莫思慮ともいふ、悟道を旨とするゆる、祖師榮西長老は京都市中に建仁寺を建立す、五山何れも市中を遠く去らず、淨土宗は無量壽經、觀無量壽經、阿彌陀經、此三部經に往生淨土論を加へ、三經一論をもつて、宗門を建立す、念佛を進め、西方極樂淨土へ往生と教へ、吉水を本山とす、今の智恩院なり、現世の祈禱にかゝわらず、此ゆるに何れにても所をさらばす、また呪力をあ

らはし、現世の助となさんには、深山に入て、神氣集る所にあらずんば、功を顯し難し、却説役行者は、金剛山の森々たる靈場にて、山神の出現を祈り玉へば、夜も深更に及び、非庵のまへに一女忽然と顯れたり、其姿を見るに、長き緋の袴をはき、頭には玉をもてかざれるものをかむり、手に楡扇を持ち、面をかくし、そのさま皇后の出立に異ならず、行者是を見て、怪物にあらざるを知り、如何なる人にましますやとありければ、我は一言主之神なり、行者の勇猛精進を感じ、今爰に現る、當山は清淨堅固の地にして、上古より諸神の天降玉ふ事も多くな、法起菩薩常に比丘僧をおふく集め、毎日説法し玉ふなり、是をも聽聞し、いよく行ひ正しく、懈怠なくば、持明仙となりて通力自在の身とならん事、疑ひあるべからずと、さまざまかたらい玉ひて、またもとの幽谷に入て、姿は見へ玉はず、抑一言主之神と申は常山地主の神にして、須佐之男之命の御女なり（舊事記之説なり）御容貌の醜を恥て、幽谷にかくれて畫出る事を嫌ひ、夜も深く更るを待て出玉ひしなり、行者に逢ひて、扇にて面をかくし恥玉ふは、流石女神の御憤みなり、雄略天皇葛城に獵し玉ふ事あり（二十二代之帝なり今より凡三百年前なり）其時一言主之神出て、天皇と轡をならべて獵し玉ひ、天皇還幸の時、來目川まで送り玉ふ事あり、此神の畫出玉ふ事はめづらしく、天皇の御徳なりとて、村民、有徳天皇也と云しよし古書に見へたり、三代實錄曰貞觀元年正月廿一日、一言主神を從二位に叙せら



役行者邪魔を

拂ふ

金剛山に登り

ふ



ると在り、如是正しき神を、悪神のやうに云は、大ひなる誤り也、雄峯天皇御獵のとき不禮
 を怒り、土佐國へ一言主神を配流すと云、又役行者、岩橋をかけんとし玉ふとき妨をなし、
 役行者石縛して深谷につなぐ、此所を一言主谷と云ふ、越智の泰澄和尚は不思議の神人にて、
 咒力を得て、葛城に來て試に、一言主の咒縛を解んとて、一心に加持するに、三像既に解、
 爾時空中に聲有て叱りて曰く、何ぞ邪佞の神を憐むやと、和尚恐れて咒を止るに、石索又本の
 如くに縛すと、又云ふ、役行者に石縛せられて、行者天位を望む、謀叛有と、帝へ讒奏し、行
 者を伊豆の大島へ流すと在り、是等は皆何れも妄説ならん、正しき書に在とも、始末の不都合
 なるは證に請難し、慥なる證據を考合して、前後相應の事をよしとす、一言主神は、御容貌は
 醜しと雖も正しき神なる證據を云は、葛城の絶頂に本社あり、里人參詣して五穀成就を祈り、
 社を森脇村といへる所へ迂し、長柄村、豊田村、宮戸村、寺田村、多田村、以上五ヶ村の氏神
 にして式内の神なり、又古歌を見るに、

夫木集 逢事をよるとや人も契るとて一言主にねきそかけつる

顯 昭 加 も 氏 人

續古今 君を祈る唯一言の神の宮二心なきはどはしるらん

此外古歌多くあれども、何れも邪佞の神と詠たるを見ず、然れども御すがたは醜くかりしと見
 へたり、後世ばせをといへる翁、大和國を行脚して葛城の麓をすぐるに、山々の花の盛り明は

の、けしき、其艶なるを見て、猶見たし花にわけゆく神の顔、と詠みしは是は御容貌の醜と、
 古く云傳へしゆゑなり、後世まで山の絶頂に宮居をのこし、五ヶ村の氏神と崇めまた、葛城の
 神と詠たる歌も多く式内に入り、葛城山の神なる事疑ひなし、然るに役行者石縛して幽谷につ
 ながば山を押捺するにわたる、是非道の振舞にあらすや、如是き働きをなす行者にあらす、愚
 俗の心より、行者の咒力を云ん爲に、辨もなく云弘めしは、最負のひきだおれといへる類ひな
 る歟、かの弘法大師行脚のとき、木にある柿を見て、我に一ツ施せと云に、恪て、いまだ澁し
 と云ふ、此故に其所の柿、澁多くして食れずと云は、我乞求る物の得易からんが爲に、思付て
 弘法大師を賤僧にしたり、是等皆同じ類ならん歟、行者岩橋をかけ玉ふとき、妨譏する者
 は外にあり、是は其條にあらはす、行者は一言主神に逢ひて後、法起菩薩の淨土に至ん事を願
 ひ、怠なく修行し玉ひ、或時遙に糖稚の聲を聞尋て深く入玉へば、三千餘の床に、大比丘僧列
 坐して布薩を行ひ、籌を行玉ふ、行者も籌をとつて衆に交り玉ふ、威儀嚴肅、如來在世の僧に
 異ならず、説戒の相實に妙なり、また南方に法華讀誦の聲を聞き、其聲にしたがいて尋行に、
 巖石峨々として嵩窟重々たり、三千餘人の仙衆此洞に住せり、又東方に鐘の音あり、爰に鬼王
 忽然として來現す、行者鬼王に問玉ふ、此鐘は何れのかねぞや、鬼王の曰、法會已に時至るが
 故に集會の鐘をつくなり、行者また問曰く、法會とは如何なる法事ぞや、鬼王の曰く華嚴の法

會なり、又とふ是を聽聞せんと思ふに叶ふべくや、鬼王の曰く容易からずと雖も御志の深くは引道し奉るべし、我自すごとく印明を結誦し玉へど、即教て曰、先心經一千卷を誦すべし、又如來の拳印を結んで淨土變の眞言七遍を唱へ、秘印を結へ毘盧の眞言を念誦し、眠をとちて佛眠の印を結び、同眞言一千遍を誦して、後に眼を開き玉ふべしと教へければ、行者は大きに悦んで、教の如くして眼を開き玉へば、此山廣博嚴淨微妙の淨土となり、七寶の宮殿をならべ金繩道を界へり、中において法起菩薩坐し玉へり、四邊に床あり、大比丘僧三千餘人列座せり、又其外に金銀珠玉の床あり、或は錦繡をしき或は虎豹の皮を鋪く、二の坐の上に神龍王夜叉羅刹等列坐して、各々菩薩の説法を聽聞す、佛虛空に住して菩薩の頂を摩て授記し玉へば、菩薩は教勅を請て大衆を教化し玉ふ、天鼓伎樂苦空無我の曲を調べ、風の聲寶鏢の韻き、實相圓融の妙理を説く、後に高山聳へたり、是靈鷲山なり、前に八功德の池あり、五色の蓮華芬馥盈滿せり、天より微妙の香花をふらし異香郁然たり、光明照耀して日月の光りに超たり、奇特不思議の事言語の及所にあらず、行者此淨土にして見佛開法の故に宿住智を得て歡喜極なし、其時取玉へる籌今招提寺にあり、彼の引道せし鬼王は、深沙大將なり、此淨土を拜せんと願人は、深沙大將に祈誓すべしと在り、今金剛山本堂の傍に在鬼面は、則此深沙大將なり、又金剛山を兜率内院と云、法起の菩薩の尊像を拜するに、忿怒形にして頗る轉法輪菩薩に似たり、轉法輪菩薩則ち彌勒菩薩なり、此故に兜率の内院とは申なり、新華嚴經四の十五、諸菩薩住處品に曰く、海中有處、名金剛山、從昔已來、諸菩薩衆、於中止住す、現有菩薩、名曰法起、與其眷屬之諸菩薩衆、千二百人俱に常に在其中而、演說法故に古より、佛説に出たる法起菩薩の淨土なり、又曰新羅國にも金剛山あり、國王の子、金地藏出家して、金剛山の白川洞に入て修行する事三十年とあり、しかれども、華嚴經の所説は、日本の金剛山なる事文中に、海中有處とあるをもつてもあきらかなり、眞言傳に曰く、唐土之鑑眞和尚來朝して戒律を弘通し、熊野に參詣なし、十二月晦日大峯に入是晦日の山伏の始めなり、次の年四月八日金峯山に出で次に葛城之峯に在り、五月八日、金剛山の正覺門の北より尋入て、法起菩薩の説法を聽聞すると在り、是等皆佛意に叶ひし人なり、行者はもとより精進潔齋の身なれども、常山に登り、岩上に坐して、在家の修行には異なりて食を求るたよりもなし松の葉をとりて食とす、是は飢をしのがためばかりにあらす、食を好て寒暑を厭ふ身にては飛行の術を得る事かたし、依之仙家にいらんとを願ふ者は、松の葉を食とし飢をはずることなり、松は靈木にして萬歳の壽を保つといへり、皇國にては常木といふなり、唐土には丁固と云へる人腹に松の生じたる夢を見て是を占に、松の字を分て見れば十八公となり、故に十八歳にして上三公の位に昇るといふ、不遠して三公の中に入るといへり、また曰く秦の始皇帝は五岳第一の泰山に登り、

會なり、又とふ是を聽聞せんと思ふに叶ふべくや、鬼王の曰く容易からずと雖も御志の深くは引道し奉るべし、我自すごとく印明を結誦し玉へど、即教て曰、先心經一千卷を誦すべし、又如來の拳印を結んで淨土變の眞言七遍を唱へ、秘印を結へ毘盧の眞言を念誦し、眠をとちて佛眠の印を結び、同眞言一千遍を誦して、後に眼を開き玉ふべしと教へければ、行者は大きに悦んで、教の如くして眼を開き玉へば、此山廣博嚴淨微妙の淨土となり、七寶の宮殿をならべ金繩道を界へり、中において法起菩薩坐し玉へり、四邊に床あり、大比丘僧三千餘人列座せり、又其外に金銀珠玉の床あり、或は錦繡をしき或は虎豹の皮を鋪く、二の坐の上に神龍王夜叉羅刹等列坐して、各々菩薩の説法を聽聞す、佛虛空に住して菩薩の頂を摩て授記し玉へば、菩薩は教勅を請て大衆を教化し玉ふ、天鼓伎樂苦空無我の曲を調べ、風の聲寶鏢の韻き、實相圓融の妙理を説く、後に高山聳へたり、是靈鷲山なり、前に八功德の池あり、五色の蓮華芬馥盈滿せり、天より微妙の香花をふらし異香郁然たり、光明照耀して日月の光りに超たり、奇特不思議の事言語の及所にあらず、行者此淨土にして見佛開法の故に宿住智を得て歡喜極なし、其時取玉へる籌今招提寺にあり、彼の引道せし鬼王は、深沙大將なり、此淨土を拜せんと願人は、深沙大將に祈誓すべしと在り、今金剛山本堂の傍に在鬼面は、則此深沙大將なり、又金剛山を兜率内院と云、法起の菩薩の尊像を拜するに、忿怒形にして頗る轉法輪菩薩に似たり、轉法輪菩薩則ち彌勒菩薩なり、此故に兜率の内院とは申なり、新華嚴經四の十五、諸菩薩住處品に曰く、海中有處、名金剛山、從昔已來、諸菩薩衆、於中止住す、現有菩薩、名曰法起、與其眷屬之諸菩薩衆、千二百人俱に常に在其中而、演說法故に古より、佛説に出たる法起菩薩の淨土なり、又曰新羅國にも金剛山あり、國王の子、金地藏出家して、金剛山の白川洞に入て修行する事三十年とあり、しかれども、華嚴經の所説は、日本の金剛山なる事文中に、海中有處とあるをもつてもあきらかなり、眞言傳に曰く、唐土之鑑眞和尚來朝して戒律を弘通し、熊野に參詣なし、十二月晦日大峯に入是晦日の山伏の始めなり、次の年四月八日金峯山に出で次に葛城之峯に在り、五月八日、金剛山の正覺門の北より尋入て、法起菩薩の説法を聽聞すると在り、是等皆佛意に叶ひし人なり、行者はもとより精進潔齋の身なれども、常山に登り、岩上に坐して、在家の修行には異なりて食を求るたよりもなし松の葉をとりて食とす、是は飢をしのがためばかりにあらす、食を好て寒暑を厭ふ身にては飛行の術を得る事かたし、依之仙家にいらんとを願ふ者は、松の葉を食とし飢をはずることなり、松は靈木にして萬歳の壽を保つといへり、皇國にては常木といふなり、唐土には丁固と云へる人腹に松の生じたる夢を見て是を占に、松の字を分て見れば十八公となり、故に十八歳にして上三公の位に昇るといふ、不遠して三公の中に入るといへり、また曰く秦の始皇帝は五岳第一の泰山に登り、

獵し玉ふ爾時、俄に大雨降り來り、雨具の用意もあらざれば、始皇帝は、松の本に馬をよせて
 雨具を急ぎ玉へば、從者は君の怒を恐れ、周章して馳めぐれども、其用を便じ獲ず、始皇帝今天
 下に心に叶はざる事なし、然るに今雨具にさしつかへ、濕事の甚はらたしきことになんおも
 ひて、今此急雨をしのぐものわらば、厚く褒美せんものと高聲によばはり玉へば、不思議や
 松は枝を垂れ葉を重ねて、雨をしのぎけり、帝驚き玉ひて、大夫の官を賜ふと云傳ふ、是は
 わやしき事なれども、松には其徳功甚多し、百年にして花咲實を結ぶ、千年に十度なり、千歳
 を祝ひて十かへりと云也、根本には茯苓琥珀などを生ず、諸木にすぐれたる木なれば、木の公
 なりと云意にて松の字を作りしならん、此故に後世に至りても、仙術を好む者は松の葉を食と
 し、茯苓を製し餅にして食する事あり、製法は秘傳なるゆへ爰にあらはしがたし、行者仙術
 を獲ん事を願ひ玉ふは、飛行自在の身とならずんば衆生を化度せんこと難しと思召故なり、松
 の葉の外を不食山神を祈り、法起菩薩を念じ、晝夜の別ちなく行ひ玉ふによつて、夜も深更に
 なりて如夢教をなすとのあり、是深山の奇特なり、終に通力を得て、五色の雲に乗じて、上
 は四王自在處に登り、下は龍宮仙府に遊ぶ、悉地成就の持明仙人なり、天竺の法道仙人は、天
 竺の五百の持明仙人の中なり、日本へ飛來したる事もあり、是等のたぐひなり、日本にて仙家
 に入例を見るに、人皇十一代垂仁天皇の皇女倭姫命は伊勢の齋宮に立玉ひ、御壽五百歳

に近し、雄略天皇(二十二代之帝也)十二年四月伊勢の山中に入、岩を開き窟に入て見へず、
 武内大臣は景行天皇(十二代之帝也)の御代より成務天皇(十三代之帝也)仲哀天皇(十四代
 の帝也)神功皇后(十五代之帝也)應神天皇(十六代之帝也)仁徳天皇(十七代之帝也)至て
 六代の間、執政し玉ひ、又神功皇后に仕へ奉りては三韓を征し、其外諸國の夷賊を亡し、仁徳
 天皇の御代となり、今天下泰平なれども是より諸國を巡り觀察し、逆ふ者なくば、よろしき國
 にといまらんと願ひ玉へば、帝も御心のこりに思召と雖も、數代の勤功莫大なれば止めかね玉
 ひて、願のまゝに免し玉へば、武内大臣是より諸國を觀察して、逆ふ者なきゆへ終に、因幡國
 に至りて幡をおさめ玉ふ、依之幡因といふ意にて因幡國とは云なり、同國龜金と云所にて、
 岩の上に双の履をのこし、天に登り玉ふて再びすがたは見へずなり玉ふ、此外仙家に入る人に
 は、泰澄和尚、勝尾寺善仲、善算、仁鏡法師、久米仙人、大伴仙人、安曇仙人は、七百歳、陽
 勝仙、生駒仙、藤太主、源太主、松守童子、弘法大師、伏見之翁、行寂居士、教待和尚、行基
 菩薩、若狭之白比丘尼、一名八百比丘尼是等日本之仙人なり、都て仙家に入る人は命終する事
 なし、行者は今に唐土に在て、日本に飛來して靈驗をあらはし玉ふなり。

攝州箕面山唐人戻り岩之話並元山上義覺義玄之話

行者金剛山の頂に居して、朝毎に天地を拜し、東方にむかゝるては日出を拜、孔雀明王の呪を
 持誦し次に、南方次に、西方次に、北方なり、是のごとく四方をはゐす、或時北方にあつて、
 靈氣立のぼる事天に通ず、是を見て、菩薩の淨土ある事をしり、山を下り氣をしとふて攝州に
 おもひき、山中に分いり川を渡り流神に逆ふてのぼり見れば、一ツの瀧あり、高き事二十餘丈
 なり、當山一の大瀧にして第二を瓔珞の瀧と號し、第三を奥の瀧と云ふ、第一大瀧の底に黒龍
 住り、瀧の邊りに全身を顯して蟠る、其長さこと三丈に餘れり、兩眼は磨る玉に似たり、紅ひ
 の舌を翻し、鹿の如き角を振り立てたるは、恐しき事言語にたへたり、行者は物の數ともせず、
 錫杖を振て進み玉へば、黒龍うごく事あはせず、木石をもて作れるが如し錫杖を突立て攀
 躋る、其印し岩角にのこれり、瀧の上に一ツの松ありて梢に光明を放てり、行者近く奇て是を
 見んとし、根本に至り玉へば、彼の光るもの落來て行者の御袖に止る、是三股杵なり、依之
 後世三股の松とは號すなり、葉は三葉にして四時に色を變せず、不思議の靈木なり、行者三股
 杵を得て、瀧の上なる石上に座して、前なる石に錫杖を立て秘呪を持誦し玉ふ、後世に至て
 座禪石錫杖石の名あり、三月十七日に登山し今四月十七日三十日にあたる、夜の夢に龍樹菩
 薩の淨土に至る事あり、利劍をあみて衣となし、長繩を腰につけて三股の松の邊りなる龍穴に
 入る事、凡一里ばかりにして城廓あり、石門かたく戸ぎせり、暫く佇立して聞に、妓樂の韻き

幽かなり、門前に跪きて眞言を念誦し玉へば、門内に聲あり、門外に呪を誦する者は誰ぞと問
 ふ答て曰く、日本役優婆塞行者なり、問人は誰ぞとあれば、我は德善大王なりと、直に門を開
 きて行者を請入れ龍樹菩薩の淨土にいたらしむ、行者行て四方を見玉ふに、重門高樓堊をな
 らべ皆七寶莊嚴せり、黃金臺玉階寶の池優盃羅花拘物頭花、奇香秘料として琪樹列せり、靈
 禽異鳥、和雅の音を發し妙法を囀る、寶幢幡蓋薰風に飄飄し、摩尼の燈膽銜の華光明閃爍
 して心言も及び難し、甘露醍醐の妙飲食、寶器をつらねて其數をしらず、殿の前には丈餘の
 錫杖を立たり、時至れば振ざるになる、正面には丈餘の鼓馨を懸け、刻限にはうたざるに、
 微妙の音を發す、菩薩、聖衆、天人、龍鬼、其中に滿り、中央の宮殿に七寶莊嚴の床あり、其
 上に龍樹菩薩、大辨財天女儼然として、坐し玉へり、德善大王佛前に進み、香水を取て、行者
 の頂上に灑ぎ頂きを摩て曰く汝本所に歸り心任せに、興隆せよと、秘密を傳へ玉へば、行者
 身心適悦して、水上に浮み昇と見て夢はさめたり、行者感涙を流し、不日瀧の下、西の側に
 て荆棘を刈拂ひ、殿をひらき、草堂を構へ龍樹菩薩並に辨財天女の靈像を、等身に造り爰に安
 置し、同年十月十七日開眼し玉ふ、是一ツの不思議なり、三月十七日に登山し、四月十七日龍
 樹菩薩の淨土に至り、今十月十七日に佛牀成就する事、思ひあはすべし、次に德善大王、十五
 金剛童子等の、護法神のために、堂の東北の方に小社を建て、安置し玉ふ、當山の瀧落合流る

すがた箕に似たり、依之箕面山瀧安寺吉祥院と號す、(後に天台宗修驗道聖護院に屬)行者畫は瀧の上にて、孔雀明王の呪を誦し、夜は瀧の下にて大聖不動明王の呪を誦す、如是修行懈怠なし、年月を経て、矜伽羅制多迦の、二童子八部衆等、晝夜給仕したまへり、其勤行の地は、瀧の頂き東西に高き所あり、瀧の下には南北に幽閑の地あり、後世に跡を残す、又常に岩間より、涌出る水、玉の如く甚清けきは、是をもつて瀧玉ふ、後に神水と號す、行者通力自在の身となり、瀧の上なる坐禪石より、天に上り下る事御心のまゝなりしかば後世此所を、天上ヶ嶽とは申なり、是より嶮難の地を見立て道を踏分山を開き末世の行場にせばやと、おもひはかり玉ひて、さ禪石をはなれ、錫杖をつき、高き下駄をはきて、しばらく下り玉ふとき、山中鳴動して、一ツの大岩道の真中に涌出せり、行者異ともせず飛超て麓に下り玉へば瀧水溢れて淵をなし、黒龍蟠て、道を妨ぐ、是山神別離を惜みての業ならんと、長二尺の木像を作り草堂をたて其内におさめ、山神への遺像として、出玉へば、溢れし水は、瀧の流れに入り、蟠たる黒龍も姿を隠したり、行者はやすくと山をいで、大和路におもむき玉ふ、却説御自作の木像を、安置したる草堂を行者堂と云ふ、又涌出せし岩を後世唐人戻り岩と云ふ、是は嵯峨天皇の御宇百齋國の使來朝して、日本の地形を見るに、平にして川の流れ穩なり、堂塔を見るに、我國よりは劣りと思ひ、少しく悔る心ありて、靈場參詣の事を願ひければ直に奏し

奉るに、彼が心の慢じたるはしろしめさず巡拜を免し玉ふ依之引導の官人を副へ比叡山に登る百齋の使參拜して、山の名を問答て是は比叡山延曆寺と號す、則唐土の天台山をうつしたりと云ふ又問何と云ふ人の開山なるや、答て傳教大師なりと、又問其傳教大師とは日本の僧なる歟、答曰く日本近江國志賀郡に出生す、十二才のとき出家して、行表和尚のせしと成て、延曆廿一年入唐を願ひ、桓武天皇の勅許を蒙り、同廿三年秋七月出船して唐土に至る、天台山國清寺に行道遂法師に對面して、天台の教門をうけ、又佛瀧寺の行滿座主に逢ふ行滿座主、傳教を見て曰く、昔智者大師告玉ふ、我沒後二百年過ぎて、我法東にはたるべしと仰あり、今汝東より來て、もとむる事、不思議なりとて、秘密を陀厲し玉ふ、それより龍興寺須臾阿闍梨に隨ひて、三部灌頂密教をさづかり、貞元廿年の夏五月、唐土を出船し、延曆廿四年歸朝して、經論の書二百三十餘部智者大師の持玉ふ、金字の法華經金剛盤若經等を觀覽に、そなへそれより清瀧の峯に入り高尾の道場におゐて、眞言秘密の大檀を建灌頂三摩耶を授く是より後、神宮院におゐて、灰の中より、佛舍利を得て、延曆廿四年、秋七月叡山に登り、草庵を結び、法華經金光明經等の、大乘經を誦し、山の頃に一字を建て、一乘止觀院と號し、藥師如來を自作にして安置し、延曆廿五年奏聞に及び、天台法華宗を弘む、華嚴、法相、三論、律宗を兼學して、弘仁十三年六月四日迂化なりと云ふ、唐人是を聞て曰く、唐土の天台山に比

すれば十分の一なり、必傳教の法力も龍興寺須曉阿闍梨に比れば、十分の一ならんと、誇りけるは甚悪き過言なり、此外に靈地はなき歟と問依之評して曰く、鞍馬愛宕などへ登るとも必ず彼が誘を聞ん事の、口おしき事なりとて、攝州箕面山に連行、一の瀧のもとに至りて、當山に三ツの瀧あり、是なるを一の瀧とす、底に黒龍住て、昔は出て、人をとり食ひし事もありけるが、役優婆塞行者兄縛せられてより、不出と語りければ、唐人の曰く、今もいでは見んものぞ、其役行者とは、如何なる人ぞと問ふ答て役行者と申は、日本大和國葛城上郡茅原郷と云ふ所に出生し、年三十二歳にして、家を捨葛城金剛山に入り持明仙人となり、法起菩薩の淨土に至り又當山に入ては、上なる瀧の龍穴に入り、龍樹菩薩の説法を聴聞し、眞言秘密の傳授をうけ、常山の頂に行ひ玉ひし、舊跡今に在りと云ふ、唐人の曰く山と云ふ瀧と云ふ唐土にあらば、童子の戯れ遊によからん其龍穴のもとに、行て見ん道おしへ玉へと云ふ、依之是非なく先に進み、かの岩のもとに至り、やすくと通り過けるに、唐人の眼には、岩に登ると見へまた其岩の大ひなる事、十丈にあまり容易に登ん事難しと、須更佇立す、先に進みし者早來れといへば劣と進み岩に登んとして、顛び落る事三度に及ぶ、又登んとすれども、一足も進み獲ず、悔し心を悔て下山しけるより、唐人戻り岩と云ふ、是當山の不思議なり、却説役行者は箕面山を下り、大和國平群郡生駒山に登り玉ふ、盤若靈窟と云るは、高き事雲に笠て嶮岨な

り、此窟に入て秘密の呪を持誦し玉ふ、後世に至りて、勢州安濃郡一色村の僧寶山和尚(姓は山田氏なり)延寶六年十月十日始て登山し大伽藍を創建して、大聖無動寺と號す、又後に弘法大師の筆跡寶山寺と書たる額を得て寶山寺と改號す、却説役行者は盤若靈窟に居玉ふ事一年に過たり、然るに夜毎に來りて、遠きより石をなげ、妨をなす者有と雖も、一ツとして御身にわたる事なし、或時近寄來る者有是を見るに其容貌鬼の如し、手に根引の松を持て、二鬼行者の左右より擲てかゝる、行者錫杖をわけて、拂ひ除け戦ひ玉へば、二鬼は麓の方へ逃下る、行者は追かけて二鬼ともに捕へ玉ふ、此所へ後に寺を建樂師如來を本尊とし、鬼取山鶴林寺と號す、行者は二鬼を捕へて、汝等は何國より來り、如何なる者にてあるやと問玉へば、二鬼恐れ入て行者の前に頭を下、我々は麓の里に生れ、幼ふして父母にはなれ、教る者もなく、心の儘に年經にしたがひ力強く、深山幽谷入て、猛獸を狩とる事を樂みとす、依之里人交りをきらひ鬼なりと云我また鬼の心となり里を出山に入終に魔道修行成就し、寒暑を厭はず、大衆葛城紀の國には、高野熊の三の山、何れの峰に登るとも、したかざるはなし、今は多くの眷屬あり、盤若窟といへども我岩屋と思ひしに行者登山し玉ひてより、其窟に行事かなわす、依之眷屬ども、妨をなすと雖も、呪力に恐れ近寄事かなわす、我又行て試んと、申合登山せしに、なかく力不及神通自在の行者にましますれば、魔道より逆ふ事思ひもよらず、譬ば猿猴が月蟻

卿が斧の如し、依之今より心をあらため、仕へ奉らん事を願ひ申なり、舊日の罪を免し玉は
 い、多くの眷屬悪鬼天狗の類、不殘仕へ奉んと願ひける、其相を見るに、身の長丈餘にし
 て、左右に牙を生じ、忿怒相なり、行者曰く、修行の妨をなしたるは、何故ぞや、二鬼答け
 るは、都て魔道に入者は世の亂を喜び大ひなるは合戦炎災、小きは家内の亂れ争ひを樂とす、
 然ども神佛の守らせ玉ふ所には、其亂れなし、ゆゑに正行の人多ければ、其教の正しくて善
 に導き、悪をはなれて、亂れ争ふ事なく、樂みを損すゆへに、正ぎやうの人をさらふといへど
 も、行者は實に神佛の如し、依之今より心をあらため、行者の眷屬となり、善道に入ん事を
 願ふなり、免し玉は廣大の、御慈悲なりと、歎きける、諺に鬼の眼に涙とは、かゝる事をや
 云ならん、行者は鬼神の心を和け善道にみちびき玉ふ事、無量の功德なり、後世に至ては、僧
 尼或は乞食などに、施をさへすれば、功德なりと云ふ、所謂胡椒の丸吞にて、功德の味をしら
 ず、功とは力を工にすと、合て功となる、徳とは人は人の行ひなり、十四一は八かくわつて、
 直となる、其下に心を置なり、合て徳となる、さきは直なる心の行ひを、よく功るを功德とは
 云ふなり、譬多くの金銀米錢を施し、寺院を建立するとも、心たゞしからざれば、功德はなき
 ものなり、唐土にては梁武帝七堂伽藍を建立せば、功德何ほど、問ふ、達摩大師答て無功德な
 りと、武帝又問死ては何國に行やと、達摩大師答て、無間地獄に落るとなり、達摩大師の答へ

こそ本意にかなへり、武帝伽藍建立を後にし、前に功德を問は、商人の賈物を買入る、時、前
 に算盤をもつて、損益を考るに似たり、是のごとき心にて功德はあまるまじ、正直の行ひをこそ
 功德とは云なり、行者は願ひのまゝに免し玉ふ、是等を眞實の、功德と云ならん、二鬼は行者
 にしたがる、修験道に入て、義覺義立といへり鬼といへども皆人なり、されば強剛の者を鬼と
 云ふ歟、世に鬼と稱するもの、繪を見るに、頭に二角あり虎の革の肌帯をしめたり、是は丑
 寅の方を、鬼門と云ふに付て畫工の作意ならん、又考るに丑寅を合したる姿なれば、虎の頭
 に角を置べきに、肌帯にしたるは、虎は死ても革を残すと云ふ意なる歟、何分畫工の働き格別
 なり、此鬼と稱するものを、征すると云ふて、鐘馗といへるものを書く事あり、是は月合廣義に
 曰く、鬼を制する呪なりと在り、又一説には唐玄宗皇帝開元年間、の病に臥玉ふ、病中の
 夢に、小鬼紅き肌帯をして、手に扇を持て踊る、玄宗夢心には是を見て樂み玉ふ、かの鬼近寄來
 て、陽貴妃の繡香袋と、帝の笛を盗とつて、去んとす、玄宗曰く汝何者なれば、かく盜賊を
 働くやと問玉へば、小鬼答て我は虚耗と申、人の物を盜戲とし、人の喜を耗を樂むと云ふ、
 玄宗大に怒て武士を召て、鬼を征せんとし玉ふ、此時大ひなる鬼來る、頭に破れ頭巾をかひり、
 あゝ染の袍を着し、劔を持小鬼を切て是を食ふ、玄宗其名を問ふ答て吾は終南山の進士、鐘馗
 と云者なり、武徳年中應舉すくなきを恥て、古郷へ歸る事をいといて、殿階に觸て死す、其時

帝吾に、崩黃の袍を賜尙死骸を葬玉ふ、其恩に感じて、今帝の爲に、虚耗の鬼を拂ふと云ふ、時に玄宗夢は覺たり、依之吳道子といふ畫師を召て、夢に見し姿を畫し玉ふ、吳道子筆を取て是をかくに、玄宗夢に見玉ひしと、少しも違ふ所なし、吳道子の曰く、我見し夢と、帝の仰すこしも、違ざるゆへかき易しと云ふ、されば玄宗と吳道子と、同じ夢を見しなり、是より鐘馗の畫はじまると云ひ傳ふ、又曰く本草に、鐘馗とは菌の名なり、能祓を治すると在り、是等は請難き所もあれど、鐘馗を呪と云ふまた草の名といへるは、さもあるべき事なり、鬼といへるもの、事を弔患案するに天狗の鼻の高きと、鬼に二本の角有とは、決しがたし、鼻の高きもあれば、また低きもあるべし、鬼の角も、二本もあれば一本もあり、または無もあるべし、まづ鬼の説を皇國の、古傳によつて考ふるに、伊邪那美命、よろづの物を産み、麻奈弟子に父産靈神を、産玉ふときに、必ずがたの見苦るしからん事を、おもひはかり玉ひて、夜は七夜日は七日吾すがたを見玉ふなと、言玉ひて、かたく戸ざして入玉ふ然るに伊邪那岐命、忍びて密に見玉ひけれども、伊邪那美命是をしらしめしはづかしき事に、おぼしめして、夜見の國へゆかんとて、黄泉津平坂と、言所まで行玉ひて、思ひ玉ひけるは、父産靈神は、火を主り玉ひ、甚あらしき御子なり、もしやあらび玉ふ事のあらば、誰か是をしづむるもの、あるまじとて、またかへり來玉ひて、火をしづむる神をうみ玉ひける、其産玉ひし神の御名は、埴夜須毘古神、次

に埴夜須毘古神、是は土を主り玉ふ神なり、次に産玉ふ神は彌都波能賣神、是は水を主り玉ふ神なり、次に川菜匏を産玉ひて、若火の神のあらびなば、水の神匏をもちて、鎮むべしと、教へ玉ひて夜見國へ行玉ふなり、水と土とをもつて、火を防ぎ、匏をひふせといふは此いわれなり、また川菜といへるものは、形昏などに、唐草のかたなといふは、川菜にて、火防の爲に用ゆる事なり、却説伊邪那岐命は、別離をなげき玉ひて、夜見の國へ追ひ行玉ふなり、夜見の國にて、女神に曰ひけるは今一度かへり來玉へ、汝ともにも作りし國なれば、一つ虚に居んものをと、ありければ、女神是をき、玉ひて、今少し遅かりし、早く來玉は、直にかへらんものを、今は夜見の國の、穢れたるを、食したれば、かへりがたし、しかわあれど吾名姓命の來玉ひし事ゆゑ、夜見津神に論ん、しばらく待玉へと、戸ざして入玉ふ、伊邪那岐命待かね玉ひて、一つ火をともして見玉ひしが、甚見ぐるしき姿なり、見畏みて逃還り玉へば、伊邪那美命、約束の違ひしを、深く怒らせ玉へば、雷の神おるかけしに、伊邪那岐命、夜見津平坂と云所にて桃の實、三つとりて抛うち玉へば、雷神畏れ逃かへりしなり、(父産靈神の御子に伊加豆智神あれども雷神とは異なり)また云ふ、桃を魔よけになると云ふは此古傳によつて云ふなり、別傳に曰く、其とき實のありしは、東へさしたる一の枝なりと云ふ、依之東にさしたる一の枝あらば、とり置て魔よけに用ゆべき事なり、國風を好む人は、尋得て、所持する

も多かりける、扱追來る雷神の類ひを、鬼と云ふ歟神と云へば尊き事にのみ、おもふもあれど、夫は神と人との闕目をわきまへぬゆへなり、鷓鴣草葺不合尊までを、神の代と云ふ、神日本盤余彦尊(神武天皇)と申奉るより、人の代と定めり、神代と人の代とは、すこしく異なる事もわれど是は深き譯あれば、爰にあらはさず、まづ豫を云は、人も神も都の名にて高位の貴人もあれば乞食をする者も人なり、天津神國津神にたふとき神々のましませは、また疫神もあり猶人の嫌ふ、貧乏神もあり、尊さばかりにあらす、されば雷の神などは、いやしき神なるべし、其雷神の桃に恐れし事につるて考るに、唐土に相似たる説あり、桃を五木の最上とす、五木とは桃柳桑楮槐なり桃をもつて、鬼を制する事あり、一説に東海の中に、度索山といふ山あり其山に三千里蔓たる桃あり、其東北に門有惡鬼出入するゆゑに鬼門と號す、桃をもつて制するゆゑ不來神茶鬘累と云ふ者、桃の木の子にて射て、鬼を虎に食すと云へり、是等はあやしき事なれども、桃をもつて、制する所は伊邪那岐命の、古傳に相かなへり、然ば雷の神を鬼と云ふ歟、何れ夜見より、出來て、災をなすものと見へたり、雷を雷がくにも、鬼の太鼓を保持たるをかくは太鼓は、なるゆゑにそへ、本軀を鬼のすがたにするは、雷の神を鬼なりと思ひて雷がくなり、雷の神を鬼と定て云は、有とは雖も姿を不見、眼に見ざれば無が如しと、うたがるもあらん、姿有て眼に見ざるは、顯事と、幽事との、差別有故なり、顯れ事と、幽事と

の、別あるは本、この豐葦原の中津國は、大國主之神のしるし召國にてありしか、天照大御神の御孫の神、天降り玉ふによつて、武甕槌神天降りて、其よしを大國主之神に傳へ玉へは、大國主之神答へ玉ふ御詞に天津神の命、慇懃如此也、何將奉違干御言、吾所治顯事は天津神之御子可治也吾者隱而將治、幽事焉報命白矣、(以上古史の文なり)是のごとくに曰へば武甕槌神は、天津國へ還り玉ふて、天照大御神に、かくと告玉ふによつて、天津日高彥穗瓊杵命天降り玉ふて、顯事をしるし召玉ふそれより以來、御代萬々歲皇御孫の命のしるし召尊を御國になむありける、大國主神は出雲國に、築杵の宮を建て、隠れまして幽事をしるしめし玉ふなり國の主にてありし、大國主の神の、築杵の宮に入玉ふことゆゑ諸國の神々集り玉ふ、頃十月にあたり、此故に後世までも、十月には、諸國の神皆出雲國に集り玉ふといふまた云ふ十月を神無月と云ふは大國主神隠れ玉ひ天津神の御孫の神天降り玉ふまでを、國の主たる神のなきゆゑ、神無月と云ならん天照大御神の御孫の天降り玉ひて、新に顯事をしるし召は、十一月にあたり陽氣つきて、また陽氣を、もよふす頃なれば一陽來復とは云ふなり、大國主の神は隠れ玉ひ天津神の天降り玉ふは、つきてはじまるなり、一陽來復の時にわたるは神慮にして凡慮の及ぶところにあらず、如是顯事と幽事と差別あり、顯事に屬ものは人をはじめとして、皆天子の御惠みを蒙ざるはなし、幽事に屬ものは人死したる魂或は禽獸の類なり此故に鷓鴣を

はじめ猪鹿猿一切の禽獸死骸を顯さず、是幽事に屬の證據なり、牛馬犬猫其外鳥など、死て骸をのこすは、家に飼れて顯事に屬ゆゑなり幽事に屬ものは、顯事よりは見へぬなり死する
と云ふ事は、顯事をはなれて、幽事にいる事なり、人も死したる魂は幽事に屬ゆゑ見へぬなり、譬は一間に燭火を置一間に燭火を不置明き方より、暗き方は見へず、開き方より、明き方はよく見ゆるなり、顯事と幽事とは如是差別あり是は予が考ふるにわらず、平田大人の著されし、靈能眞柱の説に少しく詞をそへしなり、鬼といへるものは、幽冥のものにして、姿は目に見へぬなり、役行者は幽冥に屬鬼神をもよく、驅使し玉ふは、通力自在の神仙なり、凡俗の及所にわらず、奪ひべし鬼の事はわらく、是のごとし、また女を鬼といへる事あり、伊勢物語に、女のおほく群來るを、鬼のすがたなりといへり、此例をひきて、女を鬼とよみし歌あり、村上天皇(六十二代の帝也)の御宇康保四年源重之陸奥守に任せられ、奥州名取郡黒塚に在て病死せられ女ばかり残りしに平兼盛の送られし歌に陸奥の、わだちが原の黒塚に鬼こもれりと云ふかま事か、とよみしもあり、又云女を鬼と云しは、佛經より出たる歎華嚴經に、女人地獄之使能斷佛種子外面似菩薩内心如夜叉一と、法華經第二十六、陀羅尼品に、鬼子母並に十羅殺女の名をわらはしたり、一名藍婆、二名毘藍婆、三名曲齒、四名華齒、五名黒齒、六名多髮、七名無厭足、八名持喫路、九名阜誦、十名奪とあり、面は美玉の如くにして、一切衆

生の精氣を吸事を好む、鬼女にて鬼子母の女なり、名のわらわれたるは十人なれども外に數千の子あり、其子を愛する事、限りなし、しかるに他人の子を取食ふ事を好み、其取食ふ事いく千人と云敷をしらず、釋尊是を惡み玉ひ、鬼子母の子をとりて隠し玉へば、泣きけびて尋る事山もくする、如くなり、釋尊戒て曰ひけるは、汝多の子あれども一子をうしなひ、如是泣きけびて尋る、其心を以て、人の子を取食ふ事を止よ、子をとられし親の心をさつせよ、汝は多くの子あれども、是のごとくなげく唯一人の子をとられし、親の心はいかばかりとおもふぞやとありければ、鬼子母は恐れ入て、今日より後は、人の子を取食ふまじ、何とぞ我子の在所をおし玉へと、願ひければ釋尊曰く、今日より人の子は取食ふまじ、また惡心をひるがへし、我教へに隨は汝が子を出さんとありければ、鬼子母誓を立て、佛法を護持せんと願ふ、依之釋尊子を出し玉ふとあり、此時誓をたつる、其詞に曰く憍亂說法者一頭破作七分一如阿黎樹枝是より後、惡をなさず、人の子を取食ふ事なく、却て願ひをかへ、鬼子母神と、諸人の敬ひをうくるなり是のごとく、多くの子あれども、法華經に、夫の名を見ず又數千の子のうち、男子の名を聞かず、母も女も男まさりのものなるか、男まさりの女を、鬼と云ふか、是等は遠き天竺の事なれば、經文によつて知と雖も、見たるものはなし、しかれども日本にも相似たるものあり、貧賤にして子は、年々に生、貪瞋智の三柏子を揃へ、男を蔑にし、常に

男にまさる細帯をしめ、一子は脊負、一子は抱きて懐に入、乳房は布袋和尚の寶袋に相似たり、髪は亂れ面は黒く齒は白く、鼻と眼は小さく、口と尻とは甚大ひなり、子を愛する事は、鬼子母のごとし、また豚魚に似たり、河豚は俗にふぐと云ふ、河豚といへる魚は子を深く愛し、子をとらるゝ時は、親また其所に來りてとらるゝといへり、實情の深き魚なり、故に易に中孚豚魚吉、利涉大川、利貞と有は、實情の深きを云なり、かの女などは禮をしらず、義に闕く唯我子をのみ愛し、他人の子を惡み、小兒の争ひを聞て、自出て子に代て争ふ、中孚の卦に、豚魚の實情の深きをいへども、其實意の通ずる所を似ず、而躰ばかりは豚魚に似たり、常に世評を樂といへども、忠臣孝子のはなしは嫌ひ、唯好むは密夫の喧嘩、或は貧家のわらそひ、またある時は、小便のかへものをあらそふ、是等のたぐひ、高位の貴人見玉は、鬼とやおもひ玉ふらん、恥かしき事になんありける、かゝるたぐひは邊鄙にもまれにはありと聞及べり、却説女を鬼と云ふに付て、鬼のすがたを考るに、角有て虎の皮の肌帯は前に著したるなり、今指を三本に盡く事をおもふに、先神像佛像を見るに、指は五本なり、人もまた五本なり、是は木火土金水の五行を本とし、仁義禮智信之五常または君臣父子夫婦長幼朋友之五倫何れにも相叶へり、如是五常五倫を守は指五本あり、よつて鬼は魔界の者として、貪欲愚智瞋悲の三毒に、かたどりて三本とし、いかなる三本指の鬼といへども、其三毒の心を斷て、佛前に向ひ合

掌する時は、左右合して、南無阿彌陀佛の、六字の數に叶ふといふ意なり、女貴人の前に出て、三指をつくといふ事は女は三毒の入物なりと、佛の戒もあれば、三ツ指を盡すと云ふ意ならん、鬼は陰のものなり、故に、鬼の住家を考ふるに、伊邪那岐命を、追來る雷の神といへるものも、夜見の國より來る、其夜見の國は、何れに有と云ふは、古傳によつて、是を考ふるに、大虚空の中一物生而其狀貌難言浮雲之根係處なきが如しと有り、其一ツの物より清上る物天となり、殘る物は國となり、濁下る物は夜見となる、されば夜見は地の下にあり、其地の下なる夜見の國に、雷神と云ふ、鬼とさすべき神あり、是は皇國の古傳によつて考るなり、又佛道によつて考るに、往生要集曰閻浮提の下、一千由旬に等活地獄あり、立横一万由旬也とあり、是より次に地獄あり、其間の遠き事は前に順るなり、等活を始として、次に黑繩、衆合、叫喚、大叫、喚、焦熱、大焦熱、阿鼻是を八大地獄と云ふ、一大地獄に十六の別所あり合して、一百三十六地獄なり、まづ等活地獄へ遠き事、一千由旬とある、其一句は四十里なり、されば一千由旬は四十万里となるそれより次々遠き事、是に順じたれば、阿鼻地獄までは、なかく遠き事とおもわるなり、其地獄にて罪人を呵責するものを、鬼なりと云ふ、又盡もするなり、何れの道にいふも、低き闇き方より來る陰物なり、其陰なる鬼に太鼓をもたせ高きにわけて、雷のすがたと云ふは、すこし不都合なり、太鼓は馬の皮をもつて張ゆる、陽の音を發す、牛

馬は陰陽なり、牛は陰なるによつて、頭を上るときは力なし又云牛は陰なり、其牛の血は又陰なり、鐘は陰なるゆゑ、牛の血をぬるときは、よく陰聲を發するとして、唐土にてはかゝる例もまゝある事歟、經書にも見へたり、馬は陽獸なるゆゑ、頭を上るときは力あり牛馬は表裏の相違なり、よつて牛は北方馬は南方にあてるなり、太鼓は陽鐘は陰なり、此故に戰場に用ゐる時は太鼓をうつて進み、鐘をならして退く、鬼も鐘も陰なり、かの大津繪の鬼の念佛などは相應のすがたなり、しかるに陽聲を發する、太鼓を陰なる鬼にもたせ、高きに登らせ、陰陽の、あらずひにてなると云ふも可なり、夜見の國より來る、雷の神も父産靈の神の御子、伊加豆智の神も、同神とおもひ、違ふべからず、夏の頃虚空にてなるは、父産靈の神の御子伊加豆智の神も、業なり、夜見國より來る雷神は甚拙き神にて、鳴雷の神とは別神なり是に付て、雷鳴の事また、おつる事皆人のうたがふ處なれども、爰に長々しく雷神の説を演るは、本をうしなる、枝葉にうつるゐぬ、鬼の話に却て説、かの鬼と稱れし、義覺義玄も、今は行者の呪力に伏し懈怠なく仕へける、行者は常に、嶮岨の地を踏分んことを願ひ玉ふによつて、義覺、義玄、導き奉りて、鳴川山に登る、行者は山の絶頂に在て、眞言の密法を誦し玉ふ事一千日に及び、爾時岩間より、光明赫々として、千手觀世音菩薩出現し玉ふ、行者歡喜怡悅し、即尊像をささみ、安置し、千光寺と號す、是より當山に行場を開き、西の臨き東の臨き、蟻のとわたり、

びよふ岩何れも峨々として、畏しき事限なし然れども、行者の御心に叶はず、金峰山にうつす、大峰山上ヶ嶽を開き玉ふゆゑ、當山を鳴川山千光寺元山上と號す、日本眞言宗の祖は、弘法大師なり、頃は延曆年中顯密二教の宗門を建立し玉ふ、然るに行者、眞言法を行ひ玉ふは、うたがわしく思ふれど、是は箕の面山の龍穴に入て、龍樹菩薩の淨土に至り、さづかり玉ふなり、うたがふべき事にあらず、金峰山を開き、山上ヶ嶽を踏分行場を開き玉ふ事は、次の卷にあらわしぬ。

神變大菩薩卷之中畢

神變大菩薩傳卷之下

金峯山本尊出現之話並行者山上ヶ嶽御登山前鬼後鬼之話

大和國吉野郡金峰山一名金ヶ御嶽と云ふは、黃金山なるによつて名づく、またよしの山とは、郡の名によれり、或説に天竺より飛來の峰ともいへり、常に金氣立て三國無雙の靈山なり、役行者は義覺義立を驅して鳴川山を下り、六田の郷に行き、吉の川を渡りて、荆棘を踏分け、登る事三十餘丁なり、爰に止り、山神金精大明神（明明帳に金峰神社吉野山の地主とあり）をはなし、次に本尊の出現を祈り玉ふ事、般若心經を誦して一七日に及べり、爾時地藏菩薩出現あり、抑此菩薩は地徳をそなへ、萬物に慈悲深く、二佛の中をあづかり、一切の衆生を化度し玉ふ、然れども其相柔順にして、末世強剛の衆生を化度せん事難しとて、遙の谷へ抛玉ふ、後世川上の莊、神の谷村に一字の堂を建立し、地藏菩薩を本尊として、妹背山高剛寺と號す、是をよしの、抛地藏と云ひ傳ふ、行者又心經を誦し玉ふこと三七日にして、彌勒菩薩出現し玉へども、是も心に叶わじと擲はらへば、かきけすごとくにうせ玉ふ、是より一千日の御修行

ありければ、藏王權現出現し玉ふ、其相青黒忿怒にして、左の手に劍印を結び腰をおさへ、右の手に三股杵を執て、巖窟より出で、昔靈山に在て妙法を説く、今金峰山に金剛藏王の身を現すと、直に虚空を踏で、山上ヶ嶽の方へ飛去り玉ふ、行者は是を拜し、即尊像を等身に作りて本尊とし玉ふ、佛量二丈六尺あり、次に十五童子出現して、行者を守護し玉ふ、經護童子、福集童子、常行童子、集飯童子、宿著童子、禪前童子、羅網童子、檢増童子、後世童子、虚空童子、劍光童子、惡除童子、香精童子、慈悲童子、除魔童子、以上十五童子なり、羅網童子より羅網童子まで、七童子を金剛山に置き、八童子を後に山上ヶ嶽に置き玉ふ、又本尊の脇士は、左に觀世音菩薩二丈四尺、右に彌勒菩薩（二丈二尺）をそへ玉ふ、後に行者の尊像を安置し、堂塔僧舎を建立す、扱役行者は天の川にいたり玉ふ、柴上は山上ヶ嶽にして、洞川の北を流れ、十津川に入る、清水なり、此所において、一千日之間、御修行ありし、大峰の嶮路を開ん事を祈玉ふに、或時岩中に琵琶の響微妙に聞えければ、琵琶山と號す、後に一寺を建立して、白飯寺と云ふ、又云く弘法大師は役行者の御高德をしたいて、此所に千日の行をなし玉へば、辨財天女出現したまへり、大師自天女の尊像を彫刻して安置し玉ふ、後世に至て、十一村の氏神と崇奉る、天の川辨財天是なり、行者は是より山上ヶ嶽へおもひき玉ふ、抑山上ヶ嶽は吉の山より南方にあたりて山路嶮岨なり、行者は錫杖をつきて道を踏分け、小天井大天井を大

鞍掛と云へる所にいたり玉ふ、時に岩窟より、大斧を持たる二鬼踊り出で前後より道を妨て曰く、何用有て爰へ来るやと、怒れる容貌は尋常の人にわらず、丈高く兩眼光り有て、身に革衣を着したり、行者曰く、是妨をなすは如何なる者ぞや、二鬼答て、我は此山に住んで人肉を食ふ事を好み、汝此斧下に命を捨て我腹を肥せよと、前後より擲でかゝる、行者は錫杖をあけて、斧をうちをとし、逃るを捕て足下に踏しき、汝等を生置ば後世まで登山の妨なり、うち殺べき者なれども、今より心を改め、我呪に隨は、助くべし曰へば、二鬼ともに聲を發し、申べき事あり、須臾ゆるし玉へと云ふ、行者は二鬼をゆるし玉はず、願ふことあらば申べし、其意によつて免さんとありければ、二鬼苦るしき聲をして、願ひけるは、我々は麓の里に住めりし者なるが、種々の惡業重りて、里に住む事かなはず、山に隠れ獸を食ひて命をつなぐ、今一命を助け玉は、行者を守護し永の靈場の守となり、後世までも修驗道を妨る者あらば、斧をもつて頭を微塵になさんといへり、行者此誓言によつて、二鬼の罪を免し命を助け、前後にしたがへ玉ふ、依之前鬼後鬼の名あり、此者里に住し時、八人の男子あり、また愛する事他に異なり、然るに或時嫡男病に臥り、兩親心を痛め介抱してありけるが、廿日餘りにして終に死したり、兩親歎きかなしむ事限りなし、然るに二男もまた病にかゝり、十日餘りにして死したり、それより半年ばかりに七男まで死し、當歳の男子一人のみ残り、是より後は朝暮子

のみ愛し、農業にも出ず在けるが、また此小兒も病に觸て、乳房を含めるに、一口だにも吞事を得ず、兩親は胸を裂き骨を削るの思ひをなし、神佛に祈り我命にかへん事を願ふと雖も、さらに其驗もなく、終に七日にして死したり依之泣さけ聲は一村の中に聞へて、甚哀れなるありさまなれば、里人うちよりて葬式を行んと云ふに、死骸をいだきてさらにはなさず、老人の曰く、死たる骸を愛し留置は、却て魂魄の迷ひとなるべし、速く葬りて其靈を吊ひ玉ひねと、慇懃に教へけれども、耳にもかけず、後にはうち腹たちて怒り旬旬り、是く愛しき子を捨よとは哀れをしらぬ鬼ども哉と、さと人を追ひ出し戸をさし堅め、夫婦うち寄り歎き居しが、終に我子の死骸を食盡しける、是より狂人となり、唯他人の子の健かなるを見て、妬ましき事に思ひて、鬼畜の心にぞなりける、然るに隣家に當歳の女子ありて、父母寵愛する事淺からず、養育せしを見て惡き事に思ひ積りて、終に其兒を取食ひけり、是より山に隠れ、獸肉を食し、年経にしたがひ、幽谷に入り、鬼神の如くになりて、正行の者を惡み、既に役行者を妨んとして、其戒を請け、積る惡業を懺悔して善心を生じ、永く山上ヶ嶽の行場を守り、參詣の人々を懲し、善に導く事、偏へに行者の御威徳なり、其住し里を前鬼の里といへり、後世に至り、本山當山何れも峯入の節は、此里に宿し玉ふ事なり、又曰く、播州に後鬼村あり、日光山に善鬼といへる修驗者あり、是は別傳に著すを見て知るべし、扱も前鬼後鬼は斧を持ち先に立て山

上ヶ嶽へ登る、行者は義覺義玄をしたがへ、嶮路を踏分け玉ふ、爰に高く十丈に聳へたる岩あり、後世鐘懸岩といへるは此所なり、是より西の臨き岩をすぎ、巍々たる所に草庵をむすんで藏王権現の尊像を安置し玉ふ、後に行者の御遺像を副奉る、是より西にあるを漏出岩と名づく、また東北にあるを蟻の門渡りと號し、飛石東の臨き岩行道岩屏風岩等あり、是より山上ヶ嶽に至る、其山勢高峻なり、山頂に淨殺を營て藏王権現を安置し、夫より稻村ヶ嶽小篠普賢ヶ嶽稚兒宿、是より層巒疊嶂として、山路峻しく攀躋て御嶽神山に至る、又南方に大日ヶ嶽あり次に轉法輪ヶ嶽、天狗ヶ嶽、地藏ヶ嶽、東屋ヶ嶽、種ヶ嶽、仙ヶ嶽、笠捨山、花折山、土室岳玉置権現に至る、吉野山より山上ヶ嶽まで凡六里餘、又山上ヶ嶽より、御嶽神山まで凡六里餘、御嶽神山より、玉置迄凡十里餘なり、都て是を峯中といふ、是の如く嶮難の山路を踏分け後世までの行場を開き玉ふ、又御嶽神山に登玉ふ時、一躰の骸骨あり、其丈九尺五寸許りにして左の手に獨股杵を執り、右の手に利劍を執て仰で臥せり、行者獨股杵と劍とをとらんとし玉ふに、山は動けども取得る事叶はず、大に怪み玉ひ、此山頂に止りて、本尊に祈り玉へば、夢中に告玉はく、汝七生の前より當山に修行せり、第三生まで岩窟を開きて、則三重の岩窟あり今見る骸骨は第三生の古骨なり、劍杵を得んと思はば、千手陀羅尼を誦して取るべしとあり、夢さめて後敎の如く千手陀羅尼を誦し玉ふ畢、一千遍にして劍杵を得玉ふ、劍は八角にして長九

尺なり、則降魔の利劍と號し、是を持し玉ふ、劍を帶し君に仕へ士らふを武士と云ふ、利劍を帶し山に在て、本尊藏王権現を守り仕ふる故に、山武士の名ある歟、因に曰く、野武士野伏りなど相似たれども甚異なり、野武士野伏りは山賊の類にして野しき武士なり、また山に伏ふと書も一理なれども、山武士と書ど本意ならむ、然れども是は予が愚案なれば、決しがたし猶博識の人につゐて、しるべし、行者は此利劍を義覺に傳ふ、義覺は義玄に傳ふ、義玄は義眞に傳ふ、義眞は壽元に傳ふ、壽元は傳ふべきものなし、依之金峰山藏王堂の秘所にうづむ、後世にいたりては、拜する事かなはずといへども、修験道に劍を帶するは此古例によるゆゑなり。

役行者の前生を論ふ話並十二數來復之話

法華經普門盆に曰、觀世音菩薩以何因緣名觀世音、佛告無盡意菩薩、善男子若有無量百千萬億衆生、受諸苦惱聞是觀世音菩薩、一心稱名觀世音菩薩、即時觀其音聲皆得解脫と、又曰く觀世音菩薩、成就如是功德、以三種々形、遊諸國土、度脱衆生と、役行者七生のせんより、天竺唐土日本に修行し玉ふは、皆是菩薩の權化なるべし、日本神傳傳(湯河之玄圓菩薩之作也)曰く弘法大師天竺にては勝鬘夫人、唐土にて、慧思禪師、日本に現じて聖德太子、皆是觀音之權化なり、土佐室戸之縁起(弘法大師之作也)曰く、在天竺二名勝鬘夫人、於震旦一名衡山慧思

禪師、於大峰一名、役優婆塞、於葛城一名、法起菩薩、前生言、上宮太子、今世號、空海、とあり、是等の文によつて考ふるに、聖德太子、役行者、弘法大師、皆觀音權化と見えたり、また聖德太子の前生を救世觀音といへるは、百齋國聖明王を救世觀音の化身といふ、其子威德王父聖明王死し玉ひて後、戀慕やみがたく、救世觀音の尊像を作りて、父王如在に仕へければ、夜の夢に父王告げ玉はく、今日本に生れ、厩戸王子と云ふと見て夢はさめたり、依之大に喜び尊像を日本へ送り、聖德太子に奉る、則天王寺の金堂に安置し玉ふ、是によつて權化なる事をしれり、觀音世菩薩は正法明如來なれども、妙覺の位を菩薩に下りて、衆生を化度し玉ふ事、母の子を愛するが如し、此故に觀世音と云ふ母として子の聲を聞かへり見ざるはなし、是愛情のふかきゆゑなり、衆生を子のごとく愛し玉ふとの意によつて、世の音を觀と云ふ、是を大慈大悲と云ふなり、厩戸皇子は、萬乘の御位を好み玉はず、佛法を信じ、國々に國分寺を建て、攝州には四天王寺を創建し、六万牀の石佛を作りて地にうづみ靈場とし、敬田院、施藥院、療病院、悲田院の四ヶ院を建て、まづ敬田院には僧俗とも、戒律を保もものを置き、常に法華勝鬘經を講はしめ、施藥院には貧者に藥をほとこし、療病院には困窮の病者を養ひ、悲田院には鰥寡孤獨の者を置く、鰥とは老て妻なき者、寡とは老て夫なきもの、孤とは幼ふして父母なきもの、獨とは老て子なき者是のごとく、難澁の者を救ひ、禁中には十二階を定め玉ふ、大德小德

は四位なり、大仁小仁は五位なり、大禮小禮は六位なり、大信小信は七位なり、大義小義は八位なり、大智小智は初位なり、是位階のはじめなり、各衣の色をもつて上下の別あり、また十七ヶ條の憲法を定め、天下の政を正しくし玉ふ、是廣大の御德なるによつて、聖德太子と申なり、就中役行者の前生を聖德太子なりと、室戸の縁起にあり、是によつて考ふるに、推古天皇二十九年三月五日、聖德太子班の宮におゐて入滅し玉ふ、其後舒明天皇五年三月、行者の御母靈夢を蒙り懷妊玉ふ、此間十二年なり、都て十二の數をもつて來復とす、易に坤の卦を十月として、復の卦を十一月とす、日もまた是のごとし、東方に出盡の六時をすぎて、西方に没し、夜の六時をすぎ、十二時にして本の東方に復す、是ゆゑに十二因縁あり、無明、行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有生、老死なり、老死より無明に復す、是車輪のごとし、佛祖釋尊は久遠の佛なれども、人界に生をうけ、十九出家、三十成道と云ふ、是難苦の行ひ十二年にして、正覺成道し玉ふは佛界に復し玉ふなり、聖德太子御入滅より十二年にして、役行者御誕生ありしは、まことに太子の再生し玉ふとおもはる。

役行者石橋を架んと慮り玉ふ話 話 韓國廣足讓奏之話

役行者は金峯山より、山上ヶ嶽玉置まで隠々たる嶮岨の嶺路をひらき、また金峯山より、金剛

山へ往來のため石橋を架ん事を慮り、鬼神天狗の類を驅使すべしと、前鬼後鬼に命じ玉ふ、
 二鬼畏て是を諸國の靈場に觸る、都て高峯絶嶺の所には、鬼神天狗の類をすむといへり、駿
 州富士山、下野國日光山、加州白山、越中立山、上野國妙義山、紀州高野山、山城國比叡山、
 同國笠置山、愛宕山、醍醐山、鞍馬山、江州伊吹山、三上山、讚州雲邊寺象頭山、白峯、八栗
 ケ嶽、常陸國筑波山、出羽國湯殿山、遠州秋葉山、豐前國彦山、伯耆國大山、筑後國高良山、
 筑前國背振山、日向國霧島山、越後國妙香山、信州淺間ケ嶽、御嶽、駒ケ嶽、羽州羽黒山、勢
 州朝熊ケ岳、土佐國足摺山、豫州石槌山、豐岡山、甲州身延山、此外諸國洩る所なく、通達し
 およびける、依之金峯山に集る天狗にはまづ、鞍馬山僧正房、愛宕山太郎房、比良之山二郎房
 伊豆奈之三郎、富士太郎、嚴島之三鬼神、上野之妙義房、常陸國筑波法印、彦山之豐前房、大
 山之伯耆房、叡山之法性房、肥後之阿闍梨、高雄之内供奉、白峯之相模房、秋葉之三尺房、高
 野山之法性房、堺之浦之太郎房等なり、大峯には金平六、葛城には高間房、此外眷屬無量百千
 万なるべし、前鬼後鬼は、行者の命を蒙り、鬼神天狗を配て諸方の石を集め、其齋々たる事す
 さまじく、絶崖より磊々として礎礎をさだむ、是ごとくする事晝夜を別たす、爾時一言主之神
 前鬼後鬼に告げ玉はく、晝の働きを止め、夜毎に出て造るべしと示し玉ふ、二鬼畏て諸の天
 狗に觸て、晝は休みて働きをなさざりける、行者は神通自在にして、遲滞せば妨のあらん事

を慮り玉ひて、二鬼を召て、急ぎ造るべしと厳しく命じ玉へば、二鬼答へて、我々は師命に違
 はず、粉骨の働をなせども、一言主之神晝のはたらきを禁じ玉ふによつて、夜毎に出て石を集
 め暫砌を凌ぎ、雲時も懈怠する事なし、然れども日没を待て無々たる石を動し、東天の頃にな
 れば山林幽谷に隠れ空しくまた、終日を待故に遅々に及ぶ、是のごとく罪なきを免し、遲滞の
 由は、一言主之神に申玉へと願ふ、行者は直に一言主之神に聞し、晝の働を禁じ玉ふは何故ぞ
 や、遅々に及ばば妨のあらん事を遠察し、心易からずと曰へば、一言主神面を隠しこたへ玉
 はく、晝中を禁ずる事、石橋を忌嫌ふにあらす、我容貌の醜くきを恥てなれば、行者かならず
 うらみ玉ひぞと詭言玉ふ、行者は地主神の詞もだせがたく、急ぎ玉へと女神の御心を遠慮して
 晝の働きを禁じ、夜毎に橋を造し玉ふゆゑ成就ならずして、讒者の舌頭にかゝり玉ふ事あり、
 行者の遠察少しも違はず、是を神通力と云ふならん、爰に韓國廣足と云へるものあり、倭肝邪
 智の癖者なり、行者いまだ茅原郷に居し玉ふとき、呪験を顯はし、上下尊卑の差別なく、死苦
 生苦、病苦の難をすくひ、或は死憎會苦または、怨讎の祟、諸の災害を除き玉ふ事、神の如し
 依之諸人尊敬する事かぎりなし、廣足は貪欲の心あくまで深く、今役行者を敬ひ、種々の珍
 物奇肴を持運び、群集しけるを見て、我身も行者の如く、人の敬ひを請け多くの財寶を獲ばや
 と欲心を發し、茅原の里に行て、行者に拜闕し、倭辨を振ひ諂ふて曰く、行者の呪験神の如し

天下に敬せざるはなし、我常に尊信する事淺からず、今此里に來り佛門に入て、咒術をさづからん事を乞ふ、免して優婆塞の行ひを傳へ玉へと願ひける、行者は廣足が邪佞の詞を聞き心中の謀略を見貫き、惡むべき者なれども、如是惡人を化度せば、廣大の功德ならんと謀り玉ひて汝今より少しも怠る事なかれと、優婆塞行を傳へ玉ふ、先優婆塞の行ひといへるは、在家出家に通ず、頂髪を殘す而已にて、餘は皆比丘僧の威儀の如く、次には五事を斷ずべし、一つには肉食、二つには五辛、三つには飲酒、四つには淫欲、五つには不淨の家に食せず、如是して潔齋精進なるべし是嚴密に戒慎せば、妻子を帶すとも、悉地成就なるべしとおし玉へば、廣足は謹で行者にしたがひ、戒を保ち優婆塞行を怠りなく勤ること三百日に及ぶと雖も、少しも驗を見ず、また秘文秘印の傳へなきを深く恨み、或時行者の前に頭を下げ、戒を保ち師に仕ふ事三百餘日なり、何とて呪術を傳へ玉はざるやと云ふ、行者曰く、汝肉食を禁じ、婦女に近寄らず、不淨の家に行かず、優婆塞行に似たれども、心に戒を保たず、衆生を救ふ心なく、我立身を願ふ、是邪佞の心なり、咒術を傳ふとも其驗をあらはすことかたし、咒術を顯し諸人を助んと思はば、心に深く優婆塞の行ひあるべしと、廣足が五臟六腑を見ぬきしごとく嚴戒を下し玉へば、廣足是を深く怒り、直に茅原郷を退ざき行者を誹謗し、種々の妨をなすと雖も、廣足の詞を信するものさらになし、依之空く年月を経るにしたがひ、行者は仙術を獲、飛行自在

の身となり、益盛んにして、深山幽谷に分入り、靈場をひらき玉ふ、其功德廣大無量なり、廣足瞋恚止む時なし、然に今石橋を架んとし玉ふ事を知り、是を種とし、行者を罪におとさん事を謀議して曰く、役行者は深山魔所の幽谷に籠り、不思議の邪法を熟煉し、通力自在にして、飛行の身となり、鬼神を驅使し、諸國の天狗を集め、葛城の峰に籠り、天位を傾け、神國を魔界にせんと企る、速く征伐なくんば、天下の亂れとなるべしと、奏聞におよびける、諸郷驚き玉へども、役小角は正行の聞えあり、實否を糺さずんば容易に奏し難し、汝葛城に行て、小角を連きたるべしと命じ玉へば、廣足畏て、直に兵を撰て五十人をしてかへ葛城の峯に登り、勅命の御使なりと威を振ふて尋るといへども、行者の在所を知らず、是は行者神通力をもつて、廣足の來るを知り、惡むべき者なれども、勅命とあれば背難く、また囚とならん謂れなしと、攝州箕面山へ飛去り玉ふ、依之廣足尋得る事難し、前鬼後鬼は行者にしたがいて去り、其外鬼神天狗の類ひは、皆幽冥の者にして、凡眼に見る事叶ず、廣足怒れる眼に血を瀧ぎ峯に攀躋り谷に下り、千變萬化して東西に奔走し、尋る事三日三夜にして、道をうしなひ踏まよひ、北に向へば岷々として登るべき道なし、また南方に臨めば溪深ふして進み獲ず、東に行けば葛藟叢々として踏分難し、また西に行んとすれば松柏森々として道路絶へたり、主従五十人進退此所に極りまた、糧盡て既に餓に臨めり、爾時從者詞をそるへて勇猛精進なる、役行者

を攻ん事は佛の御意にかなはず、金剛藏王權現の爵ならん、皆一同に神佛に詫言して、還る道を得ずんば、山中に餓死すべし、速權現を祈んといへり、韓國廣足大に怒り、下知して曰く、昔より戰場に深入して、道をうしないし例しもあり、其時陳中一の老馬を放たば、本來し道にかへるといへり、幸ひ我乗馬は老馬なり、峻路を登るに足ざりしが、却て今は事足りなんと、馬より下りて口を取輪をめぐらす事三度にして、一鞭あてけるに、馬は忽ち驕いだし、其速き事飛鳥も及べからず、既にすがたを見うしなはんとす、依之廣足をはじめ從者殘らず峻路をしのいで奔走る事凡十餘丁にしてやうく追つさける、此時馬は何驚けん、驛わがつて遙の溪間に顛ひをち、微塵になつてすがたは見へず、道しるべに放ちし馬の道なき方へ行きし事、不思議なりと、大膽不敵の廣足仰天し須臾詞なし、依之皆々奇異のをもひをなせり、不思議なるかな、忽山中鳴動して、大山も崩るゝばかり、俄に空かき曇り、開き事墨を流すが如く、其中に聲ありて、イカニ廣足汝が舌頭を振ひ、罪なき行者を譏言して主上を迷し奉り、勅使と號して當山に來るとも、行者は神通自在にして飛去り玉ふなり、廣足如き凡夫の及ぶ事にあらず、例せば蟬螂が斧、猿猴が月と云ふべし、今に思ひしらせんといへり、從者是を聞て恐れ畏み、魂を天邊に飛し、身は地上に臥り、廣足忿怒の相をわらはし、虚空を白眼で曰く、役小角謀叛の企をなす事、窺聞に達し、其罪を糾明せんとの勅使なり、惡鬼外道の知事にあらずと云ふ

詞の終ざるに、敷千惡鬼虚空に顯れ出る、其相いづれも異形にして、各鋒をもち、或は鐵鎚斧などをさしかざして向ふと見へしが、幽にして見定がたく、皆夢の如し、且酔るが如く、足の踏所を覺へず、此時山頂より烈風起つて石を飛し、大木を吹倒したり、廣足をはじめ、從者殘らず岩角にとりつくといへども、力およばず、幽谷に吹おとされたるは、塵をはらふが如くなり、五十餘人はしばらく悶絶してありしが、漸夢の覺たす如くおきわがり、辛ふして幽谷を逃れいで、皆再生のおもひをなし、君臣上下の禮をすて、さんくになつて都にかへりける、是等の不思議は皆天狗のなせる業なる歟、後世といへども、山上ヶ嶽へ參詣の輩、身に不淨或は心に惡謀を企る者、必嚴戒を蒙り、鐘懸岩臨岩などの絶峻の行場に至りて、多年の積惡を懺悔し、潔齋精進の身となる人多し、是皆行者の方便なり、畏るべし尊むべし。

廣足謀て行者の母公を呵責する話 並行者大島遠流の話

韓國廣足行者の行方をしらす、剩へ幽谷におひおとされ、辛ふして逃れ歸りければ、怒れる心日頃に百倍し、種々に謀を按じ、行者を罪に陥しれん事を企てける、廣足參内して、返り言を申て曰く、役小角は邪法を行ひ、飛行自在の身となり、諸の眷屬惡鬼外道を師て、虚空を踏で葛城の峰をとび去り、其影を隠す、是違勅の罪免るゝ處なし、早くふたばを断すんば、斧

を用ゆるともかたかるべしと奏しける、依之諸卿驚き玉ひ、八方へ兵を配てたづぬる事既に五十日に及ぶといへども、其在所をしらず、諸卿評し玉ひ、よも唐土天竺へも飛去まじと、猶人數を増て東西に奔走し、南北に巡回すれども、尋えず、ときに攝州箕西山に在るよし告來る者あり、直に是を奏聞奉りける、文武天皇微慮を惱し玉ふゆゑ、急ぎ小角を追捕すべきよし勅を下し玉ふ、廣足は恨みをはらさん爲勅使を乞請ければ、則御免しを蒙り、百人の兵を撰み、箕面山へ急ぎける、扱も行者は葛城の峰を飛去り、當山に來て行ひ玉ふ、然るに神通力をもつて、今又勅使廣足の來るをしるしめし、瀧の上に登り、石上に座し、前なる石に錫杖を建てまち請玉ふ、廣足兵を駈して、箕面に至り、所々を尋ね、それより瀧の上に攀躋りて行者の石上に座し玉ふを見て、大に怒て曰く、汝葛城の峯に鬼神を集め、神國を魔界にし、天位を奪んと企る由、叡聞に達す、依之其罪糺明の爲、宮中に召よすべき旨、勅命を下さる、則勅使葛城に登山すといへども、邪法を行ひ、當山に飛來して隠る、事、帝逆鱗あつて、急ぎ追捕すべしとの嚴命を蒙り、廣足罷り向ふたり、召捕て刑罰を正しうせんと下知を傳へければ、兵ども行者の前後左右より、立かゝらんとす、行者少しも動し玉はず、廣足に向ひて曰く、我葛城に在て、謀叛の企更に覺なし、又當山は我開きし靈場なれば、此所に在て疑ひをかふひるいわれなしと、其詞のいまだ終ざるに、廣足高聲によば、つて曰く、汝謀叛

の企て覺なしといへども是く云ふは廣足が詞にあらず、皆勅命なり、背かば違勅の罪逃れ難しといへり、行者答玉はく、我は仙家に入りて、幽冥の者に同じ、なんぞ違勅の罪を蒙らんや、廣足の曰く、仙家に入るとも王土に在ては、違勅の罪免れがたし、未煉の應對を止て速く罪に伏せよと云ふ、此時行者身を翻し前に立たる錫杖の上に座し玉ふ、廣足心中に驚きながら難じて曰く、杖下王土にあらずや、行者忽錫杖をとつて、空中に座して曰く、勅命を背にあらず、然れども汝が手に囚とならんこと謂れなしと、虚空を踏で飛去り玉ふ、廣足天を仰ひて須臾詞なし、今は行者のすがたを見うしなひ、力及ず、ひなしく坂を下る事半服に至る、爾時瀧の底より、黒龍顯れ出で、鹿の如き角を振立て鷲に似たる爪をいからせ追來る事烈風の如し、廣足をはじめ從者是を見て恐しき事限りなし、足を空にして逃いだし、坂の半より顛落ち、手足を捐じ、或は面を破り、さんくに成て還りける、是よりしていよく廣足意恨山の如くにして、一つの惡計を設け、急ぎ宮中に入りて箕面山の始末を奏して曰く、小角邪法を熟煉し、飛行自在にして中々召捕事難し、依之一計をめぐらし、小角が母を召捕り、禁獄に繋がは、彼常に孝心なるゆゑ、自出來るべし、若隠るゝとも、母を人質とせば、彼が謀叛空しかるべし、左なくば如何なる變事をや發せん、すこしも猶豫あるべからずと奏しける、依之諸卿殿上に評し玉ひ、廣足が謀畧にはからふべき旨を免し玉へば、廣足畏て兵士三十人を

したかへ、茅原の里へと急ぎける、扱も行者の御母は、御遺像を愛し居玉ふ所へ、八方より高聲に句句て曰く、小角謀叛を企る事露顯に及び、追人を差向らるといへども、飛去て影を隠す、依之母を召捕て行者の行方を糺明すべしとの勅命なりと、左右より立か、りければ、母公は夢のごとく有無のいらへもなく歎き玉ふを、廣足下知して寵輿にかきのせ、都に還り奏聞に及び、武士に命じ行者の母公を引出し、小角の在所を母子の中にてしらざる事はあるまじと責問はれける、母公答玉はく、小角は我子なれども、年三十二歳にして家を捨て、葛城の峯に入てより以來、年積て三十五年に及べども、一度も家に還らず、今に懸幕止難く、遺像を我子と思ひて朝暮に愛し、まことの小角は死生のはどもしらすしてありけるを、けふおもひよらずもかゝる尋にあふ事の悲しさよと、臥顛び、悲歎の紅涙に沈み玉ふ、此時母公の御年八十四歳とこそ聞へける、流石強氣の兵も、袂をしぼり、眼を閉てひかへける、廣足下知して法例の通り、七十餘度の呵責に行ふ、母公は悶絶し玉ふ事數度に及べり、依之獄屋に繋ぎ兵をして嚴しく守らしじ、行者は神通力を以て、母公のかなしみをしらしめし、箕面山より虚空を奔走て宮中に入り、役優婆塞行者小角參内すとありければ、諸卿一統其神通を恐れ、且は感じ玉ふ、行者曰く、身に罪なしと雖も母を救ん爲に來る、願くば我身に刑を蒙ん、母を免し玉へと願ひ玉ふ、依之孝心のおもひきを、奏聞におよび、小角の母を茅原の里へかへし、小角は豆

州大島へ配流すべしと定め玉ふ、依之母を茅原の里へかへしやり、行者を召て、今度葛城の峯に鬼神を集め謀叛を企て、猶飛行の術を行ひ、勅命を背き、身を隠す事、其罪輕からず、依之豆州大島へ流し遣るものなりと勅命のおもひきを仰渡されける、行者畏て曰く、謀叛の企さらになし、葛城の峯に在て幽冥の者を驅使しは謀叛にあらす、金剛山金峯山の間石橋を架け、後世にいたりて參詣の苦を助ん爲なり、小角幼きより、優婆塞の行ひをなし、常に孔雀明王の呪を指誦し、家を捨て山に入りしは、一切衆生を化度せん事を願ふのみなり、何ぞ謀叛の企あるべきや、又其以前内府鎌足難治の病ひに臥し玉ひ、醫療を加へ、神社佛閣に祈念せらるゝと雖も、さらに其驗なし、既に命終に及ばんとす、其時齋明天皇の勅命を蒙り、呪力をあらはし三七日にして、病苦を救ふ、依之參内を免され、高位を賜ふよし、内勅を蒙るといへども、高位高官に望なし、故に深く辭して、猶我呪験の功を、百齋の法明に譲り、出家せしをもつても、身の榮花を好ざるを知り至ふべき事にあらすや、然るに今讒言を信じ、罪なきを遠島に配し玉はん事、政道たゞしからず、我は修行の功成就して神通力を得、飛行自在の身となれり、如何なる遠島に配せらるゝともさらに苦はなし、然りといへども是の如く讒を信じ、無罪の罰を加へ玉は、天下の亂基とならん、伏願くば讒者を退け、賞罰を正しく、仁政をばどこし玉へと憚所なく述べ玉ふ、諸卿額に汗をながし、口を閉てひかへ玉ふ、然れども讒

に迷ひ罪を決して、奏聞に及びし事容易に變じがたく、是非の糺明にも及ばず、遠流の沙汰に
 きわまりぬ、爾時行者御年六十六歳なり、文武天皇三年二月十日都を出て、伊豆國へおもひき
 玉ふ、遠路を守らしむ兵士五十人、其嚴重なる事さながらに朝敵のごとし、日を累て豆州にい
 たり、下田浦より乗船し、海上長閑にして、風波の難もなく、大島に着岸す、行者陸にわがり
 玉ひ、磯邊に一つの石あるを見玉ひて、其石に座して秘呪を持誦し玉ふ、後世此石を腰かけ石
 と號し、流人此石に座して、島の條目を聞く事とはなれりとかや。

廣足神罰を蒙り死亡行者歸洛之話 並行者唐土へ飛行の話

抑大島といへるは、人皇六代孝安天皇の御宇開闢しより、數百年の後にいたり、漸々に人住
 ひと云へり、伊豆國に屬し、加茂郡下田浦より東南にあつて、海上十八里を隔て、廣きこと
 東西二里半、南北五里に餘れり、此外に小島あり、佃島、利島、相島、新島、山伯島、志貴根
 島、神集島、三宅島、御藏島等なり、是より南方遙に海上を隔八丈島あり、如是小島多きゆ
 るに大島の名ある歟、開闢以來千餘年の星霜を経といへども、糧乏しきゆゑか、住人いまだ稀
 にして、一食にして命を續ぐといへり、かゝる難所といへども、行者少しも厭ひたまはず、晝
 は島に在て秘呪を持誦して、禁を守り、夜は必ず富士の峯に登り、龍樹菩薩にさづかり玉ふ、

眞言の密法を行ひ、黎明におよんで島に歸り玉ふ、海を踏で走る事、陸を行くが如し、またそ
 の速き事、飛鳥も及ぶべからず、行者は幼年より、四天王天蓋を持て守護し玉ふゆゑ、雨衣を
 濕さず、今は通力自在の神仙なるによつて、雲を踏み風に乘じ玉ふゆゑ、風雨はさらに厭ひ玉
 はず、これによつて、一日の懈怠もなく、富士の高根に通ひ玉ふ事、既に其年も暮れ、明れば
 文武天皇の四年とはなれり、母公は呵責を免れ、茅原の里にかへり、行者の事のみ按じ煩ひ玉
 ひしに、豆州大島へ配流せられしと聞き玉ひしより、悲嘆に臥し、終に病根とはなれり、年月
 を累ね今は重き病とはなりける、行者は神通力をもつて、母公の病に臥玉ふをしろしめし、茅
 原の里に飛來し、母公の枕邊にそひて、介抱して仕へ玉ひ、種々に心を配て、老の病苦を慰め
 玉ふこと老來子も及べからず、然りといへども、勅勘の身の上なれば他聞を憚り、朝は島に還
 り、夕は里に來て母公の御傍を離れず、慇懃につかへ玉ひける、爾時文武天皇五年の春とな
 りて、文武天皇の朱鳥以來、持統天皇の御世十一年、當今の御世五年、合して十六年のあむた、
 中絶したる年號を始て立て大寶とし玉ふ、是より大寶元年と號す、爰に韓國廣足讒言をかまへ、
 行者を遠流の罪に陥るといへども、飛行自在の神仙なれば、廣足心易からず、流罪を行ひし
 後、島の行狀を窺んとすれども、遙の海上を隔たれば力及ばず、依之茅原の里へ間者を忍
 ばせ、母のやうすを窺せける、然るに行者は孝心淺からず、夜毎に母のもとに來り仕へ玉ふ事

年月を累けるゆゑ、終に里人はをしりて、大に感じ、且其神通を畏れ、誘ふにはあらねども竊に語りあひけるを、問者どもに洩聞えければ、よき事におもひて、是を告げれば、廣足大によろこび、問者に褒美して、また茅原の里へしのばせ、其身は急ぎ參内し奏聞し奉るは、役小角通力自在にして勅命を輕じ、晝は大島に在るといへども、夜は高峯絶嶮の地に飛來し、鬼魔の類ひを集め、悪計をめぐらし、或時は茅原のさとに來て母に仕るよし、訴る者あり、實に謀叛の望なき者ならば、勅命を畏みて、島に慎みあるべきに、自在に飛來し、宮中を蔑にする事言語同斷、重罪免れがたし、生置は災の種を植るが如し、速く死罪に行わべしと、讒言にをよびける、諸卿一統廣足が俊辨にまよひ、いかなる變事にや及ばんと、大に周章此よしを徹聞に達し玉へば、帝大に逆鱗し玉ひて、速く小角を誅戮すべしと勅を下し玉ふ、依之急ぎ大島へ勅使をつかわさる、即勅使兵を駈して大島へ渡り、行者を召出し、勅命を申達す、其詞に曰く、遠流の制禁を破り、自在に飛行し、悪計を企るのよし、徹聞に達す、依之殺刀を下さるとなり、行者答玉はく、悪計を企るにわらず、富士の高峯に登ては、天下太平を祈り、又母の病あるをしつて、茅原の里に行く事、遠流の制禁を破に似たれども、曾て破らず、夕べに行て朝に歸り、晝は島に在り、是制禁を守るゆえなり、然りと雖も讒を信じ、糺明もなく、死を玉ふ事、仁慈に洩たりといへども、天命なんぞ辭する事を得んと、速に座し、頭

をのべて殺刀を待玉ふ、勅使下知を傳へ玉へば、太刀とりの者行者の後に立まはり、既に太刀をあげんとして、忽ち眼開んで顛倒す、勅使大に怒て太刀とりの者をかはらしむ、則太刀をとつて立かゝり、同く眼くらみて尻居に臥す、又代りて進み寄るもの、同く太刀をとりおとし、斷事あたはず、是のこどくする事三度に及ぶといへども、殺す事あたはず、勅使をはじめ統一統に奇異のおもひをなし、急ぎ歸洛し、不思議のよしを具に奏聞におよびければ、帝をはじめ奉り、一統大に驚玉ひ、猶おぼしめす旨ありて、行者に殺刀を下さんとせし時日を尋ね玉ふ、則十月二十五日巳の上刻なりと、勅答奉る、依之いよく不審に思召す事あり、勅使都を出立の日より、韓國廣足病に臥し、二十五日巳の上刻、病中の夢に、四天王鉢を持して天降り、廣足を責て曰く、豆州大島において、役行者今既に殺刀を蒙んとす、是皆汝が讒言によつて、罪なふして危きに臨むといへども、諸天善神行者を哀れみ助けて、汝が罪を責め玉ふいかにくと鉢をわけて擲き玉ふ、廣足おそろしき事限りなし、其苦惱にたへかね、聲を發しける故、家内の者うちよりて介抱す、依之夢は覺めたれども、五牀崩るゝが如くにして、九死一生の病とはなれり、是同日同刻なる事、不審千萬なり、かならず神佛の冥慮なるべし、それよりして廣足七晝夜の苦しき、無間地獄の呵責も是あらんと思ふばかりにして、終に死したり、帝御心易からず思召、博士に命じ占はせ玉ふ、則謹んで卜して勘文を奉る、其詞に

曰く、天皇宜しく欽崇玉ふべし、是凡人にあらず大聖人なり、速く免し都に、迎へ尊重供養して心にまかせ玉ふべしと、依之小角謀叛を企し歟、廣足が讒言なる歟決しがたく御慮を惱し玉ふ、爾時諸卿一同に奏し玉ひけるは、母を宮中に召おかれ、その後小角を免し玉ふべし、若し小角悪謀を企る事あらば、其時母を厳しく責めて小角を懲し玉へとなり、是に一決して直に茅原の郷より行者の母を召寄せ玉ひける、爰に一ツの御疑ひあり、小角は母あれども父の名を知る者なし、何者の子なる哉尋ね問ふべしと勅命を蒙り、則老母を召て小角の父は何人にてありし哉と尋ね玉へば、老母答玉ふは、或時一ツの獨股杵天降りて口中に入ると夢見てより孕しゆゑ、父はなしと申玉ひければ、彌々疑ひかゝり是必偽りならん、兩親夢見て孕むといへる歟、または夫ありて夢見てはらめりと云へば、權化とも云べきなれども、夫なく孕しと云ふは、深き意旨あつて秘するならんと、強て問ひ玉ふ、老母答て、白地には申がたし免し玉へとありければ、猶々免し難しとて責とひけるゆゑ、老母は其苦惱にたへかね申べき事あり、須臾ゆるし玉へと歎き玉ふ、依之其呵責をゆるめければ、老母謹で曰く、母あつて父なき事疑ひ玉ふも道理なれど、憚る事ありて慎みしが、勅問とわれは辭しがたし、恐れながら申上人、若かりしとき彌生なかばの事にてありしが、舒明天皇茅原の里に行幸し玉ひ、鷹を放ちて御遊ありしが、其時俄に雨降出しければ、我館に入御あり、猶湯をめし玉ふといへども、父は

無位無官の身として、玉座近く參事を恐れ、妾をして湯を奉りける、妾は拙なれども御心になひしや、其時唯一度の恩幸を蒙りしが、それより常ならぬ身とはなりける、御胤なりと披露せん事恐れあるゆゑ、天より獨股杵下りしと偽り、月満て男子をうめり、正しき天子の御落胤なれども、賤の女の胎にやどり玉ふゆゑ、匹夫のうちに入り玉ふ事の甚悲しくてありけれども、君の御名を秘し奉ること恐れ多く、六十九年の其間、口外へいださざりしが、今日勅命の御尋辭する事かなはず、奏し奉るなりと具に述べ玉ふ、是を聞き給ひて驚き、夢の覺たる如く急ぎ此よしを奏し奉りける、文武天皇容易ざる事なりと御慮をめぐらし玉ふに、今度博士の勘文に大聖人なりとありしは此故なる歟、されば廣足が讒言にてありしかと、行者の御疑ひ晴れ、急ぎ老母を茅原の里にかへし、速く小角をめしかへし、罪なきよしを申すべしと命じ玉へば、一同に畏みて直に老母を送りかへし、大島へ勅使を差向けらる、勅使は急ぎ都を立て豆州に着し、順風を待て島に渡海し、行者を尋るに邊に見へず、山中に分け入りければ、行者は石上に座して、秘呪を持誦し玉ふ、勅使是を見畏みて、進寄玉ふ、爾時行者は神通力をもつて、勅免の御使なる事を知しめし、石座を下りて迎へ玉ふ、勅使は禮をなし、勅命を達す、其詞に曰く、廣足が讒言なる事顯れ、行者の流罪赦免し玉ふなりとありければ、行者謹で勅免を蒙り、則勅使と同船し、纜を解ひて、加茂郡に渡り、日を経て歸洛し玉ふ、勅使は行者歸洛の

よしを奏し奉る、文武天皇行者の神通自在なるを敬感淺からず參内を免し玉ふといへども、行者は堅く是を辭し玉ひ、茅原のさにかへりて、母公につかへ玉ふ、是より後は天下一統行者を尊敬する事以前に百倍せり、文武天皇御心易からず、舒明天皇の御落胤と云ふ、ことに正行の役小角を廣足が讒言に迷はされ、罪なきを遠流せし事朕が不徳なり、速く小角を召寄すべしと命じ玉へば、早々茅原の里に行きて、勅命を達すといへとも、行者元來官位昇進望みなし、依之畏けれども勅命を辭する事、末世の衆生を化度せん事を願ふのみなり、免し玉へと堅く辭し玉ふ、此故に勅使力およばず、都にかへり此よしを奏し奉りける、文武天皇いよく行者の徳を感じ玉ひて、再び勅使をつかわされける、行者は神通力をもつて、勅使の來るを知り、再三の勅命を蒙れば辭し難しと、母公とも、箕面山に隠れ玉ふ、勅使は是をしらず、茅原に行きて尋ぬるに、行者は見へず、大に驚き里人を召て問ひ玉へば、老人ども詞をそるへ、行者は飛行自在にして、われくの知る事にあらず、然れども是按るに攝州箕面山へ行き玉ふならんといへり、勅使尤なりと、直に箕面山へ急ぎ玉ふ、行者は是をしるしめし、此後は入唐せん事を發心して、まづ德善大王の社前に入唐の旨を啓し玉へば、大王別離をおしみ玉ふ歟、社内より猛火さかんに燃え出る、爾時行者一度呪し玉へば、忽に消えうせけり、是より行者は草座にざし、母公を鉢に座せしめ、大唐國へ飛去り玉ふ、却説勅使は箕面山に登り玉へと、飛行

し玉ひし後なるゆゑ、彌ちからおよばず、是の通り奏し奉れば、帝も御心残りと思召けるとなむ、因に曰く、道照和尚入唐して、所々の靈地を順禮し、新羅寺に住し、法華經を講讀す、神仙多く來りて聽聞する中に、第三の神仙和國の語をもつて論議を發す、道照和尚問て曰く、本國の語を以て疑ひを擧るは誰人なるや、答て曰く、日本國役優婆塞行者なりと、和尚則座を下て本國の事を語りける、行者曰く、我此土に來て住むといへども、年毎に本國に往來し、三ツの峯に練行す、是本國の恩を忘れざる故なりと、是を聞て道照涙を流しけるといへり、按るに三ツの峯とは、金剛山、金峯山、富士山なるべし、文武天皇大寶元年行者御年、六十八歳にて、唐土へ飛行し玉ひ、今千百五十年の後世といへども、日本に往來し、信心堅固の所に靈驗をあらわし玉ふ、神變大菩薩の御威徳、尊ときことになむありける。

附録

吉野山千本櫻の話 並楠正成侯武徳之話

吉野山千本の櫻といへるは、峯々谷々にみちくして、ひとめに見ゆる春の色はたぐひなきながめにて、雅俗に通じ、貴賤のへだてもなく、また散際のすみやかなるをもて、花の主ともいへ

り、又種々の花ありて、紅ひのいろをなし、童蒙の眼をよるこばしむといへども、散ぎわの甚
拙きゆゑに、人は武士花はさくらと賞美して、古きうたに、

散てこそいと櫻はめてたものありて世の中はての憂ければ

かくよみしは、深きころのある事になむ、その櫻にまさる楠侯の、此山に皇居を遷し給ふも、
皆役行者の御威徳なればとて、帝もふかくよろこび給ひ、おふくの櫻を植させ、永く権現への
手向とし給ふ、その由来を尋るに、人皇九十五代の帝、後醍醐天皇と申奉るは、萩原院の文
保三年に御位に即き玉ひ、文保を改めて元應と號し給ふ、爾時鎌倉は十代將軍守邦親王なり、
執權北條相模守高時は、時政より九代にあつて、武威を耀し脊に長じ、天子を始め奉り、
將軍家をも蔑にす、依之秋田城之介時顯諫言再三に及ぶといへども、さらに用ひず、長崎
入道圓喜同新左衛門高資などいへる俊臣を愛し、我意に慕り、天下の政を權にす、長崎父
子は上に諂ひ下を掠め、傍若無人の振舞なり、爾時御醍醐天皇の御子恒良親王を、東宮に立玉
ふのよし、鎌倉へ宣旨を下さる、高時は是を違背して、後二條院の御子、邦良親王を東宮に進め
奉る、餘は是に須ひ、宮中の事といへども都て鎌倉のはからひとはなれり、帝是をふかく惡
ませ玉ひ、萬里小路中納言藤房卿、日野中納言資朝卿、二條中將爲明卿、右小辨俊基卿、土岐
左近頼員、其外五三人を召て北條高時を亡さん事を密計に及ばれ、山門寺門南都十津川熊野三

の山の荒法師を招き、其後諸國の武士を召寄らるべきに決せらる、然るに土岐左近頼員は鎌倉
の威勢に恐れ、六波羅へ忍び行き、常盤駿河守へ密通に及びける、駿河守大におどろき、兵に
命じ、直に日野中納言資朝卿、右少辨俊基卿、二條中將爲明卿をからめ捕りて鎌倉へおくり、
密計のおもむきを訴ふ、高時大に怒て密計の始末を問ふといへども、三卿口を閉てさらに答へ
玉はず、高時忿怒して左右を見まわし、長崎新左衛門高資に命じ、下郎の手に渡し、強問に及
ぶべしときびしく下知を傳ふ、高資元來禮儀を辨へぬ田舎武士、ことに俊肝の癖者なれば、高
時の下知にしたがひ、三卿を庭上に下し、下郎に命じ、責問ふといへども一言も發し玉はず、
二條中將爲明卿やうくに詞をはつして、

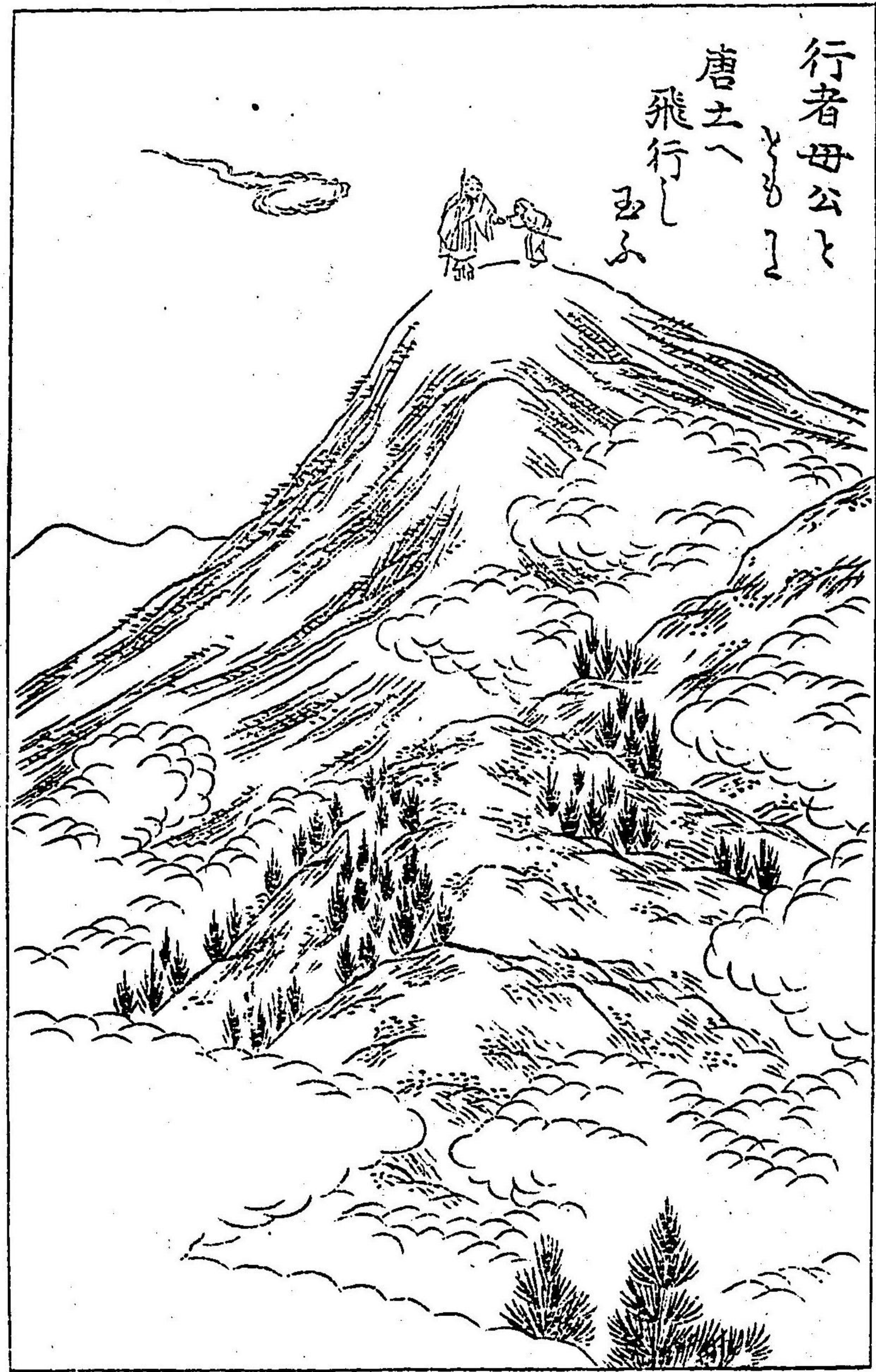
おもひきやわがしき島の道あらで憂世の事をとわるべきとは

是くよみたまへども、其意を辨ふ者もなく、猶々つよく責問ひけるこそ哀れなり、秋田城之介
時顯是を聞き大に驚き、高時を諫ていへらく、高位の貴人を下郎の手に下し、呵責する事以
ての外的事なり、また東は夷にて和歌の心も辨へざる歎と謗りをうくる事、北條家の恥にあら
ずや、速く免し玉へと席をうつて諫めければ、是非なく責を免して獄屋に繋ぎける、却説都に
は三卿の囚れとなり玉ふによつて大に騒動し、御心に達しけるゆゑ、御心を腦し玉ひ、種々に
評じ玉ふといへども、何れも力およばず、唯密計の洩聞ん事をのみ勞し玉ひける、爰に萬里小

路藤房卿は、鎌倉に下向して、高時に理解して、三人の囚れを救ひ來らんと、進みいで、願ひ玉へば、帝をはじめ諸郷一統、危き事に思召けれども、藤房卿はしめて願ひ、急ぎ鎌倉へ下向し玉ひ、日を累て鎌倉に着し、宣旨の御使なりとありければ、高時間之て武威をもつて取控ん事を謀り、まづ旅館に休息を進め置き、對面の用意を專にす、書院の上座には勅使の席を設け、向ふ座には北條高時、次には長崎入道圓喜、同新左衛門高資、秋田城之介時顯、其外一門三十八人、武士三百六十人列座し、旅館へ迎ひをつかわしける、萬里小路中納言藤房卿は、早速に登城し、席に進み玉ふ、左右列座の武士は肩をならべて嚴重にひかへたり、藤房卿は上座になり、勅命のおもひき申渡さん、謹で拜聞あるべしと勅書を捧げ、仰渡さるゝは、今度鎌倉へ召下す三人は、皆殿上人なり、奏聞におよばず、武威をもつて召捕る事、天位を恐れざるはからぬなり、速に送りかへすべしとの勅命なりとありければ、高時すこしも恐るゝゝゝ、疑はしき事これ有るによつて、召捕て尋問におよぶ、是皆天下泰平の爲なり、天下の政道は奏聞におよばず、鎌倉において執はからず事、高時の私にあらず、後白川院より頼朝將軍へ、六十餘州惣追輔使たるべしと、政事を預け玉ふゆゑなり、去れば今高時のほからひを妨げ玉ふは、先帝の勅定を破らせ玉ふの理にあらずや、藤房卿曰く、疑はしき事あらば奏聞におよび、糺明あるべきなり、後白川院より頼朝將軍へ惣追輔使を免し玉ふとも、我意をもつてせよとは免

し玉ふまじ、また此度うたがわしきと云ふは、如何なる事ぞや、高時答て、此度の疑ひは天下の爲なり、天子御謀叛の御企これ有る事、慥に内通の者ありといへども、猶微細を尋ね、いよく世の亂を發し玉は、遠島に迂し奉り、天下泰平の基を開かん事を計るに、奏聞に及べきや、是の公とき政道を妨んとし玉ふは、必定謀叛の一味ならむ、速く歸京して、此由を奏聞におよび、企を止め奉るや、左なくばからめ捕て獄屋に繋がん、いかにやいかにと言語同斷のありさまなり、藤房卿は優々緩として、不審しき返答をさく事かな、天子に御謀叛の企ありとは、何れを亡し玉ふや、其意を得ずとありければ、北條高時怒をあらわし、御謀叛の御企をしらぬていに云ひまざらし、辨舌振ひ逃んとはかるともかなふまじ、其亡さんとの御目的は他にあらず、鎌倉將軍並執權北條なりと云ひ終ざるに、藤房卿忽忿怒の色をなし、天子に御謀叛ありとは恐れおふき申條なり、神慮に叛き謀り玉ふ事あらば御謀叛とも云べき歟、鎌倉將軍執權北條など、奢に長じ、天子を蔑にす、其罪を糺さんとし玉ふ、是を御謀叛など、稱し、公家官人を召捕り、雜人の如にし、天位を傾けんと企、神罰免るゝとこつなし、譬へ武威をもて、一旦の勝利を獲るとも、なんぞ子孫の後榮あらんや、北條家の滅亡を招くに似たり、是非を論せず、天位を傾くと思は、先藤房をさるべしと席を進み玉ふ、其理明白なるによつて、流石の高時も閉口す、一門三十八人、武士三百六十人、一人として詞を發する者なく、

廣々たる席中、何れも頭を垂れ、眼を閉ぢ、さながら寝いりしごとくなり。秋田城之介時顯進み出て、御理解のおもひき畏り、高時をはじめ一統口を閉て罷在り、此上は仰下さるゝにおよばず、今日は御旅館へ御引下され度く、何れ舊日の罪をわび奉んと願ひければ、藤房卿曰く然ば三人の禁獄を速く免すべしと、座を立てしづゝとして旅館にかへり玉ふ、高時やうゝ頭をわけて曰く、藤房辨舌を振ひ、常前の理を解くといへども本意にあらす、助け置かば後日の妨げ、彼等帝へ進め奉り、鎌倉を亡さんと企る條、悪き振舞ひなり、此上は是非を論ずるにおよばず、兵をつかわし、藤房の首をさつて、北條家の災を除かん、速く其用意せよと、殿しく下知を傳へければ、禮おも儀をもわきまへぬ猪武士、たゞ高時に諂ふて、下知にしたがい、專その手配りをなしにける、秋田時顯大ひに驚き、高時を諫て曰く、武威をもて公家を罰ことはやすけれども、朝敵の名を得るときは、背きて随ふ者なし、されば北條家の滅亡を招くが如し速く三卿を免し、都におくり玉ふべし、永く鎌倉に止め置かば、違勅の罪免れがたく、北條の家名の穢れ、猶豫せる事にあらずと、強て諫めけるゆゑ、高時も是非におよばず、其意にまかせ三卿を免し、藤房卿とともに都へおくりかへしける、藤房卿は三卿とともに都にかへり、直に參内して鎌倉の不禮言語に絶たるよし微細に奏聞におよび玉ふ、帝いよく逆鱗つよく、高時を亡さんと密に催し玉ひける、北條高時は秋田時顯の強諫によつて、藤房卿をはじめ



行者母公と

唐土へ

飛行し玉ふ

三卿を免しかへすと、猶怒りを止めず、大軍を發し都に推登り、帝を遠島に迂し奉んと、關東八州の勢兵を催促におよびける、秋田城之介時顯、今は諫るにたよりなく、北條家の滅亡遠からざるを察し、鎌倉を退去して勢州朝熊嶽の麓、朝熊村榮松庵といへる禪庵に蟄居し、天下の治亂を窺ひ、終に此庵にて没せらる、則山内に塚あり、猶遺物として、太刀は(天國之作)寺に納め、差添(太刀同作)は同村之住、橋本助左衛門に譲らる、また秘法の妙藥あり、是は野間因幡といへる者に傳らる、是を諸人助の爲にとて、賣藥として朝熊嶽の萬金丹と號す即說鎌倉には秋田時顯退去の後は、佞臣等時を得て高時に諂ひ、眼前の賤理を論じ、後難をしらず、高時愚にして天爵を願す、專軍勢をそるへ、不日して京都へ推寄る手配りおぞなしにける、此事都へ聞えければ、帝やすからざる事におぼしめし、急ぎ都を出御あり、南都の方へ行幸し王ふといへども、此地も御心になはらず、此時山城國笠置山は要害堅固の岩窟なるよし奏聞におよぶ者あり、依之直に皇居を迂し奉る、此岩窟において、近國の武士を御催促あり、追々參着の者ありといへども、皆微祿の者にして、從者五十人にすぎず、是の如く小勢にては、鎌倉の大軍を防ぐ事かたしと、叡慮を惱し玉ふ、爾時奏し奉りけるは、河内國に楠正成といふ者あり、文武に達し正直にして、常に北條高時の武威を惡み、河州赤坂といふ所に潜居るよしなり、萬卒は得易く、一將は得難しといへる古語に習ひ、此者を召よせられ、彩幣をとらひ

王は、招かずして軍勢は集るべしとなり、依之萬里小路藤房卿勅命を蒙り、笠置の老僧を引導者として、河州赤坂に行きて正成に對面し、勅命のおもむきを演べければ、楠正成謹でうけたまはり、藤房卿に隨ひ、笠置の皇居に至る、則奏聞に及ぶ、叡威斜ならず玉座近く召寄せたまひ、逆賊北條高時を誅戮すべき旨勅命を下さる、正成謹で今度鎌倉の大軍は必ず武相の勢なるべし、日本六十餘州の勢をして推寄るとも、武藏相摸の兩國勢にはあたりがたしといへり、然れども北條高時奢に長じたればあざむくにやすし、しかしながら軍法には進退のかけひきあるものなれば、一旦の勝負は御覽あるべからず、正成存命仕らば聖運ひらかせ玉ふべしと奏しける、帝深くよろこび玉ひ、急ぎ其手配りあるべしとの勅命なり、楠正成畏て河州赤坂にかへり籠城す、爾時鎌倉の軍勢、大佛陸奥守を大將として大名六十三人、總勢二十六萬七千六百餘人と聞えたり、京都六波羅には常盤駿河守、三萬餘人をしたがへ、鎌倉の大軍に力をあはせ、笠置の皇居へ推よする、鎌倉がたは河州赤坂へおしよせたり、此時楠家の籠城漸五百餘人なり、常盤駿河守は三萬餘騎をはげまし、帝を隱岐國へ迂し奉る、楠家は奇計をめぐらし、赤坂城を逃れいで、鎌倉勢をしりぞかすといへども、再び大軍攻登ると聞えけるゆゑ、同國千破矢に籠城す、其勢纒八百餘人なり、鎌倉勢は八十萬餘とさへける、しかれども種々の智畧をめぐらし、防戦に奇計おふく、敵を惱す不思議の良將なり、依之よせての

大軍攻めめぐみて、遠巻にぞしたりける、楠家はすこしも屈する色なく、間者をつかる自由に諸方へ通達し、籠居すこしも怠りなかりける、寄手の諸將は心たるみ、うちよりて詩哥連誦基双六或は酒妾に樂も多かりける、然るに大塔宮は高野山の奥に在て、赤松律師則祐に命じ、赤松圓心に奇計をさづけ玉ふ、則祐直に播州へ急ぎ行きて、父圓心に對面し、大塔宮の命令を傳ふ、圓心即時に一門の兵を集めて、軍配を定めて京都六波羅を攻る事急なり、常盤駿河守驚て、鎌倉へ訴ふ、高時急ぎ下知を傳へ、追手の勢を差向くる、然るに京都に近くなりて、其勢の中より足利高氏官軍に屬し、赤松圓心に力をわはせ六波羅を攻む、北條左近將監時益、同越後守仲時等終に戦死す、餘は散々なつて逃行もあり、また降人となるも多かりけり、依之千破矢城の圍も忽に解けたりければ、是より楠赤松力を合せ、帝を迎へ奉ん事をすがりける、兩時名和伯耆守長年は帝を迎へ奉り、伯耆國船上山に皇居をうつし、守護し奉りける、依之隱岐判官清高、佐々木彈正左衛門昌綱馳むかゝて戦うといへども、長年の軍配にひしがれ、昌綱は戦死す、清高は逃れ去りぬ、依之逆ふ者なく、長年帝を守護しやすくと、船上山を出都へ還幸を進め奉る、此よし國々より都へ注進す、これによつて楠足利赤松いづれも播州までいで、迎へ奉り、元弘三年六月五日都へ還幸あり、この時新田義貞、北條高時を亡し、將軍守邦親王は、鶴ヶ岡におゐて剃髮染衣の身となり、入道し玉ふよし注進す、依之帝御心やす

くおぼしめし玉ひける、此時大塔宮護良親王は、還俗し玉ふによつて、征夷大將軍に任じ玉ひ、天上の政事を主どり玉ふによつて、泰平の御世とはなりける、然るに足利高氏は征夷大將軍を望むといへども、大塔宮其住につき玉ふによつて、我望の空しくなり、何とぞして宮を退んと、種々の悪計を企けるに、今帝深く寵愛し玉ふ准后は、大塔宮と其中不和なるよし、是を聞て高氏幸ひの事におもひ、准后に諂ひて、大塔宮に御謀叛の企てこれ有よし讒言におよびける、帝は准后に御愛情ふかきゆゑ、讒にまよひて罪なき大塔宮を、高氏の弟左兵衛尉直義へ預け玉ふよし聞えければ、萬里小路中納言藤房卿楠正成大に驚き、急ぎ諫奏し奉るといへども、准后御側に在て妨るゆゑ、忠諫を用ひたまへず、終に左兵衛尉直義あづかりて、鎌倉へおくりければ、藤房卿は再び世の亂れん事を悲みて、楠正成に遺言して、都を逃れいで、山中に入りて再びいでたまはず、楠は世の亂れん事を知るといへども、武士の遁世は戰場に死を清くせんものと、此時より戦死の心を決せしとなむ、却説左兵衛尉直義は大塔宮を土牢に入置きけるに、北條家の殘黨旗をあぐるよし聞えければ、高氏勅命を蒙り、鎌倉へ馳むかひ、直義と力を合せ、北條の類を亡し、猶謀て淵邊伊賀といへる者に申含め、大塔宮を殺害し、北條の類忍び入て害せしと奏聞におよび、猶准后に諂ひける、然れども天罰免れがたく、終に露顯におよび、追討の軍勢をさしむけらる、高氏朝敵となり、八州の軍勢を催促して都へ逆よ

せをぞなしにける、其勢八十萬餘と聞えけるゆゑ、都には専ら防戦の手配あり、猶准后の口入によつて、新田義貞を大將とし、楠正成を副將とし玉ふ、しかれども楠偏執の心さらになく、義貞に力を合せ、奇計をめぐらし、八十萬餘の大軍を數度の戦になやまし、終に足利兄弟を西國へ追下し、直に追討すべき所、暫人馬の息を休めん爲都に還り、合戦の始末を奏聞におよびける、義貞は楠の武畧におよばざるによつて、種々の賄賂を運び諂ふゆゑ、准后は唯敬をうくる事のみをよるこび、何のはさまへもなく、今度楠の戦功を新田にかへて奏しける、依之新田義貞を左中將に任じ、楠には何のさたにもおよばれず、猶其うへ准后のはからひとして、勺當の内侍を義貞に賜ふ、義貞は内侍の艶なるにまよひ、出陣の心さらになし、楠正成出陣をいそぎ、新田への催促再三におよばるゝといへども、病有と偽りて對面をさへなざりければ、是は容易からず、追討延引におよばい、智謀にかき足利兄弟不日大軍を發し攻登るべし、さればゆゝしき大事なりと、急ぎ參内して、今度足利兄弟を西國へ追下すといへども捨置かば近きに大軍を發し攻來るべし、速く追討の勢を差ひけずんば、大亂の基なり、新田義貞病あつて出陣なりがたし、正成に大將の命を賜はし、馳ひかふて一戦におよび、足利兄弟の首を見んこと正成の謀略にありと、出陣を乞ひ奉る、然るに防門清忠、參議光經は、義貞よりおふく賄賂をうけし者ゆゑ、今義貞虚病なる事をさつし、正成の願を妨げ、奏聞におよばず、

依之空しく陣所にかへり、倭臣殿上に在てさまたげをなすゆゑ力およばず、足利兄弟攻きたらば速に討死して、帝の御夢をさまし奉らん、かならず新田義貞合戦にうちまげ、足利の世とならん、其時帝を遷し奉るべき地を見立置んとて、吉野山に登り、皇居の地を定めん事を役行者に祈り玉ふ、爾時忽ち行者出現し玉ひ、汝が誠忠を憐み、今皇居の地をさづくるなり、是また深き因縁あり、汝が父楠正玄年四十歳におよびて、子なき事を歎き、河州志貴山に登り、毘沙門天王を祈りて授りしは汝なり、志貴山に安置する毘沙門天王は、我前生に守屋退治の時、勝軍木をもて自作り兜の中におさめ、勝利を得し尊像にて、靈驗あらたなり、此因縁によつて、皇居の地を教へん、早く來て先に立て、峨々たる嶮山に登り玉ふ（行者前生の事は本文にくわしく述）楠正成行者の御後にしたがい登りける、行者は賀名生といへる所にして、告曰く、此所を要害の地と定め置がば、百萬の大軍攻寄するとも登る事かたし、必ず是に遠ふ事なかれとをしへ、直ちに虚空を踏んで山上ヶ嶽のかたへとびさり玉ふ、楠正成奇異のおもひをなし、行者の御おとをはひし、其地を見るに、嶮岨の山頂に平地あり、また靈水まんゝとし、不思議の城地なり、此所に繩張して、皇居の地をさだめ、それより都へ馳登りける、爾時還察にすこしも違はず、足利兄弟は西國勢七十萬餘の大軍にて攻登るよし、注進櫛の齒を挽が如し、依之殿上俄に周章し、新田義貞は攝州兵庫へ出張す、楠正成攝州櫻井の宿にて、正

行へ吉野皇居の地を、行者の告玉ふごとく微細に教へ、恩地左近太郎滿一に申合せ、皇居を遷し奉るべし。二十歳になるまで、彩幣を滿一に預け、かならず軍事を母に談ずべからずと遺言して、纒七百人をしたかへ、攝州湊川へ出陣ある。正行は七千六百餘人をひきて、河州赤坂へ歸ひそかに皇居のやうい專なり、正成七百人をもて、七十萬の大軍にあたり、三日の戦に毎度勝利を得るといへども、もとより覺悟の事なれば、心靜に酒宴を催し、主従六十三人自害して、末世に武名を耀し玉ふ、和漢にまれなる良將なり、足利高氏は大軍をはげまし、新田義貞を追散し都に亂入し、東寺を本陳として光嚴天皇を帝と仰ぎ、後醍醐天皇を花山の古宮に推籠め、越智伊賀守を番士とす、此花山の古宮といへるは荒宮にして、さながら配所の如し、中務局唯一人御側にさむらひけるこそ哀れなり、然るに正行父の遺言を堅く守り、吉野に皇居を設け、恩智滿一を使として、越智伊賀守を解て官軍に屬せしめ、楠家の勇士十四人、建武三年十一月十一日の雪の夜、古宮にしひび、越智に力を合せ、竊に吉野へ遷し奉り吉水院實成院の兩寺を皇居として守護し奉る、然るに足利高氏大軍を差ひけ、河州四條繩手に戦ふ、楠正行此戰場に討死す、依之足利勢は吉野に推寄する、帝は賀名生に籠り玉ふゆゑ、よせての大軍近付見るに、嶮岨なる事眼を驚ばかりにて、攻登るべきたよりなし、依之人馬の息を休め、再びよするに、以前に倍して峨々として高く登へ、彌々登るべき道なし、是は道を違へしならん

と馳廻るに、猶々人馬の道路絶へたり、高野越後守師泰高野武藏師直、烈しく下知を傳へ、數萬の軍兵一度に攻登らんとす、此時俄に白雲起て山の腰に遮る、敵はさながら雲中に在るが如し、總勢残らず天を仰ひでひかへたり、依之力およばず退きてより再び敵する者なく、やすくと皇居を定め玉ふ、是偏に役行者の御威徳なればとて後醍醐天皇勅を下し、多くの櫻を植ゑさせ玉ひ、藏王權現への手向とし玉ふ、年々に繁茂して千本の櫻とはなれり、此ゆゑに權現の御愛樹とはもふすなり。

神變大菩薩傳卷之下畢

跋

友人東海子混跡於市俗以舌耕爲業而其
講說忠臣烈婦高僧道士傳其畢生履歷以
至于行住臥坐喜怒笑泣之狀千態萬貌女
決江河遣諸海使兒女童蒙輩或笑或樂或
怖或憾雖親接其人目擊其事亦不可得如
斯之詳密精細而其意終歸於勸懲而後止
而已矣斯書之作固書價之所請恃其涎沫

唾餘不終數日而成者雖固非其本也亦足以推其才思矣而後行者靈驗奇特神變不測之談言々勺々有真實有方便筆隨其所欲言混々涌出者真可謂奇作矣或曰奇則奇是亦何爲而作之嗚呼亦欲教信心道俗勸善懲惡至誠無私者猶其平素所講說云嘉永己酉二月甲子辱知生保田碩苗跋於生玉白水堂

幡隨意上人諸國行化傳序

大權之出興於世也豈蕞爾哉猶千鈞之弩不爲蠶鼠發機也以故出沒有所大警覺於世往昔光明之輝唐土吉水之流海東皆有所大爲與世逕庭雖韜光乎終有不可掩者非常人所爲常人不可企及也雖叔世也幡師熊野之神所化降誕關寂烏集爲瑞蓋其

神之所使令也。濟幽鬼，除妖怪，度神龍，析邪黨，盡非常人之所爲，常人之不可企及者也。其遊履於諸國也，武野之間，創教饗而叢生，徒建法幢而講宗義，奇蹟妙化以益群類，亡論跋涉乎北越，感靈像起梵宇，移住勢南，拜瞻佛光于京師，于浪華，度難化之衆生，竟西海大震，非常之態，大凡所到之處，風靡艸偃。

黎庶咸然，莫不歸敬壽尊，厭穢忻淨，宗門光闡，宜矣。壽尊之行，願應時機，蓮門之教，不徒設也。一化於證誠殿，再化于幡師，有本者如是乎？若夫神君之歸仰，天龍之衛護，德之不孤，必有鄰者乎？洛北五却，喚譽上人，開基精舍，唱導以誘群萌，風雨寒暑，孜孜四時，無虛日。三十年一日，不倦勸葬之暇，編幡師之行。

實或搜索諸秘錄或私淑諸識者靈應神迹
靡不戴悉矣編成題曰幡意意上人諸國行
化傳予不敏披讀不勝感喜大權之化迹行
履之顛末燦爛可觀者嗚乎上人之業可謂
勤矣於是乎叙

寶曆癸酉冬日無相文雄操毫於京師了蓮
淨寺尚綱堂

幡隨意上人諸國行化傳目錄

卷之一

幡隨意上人誕生奇瑞の事

鎌倉光明寺に至り給ふ事

傳尸病を治し給ふ事

館林善導寺開基の事

龍女化益の事

隨岩と宥田法論の事

幽靈を引導し給ふ事

釘拔名號利生の事

關宿大龍寺建立の事

高田善導寺建立の事

龍譽高天を化度し給ふ事

林泉寺と問答并龍神守護の事

卷之二

武州品川小兒現益の事附惟岸法師壹岐前司親輔の子の事

洛陽百萬徧入院の事

百萬遍知恩寺の事

日坂の駿河屋妻孤獨地獄の事

宇治の瘦女を教化し給ふ事

孤妖の障碍を除き給ふ事

卷之三

亡妻の死靈得脱の事

幡隨院建立の事

名號を祈乳の出し事

肖像を彫刻し給ふ事

盜賊を教化し給ふ事

身代名號の事

捨子を拾ひ給ふ事

板橋の幽魂を教化し玉ふ事附連歌の事
熊谷寺建立の事

悪鬼を降伏し悪人を化度し給ふ事

法論の稱美を得給ふ事

龍水名號請雨現證の事

卷 之 四

山田入門寺開基の事

北村長兵衛教誡の事

邪宗對治告令の事

伊勢參籠彌陀之像感得の事

浪華大鏡寺にて化益の事

九州へ出船の事

卷 之 五

不濡の名號靈驗の事

不燒の名號の事

邪宗の發頭伴夢を化度し給ふ事

佐久間三柳降化の事

赤間關にて龍神歸依の事

紀州萬松寺にて入滅の事

幡隨意上人諸國行化傳卷一

幡隨意上人誕生奇瑞の事

上人字は智譽始典譽號諱は幡隨意、又は自道と稱し奉る。生國は相摸國藤澤の郷善行寺村の人、俗姓は川島氏なり父初め上野の國館林の郷に居住して、即ち川島七蕨の魁にして、北條家の嗣裔なり或は武田氏なりとも云後に婚家の好みに依て、相州善行寺村に移住す、爾るに夫婦、一子無き事を愁へて、熊野權現に祈る、婦或夜の夢に、熊野に詣て下向の時、曠野を過るに、金色の大熊、後より追ひ來り忽ち化して、寶珠と成りて、懷に入ると見て、恐怖て、夢寐めたり、其後懐胎の身となれり、夢の事を委く夫に語るに、夫の曰く我聞く、神武天皇紀州南郊に至り給ふに、一の大熊あらはれ、其の長け一丈餘にして、金色の光りをはなち、無量の奇瑞、光中に照れたり、天皇此の示現を拜して、天の告を承け靈夢を感じて、神藏寶劍を得て、州中の邪神を伏せしめ、國民悉く安じ給ふと云へり、況や又寶珠と變じて、懷に入り玉ふ事、甚奇怪なり、寶珠は此れ萬寶を雨らすの徳あり、汝ちが孕める子は普く國中の邪を退け、正を進め、意に隨ひ、自在を施す、男子にして、權現の再誕なるべし、今より酒肉五辛を

食せず、起居纏にすることなかれと云ふ、月滿して、人王百六代、後奈良院の御宇、天文十一年寅年、十月十五日、男子出生す、此時群鴉稻穂を啣み、屋上に集る其鳴く聲、産屋を賀するのよそをひなり、南北の隣家、其の瑞を見、近隣の男女、此事を聞き、大に奇嘆す、童子誕生の後、百日ばかりを過ぎて、常に佛菩薩の像を見て、甚だ悦び、掌を合して落涙せり、見る人不思議の思をなす、五六歳の頃より、沙門を見ては、歡喜して跡を追ひ行く事あり、漸く九歳に及んで、父母に向ひ、出家せんことを乞ふ父母堅く是れを免さず、汝ちを佛神に祈り儲け得て養育すること、偏に家名を相續し、武將ともなさん爲なり、何ぞ、此を捨て、出家とせんや、重て此事申すことなかれと云へり、既に十一歳の時、或日同國玉繩邑二傳寺(光明寺第九世源譽正空上人開基の寺)範譽義順上人と云へる智道兼備の僧來りて語りて曰く、昨夜不思議の靈夢を感ず、忽然として青衣の童子、手には白き幡を携へて當家の小童の後ろに立つ、我れ其の所以を問ふ、答て曰く此童子は、實に是れ世の福田なり、故に晝夜守護せん爲に來れり、我は是れ、帝釋天の使者、青衣童子と云ふ者なりと告ると見て、夢覺ぬ、然れば、此童子を空しく在俗の塵に置んよりは早く、沙門と成し玉は、頗る四海の導師たらんと、父母驚て、彼の童子が幼稚よりの作業を思ひ此僧の告るを聞て、止むこと無く遂に小童を範譽上人に投ず、上人即ち落髮授戒して彼青衣童子の白幡常に隨從することを思ひて名を幡隨意と付け玉ふ

私に曰く、釋泰澄は三神氏にて、越前の麻生津の人なり、父は安角、母は伊野氏なり、夢に白き玉懷に入と見て孕む、白鳳十一年六月十一日に生る、其時雪降ること、産屋の上に一寸餘なり、五六歳に及へども、小兒の輩に交はらず唯泥土を以て佛像を作り、草木を以て堂宇を構へ或は花をとり、水を掬ひ、合掌し供養するを態とせり、持統六年道昭和尙北國に遊化し、三神氏に宿す、忽ち小童を見るに、頭に圓光を現し、上に寶蓋を覆へり、道昭獨り是を見る、父母に告て、此兒は神異の童子なれば、恭敬の心を加へて、養育すべしと示さる、其時泰澄十一歳なり、十四歳の時の夢には、身蓮臺に座しけるに、傍らに沙門あり語りて曰く、汝ち知るや否や、我れは汝が本師なり、住家は西方に在り、汝が座する蓮は、觀世音所持せる花にてあり、汝比丘の形を以て十一面利生普照の徳を施すべしと、告げをなせり此傳今師の誕生より授戒まで能く相類せり。

鎌倉光明寺に至り給ふ事

其後師の許を辭して、鎌倉天照山光明寺、法譽智聰上人の室に入り、内外の修學に通達し、超倫の譽れありて、法戰場に聲を震ふときは衆中敢て當る者なし、又奉譽聖傳上人に隨順し、宗要の玄微を究め、圓頓戒并に本山正統布薩の大戒を受持し、先師の口決を守り、傳法自己に統

へ、譜脈の錯亂を糺し、法燈を挑け玉へり。

私に曰く、奉譽上人は範譽上人の法弟にして、始二傳寺に住し、中ごろ光明寺に轉住し終に本山知恩寺に主たり知恩寺は應仁以來、百有餘年を涉りて、諸堂漸々再興ありと云へども累年兵亂打續きければ諸堂全備せず、第三十一世岌興善心上人在住天正の末年地を京極に移さる第三十二世奉譽上人勅に依て寺務となり給ふ、道徳時に長じて世舉て信伏す、太閤秀吉公、殊に御歸依淺からず、諸國の奇物財産を喜捨し、所須念に應じて、殿堂房舎一時に再建し、中興し給ひて、慶長十五年正月十八日塔頭慶運院に移て、滅を示さる故に秀吉公所持の具今尙寺中に傳ふる所の多し次に三十三世智譽上人なり、本山知恩寺に二卷の圓覺經紺紙金泥にして、弘法大師の筆と云あり、奥書に奉譽上人弟子、相州藤澤之産智譽幡隨意本主也幡隨意白道判と在て自筆なり。

或日河越の感譽上人の座下に至り、年序數回なり、時に學友清岸、全壽、幡隨意、存應、皆緇林の鸞鳳、法門の龍象なり、曾て諸所遊歴して、講帷を張り説談をなす、道徳所々に溢れ玉へり然るに、人皇百七代正親町院、天正三乙亥年春三月壽算三十四歳頻りに無常の切なる事を知り、名利の學道を厭ひ、一向專修の外他事なかりき。

傳尸病を治し給ふ事

天正年中武州淺草の邊りに武將あり、一人の息女其顔色甚だ醜く、あまつさへ、足も人并な
 らず、故に婚嫁の縁もなければ、尼となして淺草の邊りに庵室を構へ、住み玉ひけり、爾るに
 かりそめに、虚損勞瘵の病にかゝり、其身熱して、咳嗽盜汗し漸々にやせ衰へたり、勞瘵の病
 は腰中に虫ありて、鍼灸治も及がたく、十人にして九人は死す、其の兄弟一族にうつり渡り
 て、悉く滅す、故に傳尸病と云と云へり、此尼公頻りに病重く、死しなんとす、尼公の妹わ
 り、容顔甚だ醜く、父母寵愛限りなし、彼の姉君の、病苦を訪んと、庵室に來り、暫く看病の
 人と物語りし給ふ内に尼公の身より、白き蠅の如くなるもの飛び出で、糸を引がごとく、白き
 氣ありて、妹の袖の中に入れて見えす拂ひふるへども更になし、尼公遂に其暮に死す、其日より
 妹君心地重く煩ふ、姉の尼公に少も違はず姉の尼公より傳はる病とて、父母も大きに驚きなげ
 き玉へば、家中の面々上下ともに是を歎き、療養品を盡し、醫藥灸鍼も、露ばかりの驗もなし
 今は神佛の力ならでは叶ふべからずとて、淺草の觀音へ、一七日詣で、祈願するに第六日の夜
 夢に、老僧來りて父に告て曰、汝が娘の病は明朝始て來る、沙門を頼み祈らば、本復すべしと
 覺めて後ち、此告夢を悦家中の人々に申合め、曉を待つ、翌朝行脚の僧ありて、頭陀せら

るを、頓て請して、内に入れ、夢想の告げを語り、病惱の祈願を頼む、時に僧答て云、我れ
 は幡隨意と云ものなり、宗門は淨土にして、厭穢攸淨、勸む、曾て自家密宗のごとく、祈禱な
 んと成すことなし、思ひもよらざる事なりと宣ふを、重て頼みて曰、僧は是れ大慈悲を以て人
 を助け、我身をわすれて、人を利益し玉ふを、本とすと聞く、今哀みを垂れて一人を救ひ給へ
 ば一家中悉く悦ぶ所、其功德廣大なり、其上觀音の夢想豈虚ならんや、是非頼み奉ると、
 願へば、師の曰爾らば白布を三尺出せとて、其布に彌陀の寶號を書き、病牀に掛け、前に香
 花燈明を獻し、彌陀の名號を稱念せよ、横難横病横死を除き、廣濟衆厄難の利益、必其の驗
 あるべし、我れ明朝來て廻向すべしと、病人に十念を授け、歸り玉ふ、父母を先とし、家中の
 面々一心に稱名す、曉鐘に及んで、師約のてとを來り玉ふに、父母上人に對面して、合掌し落
 涙して曰、昨夜教のごとく、念佛せしに五更に至り病人起て告て曰、暫く睡る夢に、四人の童
 子來りたまいて、我惣身を首より手足まで、撫玉へば身の中より、白き糸の如きもの出て空に
 登ると見へしが、夢さめて後ち、心地涼しく、頭へかろくなりしとて、食進むこと平常のごと
 く候、是れ偏に師の御恵みなり、病人も身を清めて、御對面仕りたさとして、唯今髮をつく
 るはせ居候なり追て出申べしと云所へ、侍女案内し、病人出で恭敬禮拜し、快氣せることを歡
 喜し、上人は我が命の親なりと尊めば、師の云、是れ我が力にはあらず、觀音は本師の化益を

助けん爲に夢中に告げ、我れは彌陀の他力を頼んで、汝に教の報恩を存せば、怠らず名號を稱ふべしとて、十念を授け、還らせ玉ふ、此白布の名號、今に其の子孫に傳持せり。

館林善導寺開基の事

上人念佛弘通の爲に、諸國巡行し玉ふ、其の徳世間に流布し、其の名四方に隠れなし、故に上州館林の刺史榊原氏藤原康政、師の徳に歸し、厭欣の要路を聞き、信敬尊重し、新に一字を經營し、師を請じて、開山第一祖とし、終南山見生院善導寺と號す、既に田園百戸を寄附し、衆徒數百を領して、盛に法輪を轉ず、其の後東君觀智國師と相議して、十八檀林を定め玉ふ、善導寺其の一なり、十八檀林とは彌阿如來本願の數にもとづき、兼ては松の十八公なるに比して、一宗の檀林を十八と定め玉へり、かくて常に國中の男女群參し、尊容を拜し、十念を受け燈燭を供養し、專念の行を、修するもの多かりけり。

龍女化益の事

天正十壬午年、師の歳四十一、女人闍提極重惡人なるも一稱十念すれば、即ち淨土に生ずる旨を、演説し玉ふに、貴賤袂を連れ、參詣市を成す、一夕倏然として、化女來り、其容貌

端嚴にして殆と常人にあらす、上人に語て曰、我れは此の城外を去て、躑躅が池に住む、龍女なり、嗚呼淺間敷も、龍畜の身を受け、數百歳を経るに、晝夜三熱の思ひ有て、其苦み忍難し、上人哀れ願くは、拔苦與樂の法を示し玉へと、師の日、汝實に龍神ならば、何ぞ本形を現せざるや、化女の云、我本形を現しなば、上人甚恐怖し玉はんと、師の曰我未だ物の恐怖を知らず、實龍女ならば、本相を現はすべしと、其の時化女は座を起て、椽の板間に出でけるが、虚空より黒雲一ひら卷來ると、見へしが忽ち化女二十尋ばかりの大蛇となり、兩眼より、日月の如くの光りを放ち、口を開き、紅の舌を出して火炎を吹く、師少も騒たまはず、函杖(師一生所持の杖今幡隨院に在り)を取て彼の大蛇の頂きに當て、善哉善哉止なん止なんと宣へば、又本の化女と成りて、本座に着す、其の時師勸諭して曰、夫れ我彌陀は、六八の願を立て、一切人天鬼畜我毛戴角まで、悉く攝取す、中にも女人往生の誓あり、龍女といへども、漏るとなし、若し此名願力によらずんば、千劫万劫恒沙劫を経るとも、女身を轉することあたはず、設ひ蛇身なりといへども、一念隨喜せば、十方衆生の誓に叶ふべしと、念頃に教化し玉ひ、即ち布薩大戒の血脉を興へ、戒名を王譽妙龍と許可し、十念を授け玉ふに、化女は歡喜落涙して曰、上人の教化に依て、我今龍畜の身を脱し、三熱の苦患を離て、西方淨土に往生せし、師の徳に非ずんば、誰か能く我を導ん今より以後、山頂海中にもあれ、上人在ます所には、龍力の不思

議を以て水を捧て大恩を報謝せん且つ火災を拂ひ、又上人弘通の念佛を守護せんと、約して去りぬ彼の法華經の八歳の龍女、無垢世界に成佛の相を示す、彼は在世是は末世、彼は大權の化身、是は實業の龍畜なり、同日には論すべからず。

隨岩と宥田法論の事

上人の上足、隨意岩と云へるは、多年の執學にして、博識多才の譽れあり、爾るに同國通照寺の住侶、宥田と云へる、密宗の僧有り、上人の念佛弘通により、自宗の檀家、皆念佛に歸依し師を尊敬し、改宗する者、甚多し故に是を嫉みて、念佛を誹謗し、上人を惡口せり、隨意岩是と聞より、心に忍がたく、師に暇乞して立出で、直に遍照寺に往て、宥田に出會ひて、眞言淨土の宗義末代相應、不應を論ずる事、時剋を移せり、隨岩曰三密瑜伽の法門は、上根上智は叶ふべけれども、末代今時の愚痴無知の凡夫、争でか修行するを得ん、只彌陀の教法こそ、時機をえらばず、五濁惡世可三通入一路の、要門なりと、智辨無窮に論じければ、流石の宥田も、機根くらべには力およばず、閉口せり、隨岩大に勝利を得て、宥田が法衣を、剝取て歸りぬ、かゝりければ、彼の門徒大に嘖り、兎角近日夜に紛れて亂れ入り、幡隨意師弟共に、殺害して無念を散んと、徒黨を結び、既に其の用意などしける、其の夜五更に光明を放ち、一菩薩來臨

し玉ひ、師に告て曰、我は是れ王譽妙龍なり、師の血脉十念を受け、決定の信心を發し永龍帝の穢身を捨て、今は西方報土に得生す師の法力、吾身に於て、恩を蒙ると、海よりも深く山よりも高し、爾るに今宵宥田が徒、上人師弟を殺害せんと計る、我蓮臺上に結跏趺座して是れを見るに忍難く、爰に來て急事を告げ奉る、是れは師の恩を報謝するなりと云畢て、紫雲に乗じて西天に去りにけり、師は門弟を集て、我れは此の地を退くべし、隨意岩は後に住持すべしと告げ、御弟子四五輩召連れ一首を詠じて、

阿彌陀佛乃古惠農宇知奈留加久禮我被無賀志茂伊麻裳須美與加利計理

と門弟涙を流し、御歌を感じ、館林を出で信州に越き玉はんと、先づ下總國、關宿にぞ到り玉ふ。

幽靈を引導し給ふ事

師已に下總國、關宿に至り玉ふに、日もはや暮、前後もみへわかずなりければ、松の木陰に宿り、終夜念佛して、在ますに丑滿の夜半も更け行けば、艶やかなる女の、髪は亂れていと黒く、雪を欺く白き衣に、裳は千入の紅に染さも哀なる姿にて、師の前に來りける、師何者ぞと尋玉へば、我あさましき流れの身、白玉と申す、遊女にて候が、偶人界に生を受ながら、例少き

川竹の、流れに沈む身となり、夜ごと口ごとの愛き枕、あらぬ虚言に、人をまどはし、年月積る罪過の、病の牀に日を重ね、竟にむなしくなり果て、血の池水に身は沈み、浮む瀬もなき此の苦しみ、事問人もあらざれば、誰に語らんよすがもなく、空しくなげく七ヶ年、唯願くば、上人慈悲哀愍を垂れ玉ひて、我れを助け給はれと、涙を流し泣にける、師の曰我れ彌陀の威力を頼、普く衆生を化度するに龍畜の女身だに、已に往生せり、佛の本誓最も頼み有り、白玉が何ぞと入の問ひし時、露と消にし汝が爲に、引導せんとて、戒名は本來の白玉信女、十和抱璞楚山思已別年々涙不乾、今日偶逢明眼客、玲瓏白玉放光寒、水の面に夜なよな通ふ月なれど、月もぬれねば水も跡なしと詠じ、十念を授け玉へば、幽霊は忽ち消て見へざるに虚空に音楽聞へ、闇夜明了なること、白日の如し、紫雲變難し、聖衆來迎の容儀ありけり、靈魂の佛果疑ふ所なしと、歡喜し玉へり。

釘拔名號利生の事

下州宇津宮に、三谷善八と云へる者あり、定れる妻の外に、又情を通はす女ありて、他所に抱置て、晝夜忍びて行き通ひけるを、本妻は怪く思ひて召仕ひの女に、色々、すかし、子細を尋ければ、さすが、婢女のかなしさに、われこそ、折々御使に参り、よく知りたり、しかく

の事にて、懐胎し、早や追て産月なりと委細を語れば、本妻是れを聞より嘔り腹立、本より人に増りたる嫉妬深き女なれば、わざと其色を隠し、夫の還るを待て云けるは、いつくの頃より、自らには、深く隠し玉へども、我能始め終りを知り、必ず格氣嫉妬にて申にはあらず、君と我れ、三五の年月を重ねれども、今に一子も儲けえず、早や自らも四十に近し、家督を繼ぐべきものなれば、後の世の事まで悲く侍る兼て此事を、佛神に祈り奉れども、其の驗もなし、爾るに君寵愛の妾、重き身と成りぬと、聞より嬉しさ、遣る方なく、佛神の與へと思ひ、君の種子なれば、自らが爲にも子なり、斯く申す上は、他所に置て、氣遣し、其の身も又何角につき、不自由ならん、必ず此屋へ呼入れ、身二つになし玉へ、其上は兎も角も若し又我れを疑ひ玉は、我が身は他所に住居せんと、佛神を誓言に入、眞顔になりて云ければ、夫も一度は恐れ疑ひけれども、再三他事なく見へければ、今は隠すと能はざれば、一往有無の返答なく、兎も角もよきやうにと計りにて、彼の照と云へる妾の計に往きて、此の事を語るに照も一往は得心せざれども、再三に及び、又本妻直に宅に往き、いと念頃、女は互の事なれば、必ず遠慮し玉ふなど、言葉に花を咲すれば今は是非なく、爾らば本家に移り往かんとて、別に一間をしつらいて呼入れれば本妻は大きに悦び、余事なく、いたはり侍りけるが、いかなるとにや、照にはかになやみて臍の上に、一つの腫物出で次第に腫痛み苦しむ事限りなし、今は醫術祈

願も驗なく、命も危く見へけるが、善八に向ひ涙を流し云けるは、我身は果報拙くしてはからざるに大病を受け、死する命は惜からねども、責て身二つにも、成りて、空く成らば恨もなし、此の身此儘果往かば後の世も怖ろしく、世の人のそしりを受んも、悲しければ、是につき一つの願ひ有り、傳へ聞く、幡隨意上人、下總國關宿に在して、化益を施し玉ふと承る、我れ直に御十念を受け身二つに成り、後生も助りたく思へども、枕だに上らざれば叶がたし、君彼しここに、至り玉ひて、御十念を授り、又妾に口寫しに授け玉はらば、身二つにも成り、世間のそしりもうけず未來も助り候はんと、口説泣ければ、夫も哀れになさしく思ひて、急ぎ關宿に至り、師に對面し、始末を語りて、御十念を受ける、又遠方の事なれば、別に此名號を授く、汝還りて、頂戴さすべし、十念は此名號を授け置く、汝勸て稱へさすべしと、告げ給ふ善八有難く悦んで、十念と名號を受け歸りけるに、既に其の日も晩方になり、家路程近きわたり、一つの小川あり水淺ければ、渡りかゝりけるに、何とかしけん、川中にてすべりて、其の身は川に溺れ、半町ばかり流れけるが、やふくとめはひ上りて、着る物打しはりつゝ、懐中をさぐり見れば、授け玉ひし、名號はなかりければ、善八大に驚き、兎やせん角やと、案じ煩へどもすべきやうも、あらざれば、是非なく家に歸るとて、扱々我妾は、何なる業障深き身なるにや、持籠りにて死する約束前世の報なるか、御念佛御名號にも、捨られたりとて、つぶやきつ

ぶやき行きけるに、里近くなりて、友達の老人來り、善八を見て、何とて濡れたるやと、怪しみければ、しかぐのとなりと、委しく語りければ、老人打うなづき、彼川下の岩が鼻の淵にこそ、龍神の住といふなれば、其方の持し、尊き御名號は、龍神に奪れたるならん、残念さよと語るにぞ善八はいと、悔しくて家に歸れば、夜も漸く深けるが、家内大に物騒じければ、妾照は早や虚く、成りたるものならんと、思ひながら内にいければ、左にはあらで、腫物も速に平癒して、安産し、しかも男子なりとて、悦さはげり、善八夢現の如く、如何にやと、先づ産子を見れば、左の掌を堅く握て、開かざりければ、人皆不思議の思ひをなす、男立寄り、開き見るに、掌の中より、幡隨上人の御名號、鐵の釘一本包み巻て握り居たるなり、人々是を見ては如何にと怪み合へり、善八涙を流し、心肝に銘し、我此の名號を、拜受して歸るに、遣遠くして、出胎の間に合ひ難き故に、道にて取り落したりと思しに、我より先に來らせ玉ひ、安産を守護し玉ふ事こそ、有難けれど、歡喜の涙を浸して、去れども鐵釘を、包み玉ふは奇怪なりと、各々評定すれば、次の一間にて本妻の聲として、其釘の主しは我れなり、嗚呼恨めしや、我夫恪氣嫉妬は女の習ひ、照が事、始終りを聞よりも、噴患の炎胸を焦し、妬しさ苦しき、何に喩へん事ぞなき、鬼とも成り蛇ともなり、取殺さんと思ひしが、態と恪氣の色を隠して、偽りを構へて呼迎へ、照が姿を薬人形に造り、さまざまと咒咀し調伏し、思ふ心の一念には、

石に矢も立つ習ぞと、照が臍に釘を打、縦ひ非禮を受けずとも、我一念の力を以て、殺さんもの、祈る念力通じけるにや、腫物を生じて苦しむ故に大形には仕負せたり、此の上に毒薬を與へんと、色々頼めども、人々未合點せず、爾る處に、御名號の、光りを放て、飛來り、釘を卷付け抜き取り、忽ち化し去り玉ふと思ふと、照は平産し我が本意は遂ざる、口惜しや、人には恨みの有るか無か、今に思ひ知らせん者と、身を悶へ苦み、あたりによりし、脇指を抜き、其儘喉に貫ぬきて、自害してこそ、死したりけり、誠に還着於本人の金言、當れる哉、古歌にも、白浪は寄來る方に歸るなり人を難波のあしと思ふな、と詠せしも、此のごとき事ならん、是より御名號を、釘抜き名號といひ傳へたり。

關宿大龍寺建立の事

夫より善八不思議靈徳を感じ、早速使を以て、師の許へ奉告に、上人又産屋の守護の爲めにとて、名號を書き賜はりければ、謹で頂戴し、産室に掛け安置し香花の供養をなしけり、爾るに男毎夜の夢に、小蛇來りて産婦に近寄りんとすれば、名號より、光り放ち玉ふ、其の光りに恐れて、退きけり、又此の事を上人に告げ奉るに、上人も念佛し、彼の妻を廻向し玉ふ、其の夜一人の女來て、上人に語て曰、我れは善八が妻なり、其の前生は人間にあらず、小池の邊

りに住む小蛇なりしが、善八未童形の時、我れ一つの蛙を得て吞、食せんとせしを、小石を以て投げ、是を妨げ蛙を助け、剩へ我を殺害せり、我其の時思ふには、蛙を助けば我命も助くべし、爾るに蛙は命を助け、食物を得し、我命を害する事、如何なる事ぞ、食を奪れ命を取らる、此の恨み生々に報すべしと、思ふ一念より、人界に生じ女となり、今善八が妻となり、先生の怨を報せんと思所に、幸に妾の懐胎せり、彼れが寵愛せる照が産を惱せ、母子の命を取殺し、善八に憂目を見せんとせしに、照は師の善縁によりて、名號の威力ありて、我れ本意を失へり、爾れども生々の恨み未だ解けず、我龍と化して、怨を酬んと思ふ、上人是を止ることなかれ、師の云汝が龍と成りて、本望を遂んと思ふ事尤なり、去りながら龍と成りて、何れの所に住まんと思ふや、我朝の大池小池皆主しあり、又大海は、金翅鳥の恐れあり、安穩に住する所あるべからず、爾るに汝住して本意を遂べき池あり、西方極樂淨土の八功德池は主もなく、三熱の苦もなく、快樂のみなり、汝此池に至り、本意を遂ぐべし、至らんと思は、憎恨の念慮を止め一心に、我が十念を受け、彼の池に至らんと思ふ堅き願を發せ、願有て名號を唱へば、必ず本意を遂べしと宣ふ、靈魂が曰我れ淨土往生の願なきには非ず、爾れども上來の恨み、晴れやらす殊に嫉妬にて、及に身を、死する耻雪めがたく、其の思ひだに解けば、教へに順ふべし、師の云爾らば今汝が爲めに、一寺を建立し、永く汝を以て、開基の主とし、末代まで善

八ごときの不實の夫は、斯の如くの恨を受くると、諸人に同果の道理を知らせば、汝は是れ永く世の、廢惡の根本となり、善人は不義の惡名を留む、是れ汝が本意遂たるなり、急で萬事を放下し、我が十念を受くべしと、十度十念を授け玉へば、一一に拜受して、忽に失にけり、故に師關宿に彼が爲に、大龍寺を開基し玉ふ、建立成就して、靈魂得脱の爲に、別時念佛を場行し、廻向し玉ふ、諸人群をなし、結縁しける、其の夜靈魂上人の夢中に來て告て曰、上人の教化によりて、生死の苦を脱して、淨土往生せりと、菩薩の形を現し、光明を放て西の空に飛去りけり。

大龍寺昔は野中にてありしと、今は民屋建續き、市中と成り關宿臺町と云へる所に有、繁昌の地なり。

越後國高田善導寺建立の事

師下總國關宿を辭して、越後國高田に移住し玉ふ、彼地に暫く錫を止て、草庵を結び居住し玉ふ、或日の朝夕、白髮の老人師の許に來りて對して曰、我れ年來僧形の御首を所持せり、傳へ云大唐の善導大師の御首なりと、今師に奉る、宜く拜し玉ふべしと、上人悦で請玉ふに、忽然として老人は去りぬ、其の後ち夜なく海中光り耀きて、魚鱗畏て集らず、漁獵少ふして、

漁人歎き悲しむ、其の中に一人の強勇なる者あり、我れ光る所に至り、網を入し是を害し、浦人のなげきを救はんと、其の所に至り、網を打ければ、何やらん掛る者あり、是ならんと、引上げ見れば、首なき木像なり、海人恐れ怪んで、師の許に持參して、此の事を語りけり、師不思議の感得なりと、悦で御首を取合せ見給ふに、符節と合せるごとくなり、師彌よ信心歡喜し落涙し給ひ、末世の龜鏡殘さん爲に、村民を勧誘し、一字を開基まし、彼の尊像を安置して、善導寺と號しぬ、爾しより、化導彌盛んにして、念佛弘通の益を蒙る者、市の如くなりとぞ。

龍譽高天を化度し給ふ事

師、或夜獨り、佛前に在して、念佛し玉ふに、異相の老翁忽然として、師の前に來れり、師怪んで何者ぞと尋玉へば、我は龍神にて候、我が婦王譽妙龍は、師の化導に依て速に往生せり、我は其夫にして、今まで婦が勸めて聞と云へども、業報殊に深く、師の同縁淺きにや、化導を蒙る事遅々せり、既に婦が往生を見て、甚だ浦山敷、願くは師憐みを垂て、血脉を賜り、十念を授興し玉へと、師の云、汝は今何れの池に住やと、答て云我始は上州躑躅が池に住めり、妙龍往生の後、池を龍子に譲り、我は當國青柳の池に住めりと、師の曰汝方能く聽け、龍神た

りと云へども、女は佛法の非器なり、爾るに、妙龍既に往生す、汝は龍畜たれども、男夫に生れしに、佛法非器の龍女に先を越され、婦は早く往生しぬるに、汝は未だ龍畜の身を離れず、三熱の苦を受るは、佛縁の疎きなり、爾れども婦が縁によりて、吾れを慕ひ來る事、殊勝なり、業障消滅の期の、來るならん、汝が先づ歸り去るべし、跡より吾弟子を以て、譜脈を送り遣すべしと、龍神は歡喜して、攪消如く見へざりけり、翌日血脈を認め、高弟隨波和尚、彼池の邊りに往て、我れは幡隨上人の使僧に來れり、王譽妙龍が夫龍、早や出で來るべし、血脈を渡すべしと、大音舉て宣へば、池水波立て、中より大龍顯れ、頭べを上て角を振り立て、口より火焰を吹てぞ、居たりける、隨波和尚小船に打乗りて、波を怖れず彼こに至り、血脈を與へ、十念を授けて曰、抑此血脈十念は吾が授るに非ず、我師幡隨上人より授け玉ふなり、體に受けよとの玉へば、龍神は涙を流し、角を分て和尚の船に頭を寄せたり、和尚血脈を角の間に入れ玉ふに、角を合せて拜受して、水中に入りける、即戒名を龍譽高天と許可し玉ふ、程へて後、高天は菩薩の姿を現して、師の前に來り、我已に師の化導を蒙り、報土往生せり、今より以後師の厚恩を報せん爲に、一宗を守護し奉り、別て師の名號を、信する家には、妙龍と吾と、常に火災水難、一切の障りを、拂ふべしと、云畢て化し去りぬ、有難き事にぞ侍る。

私に曰く、本朝高僧傳に隨波和尚後に上州館林善導寺に住し玉ふ、龍神來て我父母は上人

の師下にて血脈を賜はり既に成佛す、願くは我に法脈を賜はれと、和尚明日を約して歸し玉ふに翌日來て血脈を受け歡喜して去ると云、是れ高天が龍子ならん、傳燈系譜にも龍子と云へり。

林泉禪寺と問答龍神守護之事

師一日同所春日山林泉禪寺に、至りて寺主と法論の事ありて、既に勝利を得て、作法の如く法服を剃取て、歸り玉ふに、林泉寺は國主長尾入道謙信の、先祖を葬りし地にて、代々菩提所なれば、獅虎是を聞て、大に怒り、法の勝負は兎も角も我寺の事なれば、我を崇敬せば、法服を剃取事は、遠慮あるべき事なるに、我れを恐れざる働さ言語を絶する振舞、甚以て意恨なれ、然れども、我意を以て彼を害せば、世間の嘲りもあるべし、幸に當國には、往昔より、一念義を信する徒がら多し、此の者ども兼て幡隨が、念々不捨者を勸むる事を、惡み嫌へり、此等に彼を、害せさせんには、如じとわれは、群臣頓て民百姓を招て、右の次第を語り、彼の僧を害すべしと、告れば士民ども大に悦び、兼て幡隨が我等信する所の、一念義の法門は邪義なりと、破する故に彼等を殺害せんと、支度すれども、上を恐れて延引せり、仰せ有こそ幸ひと、近郷の徒黨會合し、一揆の用意ぞ、したりけり爾るに、師は會て此事知り玉はず、念佛誦經の

其の夜、夫婦の龍神来て曰、上人此所に住し玉は、不幸厄難あるべし。急ぎ其の患を免れ玉へど、告るにぞ、師驚て何事も前業の所感にして、自業自得なり。豈遁れ去事あらんや、龍の曰師は他日化益多からん、我等守護せん、早く去り玉へど、師の曰爾らば、先弟子等を落さんと、件んの告を宣て、急ぎ汝等志す方に早く退くべし、何國にあるとも稱名怠る事勿れ、縁有らば又値ふべしとの玉へば、門弟ども大に悲み、師の下を暫くも離るべからず、設ひ師害せられ玉は、我々先きに殺さるべしと、師の曰否とよ左には非ず、我は是より武州へ赴んと思ふ、汝等隨身せば互の爲宜しからず、先づ早く退て我を待つべし、隠れ忍て我も行くべしと、其時弟子等力を得て、仰に隨ひ皆悉く去りければ、然はとて師は跡より、錫を飛して出玉ふに、既に山路に掛り玉へば、彼の異相の老翁現れ來り、我は龍譽高天なり、師此の所まで來り玉へども、追手の大勢跡より、急に追來れり、我此の所に留りて、彼の者どもを押し障へん、師は早く落往玉へと、師悦んで武州へと志し玉ふ、爾るに土民一揆の者どもは、破れ具足に繩帶し、竹鎗を携へ太刀をはき、思ひくに出立て、善導寺へ到りければ、師弟どもに、一人もましまさず、さては早落失たり、何國までか行かん、跡を追掛討捕れと、大勢の土民ども、山路をさして急ぎける、山路になれば不思議や、高天が龍力にて、今迄晴たる空なるに、俄に黒雲巻起て、大車軸の雨を降らす、聞き事暗夜の如く、大雨凌ぎ難く、前後の道も見へ分たず、

十方に暮て居たりける、其間に師は早や、筑摩川(今の泉川と云)に至り玉ふに洪水水増白浪夥く、瀬枕打て箭の如くに流る、師もこはいかいせんと、思煩ひ玉ふ所に、二八計の美女一人、我よく川の案内を知れり、御手を引て渡し奉るべしと、師の云我いかに水難を過一命を續ん爲なればとて、若き女に手を引れて、此川を渡らん事諸人の嘲りを受、念佛弘通の障りとなるべしと、女の曰我れは御弟子、王譽妙龍なり、師の災難を拂ん爲に、是まで來れりと、師の曰然らば、早く本體を現し、渡すべしと、女の曰暫く此所に待玉へと、云ひも果ぬに攪消如に見へざりけるが、川水彌よ溢れ、波浪逆卷、水煙を立て、水中より、大龍の身を現し、頭を振立て口を開き、火焰を吐て、師の前なる岩の上に、頭を据置師即ち彼の頭の上に、打乗り角を杖にし玉ひ、念佛を唱へて在すに、大龍は頭を持上げ頓て、向ひの川岸にぞ渡し奉る、師は悦で急ぎ、武州に趣き玉ふに彼の追手の者どもは、車軸の雨に障られ、師筑摩川を越玉ひて後ち、雨も晴ければ漸々息を次で、筑摩川に到着す此川の水を見て是程の川を渡る、幡隨なれば所詮我等が手には叶ふべからず、設ひ手に入とも、害し奉る事は無慙なりとて、越後へこそは歸りけり。

幡隨意上人諸國行化傳卷一畢

幡隨意上人諸國行化傳卷二

武州品川小兒現益の事

武州江戸品川と云る所に、貧者あり、貧者中にも一人の男子を儲け、其妻後産重くして空く成りぬ、此子養育の爲め又後妻を迎へけり、今を始めぬ繼母の妬み彼の男子を悪む事限りなし、此子三歳の時夫の留守を考へ、二階に上りて日を經れども食事をも與へず泣く事頻りなれば、共に二階に上りて存分に打擲して二階より蹴落し遂に片輪になり、夫より一向に腰立す、夫歸りて問へば餘りいたづら遊に斯なりと云て、共に悲む體をなす其子六歳夫は渡世の爲に西國方へ昇りぬ、夫の他行を幸ひと悦び、本所の二ツ目と云所へ打捨置て歸りけり、繼子悶へ悲めども腰立す、聲を上て啼より外の事はなし、然るに師の化導日々増々盛んなれば、遠近より晝夜を分たす禪室に往來の者市の如し、其人々此腰ぬけを見て扱も乞食とも見へず、斯て此所に捨られ何日も泣居る事不便の事なり、殊に聞けば繼母に掛り、片輪に成り、父は他國へ往し留守に、打捨られたりと語る、定めて宿業ならんが、さを悲しかるべしなと口説て師に斯と申上ければ、

師聞給て重ての日連來らるべしと宣ふ、故に人々互に懷き抱へて師の御前に出しけるに、師御覽じて薄拘羅尊者の繼母の難五不死の事、前生の因縁なと具に宣へ給ひ、是なる童子も三ツ子の智慧は百迄と云る事あり、幡隨が云事よく聞くべし、汝宿世の餘殃、身を責て、今生繼母の難に逢ひ、斯く迄に生れもつかぬ、片輪になる事こそ不便なれ、父は他國に往母には疾く離れ、今繼母に捨られぬ事、前生にて父母に不孝にして、傍を離れ、遠かり捨つらん業報なりと、因果の道理を、思ひ明むべし、爾れども今我に縁有るを以て、十念を授べし、今生を永く厭ひ捨て、淨土に至らんと思ふべしとて、十念を授け玉ひぬ、又名號を與へて、汝此を身の守りとすべし、汝何國に有るとも何の障礙もあるべからずと宣へば小童も稚な意にも、道理を聞分けて、有難く思ひ、名號を頂て涙に沈んで、居たりしが、其座の人々も皆下向しければ、我も下向せんと思ひて、思はずも歩みけるに、不思議や兩足立て常の人の如くなり、小童大に悦び、直に品川の居所を尋て歸りける、繼母は大に驚き、子細を問ければ、件の譯を委細に語るに、繼母忽ち改悔の心を起し、師の下に至り、罪を懺悔して髪を切て尼と成り、一生不退の行者となりぬ、夫も還りて是を聞き、共に出家すれば、子も又同く出家して、三人共に目出度往生の本望を遂けるとなり皆是れ師の化導尊き故なり。

私に曰く、佛祖統記に唐の並州と云へる所の、釋帷岸法師は唯稱名の行者なり、或日怪さ

繪師二人來りて、淨土の變相を書し化し去りぬ、其の後帷岸往生の日限を知て、諸弟子に語て曰、我と共に淨土に到りなんと思は、來るべしと、一人の小童ありて、願くは我往んと、即ち父母に告て、各留半座の契りをなし、師ともにも正念にして、往生を遂けり、又我潮壹岐の前司親輔の一子、三歳にして、珠數を持て遊ぶ、父母寵愛して、紫檀の念珠を與るに、常に彌陀の尊號を唱へ六歳にして、重病を受け、命終に臥て起て西に向ひ、念佛して正念に往生す、又加賀國に貧者あり夫婦の中に、唯男子一人を儲けけるが、母は此の子を産落して死せり、父育て成長せり、此子三歳の時、母を尋ね父涙と共に死せし事を語る、小兒聞て悲みて泣けるが、次第に成人するに、人と交り遊ぶ事を厭ひ、平日佛前に出で、鐘を叩き念佛して、回向しけり、父も哀に思ひ、涙を流しける、或時小童例の如く佛間に出で、鐘を叩き打鳴し回向して、母の親今は奈落を出給へ明暮た、く鐘のひゝきに

とぞ詠しける、國主傳聞て、大に嘆じ給ひ、小童を招て櫻の花を繪に書ける、扇子を賜、小童取あへず。

よも散らじ繪に書く山の櫻花たとひ扇の風はふくとも

と詠じけり、國主を始め人々皆奇嘆しけり、惜哉不幸短命にして死す、臨終に父に暇乞して、

佛に向ひ合掌して、念佛の聲高く稱へて終りける、斯く幼き者すら念佛を稱へ往生を遂げぬ増して老たる人の往生を、願はざるは悲しき事なり、(勝尾の證知上人發心も相同じ、繻素往生傳小兒の往生多舉たり、

洛陽本山百萬徧入院の事

後陽成院慶長七壬寅年師六十一歳其とき諸人歸依淺からず、ついに洛陽本山知恩寺住持職を、仰付られ、白銀三十枚を送賜し玉ふ、師知恩寺(三十三世)に移住し、紫服を賜はり參鳳闕、淨家の秘牘を演説し玉ふ、儲君皇后三公月卿耳を傾け聽受まし、其座久しけれども倦む事なく、懸河辯舌を嘆じ給ひける、且平日說法怠らず、都鄙の道俗男女日々群集し、風雨と云へども曾て厭ふ事なく、化益を蒙らずと云ふことなし、凡上人諸人に歸依せられ玉ふ事斯のごとし。

知恩寺百萬徧の里

抑知恩寺は慈覺大師彫刻の(又は御首は自然の涌出餘は慈覺の作)釋迦佛座像八尺の尊像を安置し、加茂下土の宮の法樂修法の神宮寺なり、又は加茂の釋迦堂或は川原屋と云往昔は一條以

北は九重の外にして、今の相國寺の地に有て、加茂の川原堂と云、嘗て大師加茂下上の神を信
 敬し玉へり、或時彼神圓光大師の枕上に來現し、告て宣く、神宮寺の釋迦佛は、諸人吾が神
 相となして、諸願を祈る、吾れ其奸直を鑑みて、靈應を施す、今より此寺を師に付屬す、此地
 において、専修念佛を勧めば四海化益に順すべし、我又擁護すべし、又加茂の神人の數輩皆靈
 夢を感ずる事大師に同じ、神司等驚き謹て、大師を招請して、寄附す、亦大師も神勅に任せ、
 此地に住し玉ふ、折にふれて加茂の祭を見玉ひて、あふひくさの和歌も斯の地にまします時な
 り、又加茂の河原屋にて、庭上の池水を見て詠し玉へる池け水の御歌有り（相國寺塔頭松鷗軒
 に法然水とて今に有り）明神へ時々參詣ありし通路とて、今に法然の辻子（上御靈の西なり）と
 いつ處有り其後大師此地を勢觀房源智上人（知恩寺第三世）に譲りて、小松谷に移住し玉ふ、源
 智上人は備中守師盛の息、小松内大臣重盛の孫なり、爾るに大師入滅の後、深恩を報せん爲
 に、始て影堂を經營して、大師御付屬の眞影を安置し、知恩寺（一宗最初の寺）と號す是より神
 宮寺を改めて知恩寺と云へり、源智又弟子蓮寂房信惠（三世高野の大政大臣兼房公の孫大納言
 兼良郷の子）に譲り神恩を報せん爲に、加茂の邊りに（今の西念寺其跡に）住し社參し玉へり、
 故に、加茂の上人と號す、生年五十六曆仁元年十二月十二日高聲念佛二百餘遍終には陀佛の
 二字のみ聞へて、知恩寺にて滅し玉へり、臨終に佛前より異香薫し、放光の瑞有り、此本尊影

堂に安置せり、又文永年中聖光上人附法の弟子、然阿良忠（永仁元年七月、勅諭記主禪師）
 上人、勢觀上人、附法の弟子蓮寂上人と兩流（鎮西、源智）を校合せられけるに、一として
 違することなく、符節を合せたる如くなり、故に蓮寂上人の口我師（勢觀）常に大師の正義傳
 持は聖光房なりと歎し玉へると、實に爾なり、予が門弟更に別流を存すべからず、鎮西を以て
 義とすべしと、是より合して一流となる、然れば今吉水、正流鎮西の餘波を汲む本末ともに此
 寺を根元とす、又元祖より法孫第六世一宗の嫡傳數代を経て當寺の法脈、未だ支流未派をつか
 ずとて、勅して智恵如一國師の號を賜ふ、本朝淨家國師號の始なり、此後代々の住持勅請に依
 る（續目今寺に存す）智恩寺を百萬遍と號する事は、後醍醐帝の勅號也、其來由は元享元年の秋
 日本國中大に疫死す、頃年續き天變有り故に帝哀憐して、神家佛舎に祈り玉へども、除殃ある
 ことなし、遂に當寺第八世空圓善阿上人に命して、持念せしむ師餘行なく、一千八十珠の大數
 珠を巡し、一七日彌陀の寶號一百萬遍を唱念す、立地に天災地變疫癘止て天下皆蘇生す、帝觀
 感有て寺に百萬遍の號を賜はり、又官庫に納めありし、弘法大師の眞筆利劔の名號を寄附し玉
 ふ、此御名號は人皇五十二代、嵯峨天皇弘仁九年の春都鄙遠境に至て甚だ疫死す、天子宸襟を
 惱し玉ひ弘法大師と、もに祈念し玉ふ天皇は紺紙金泥の心經を書し玉ふ、弘法は秘鍵を作り、
 金泥を以て名號を書し禁裡に於て開眼供養し玉ふ、此時天下の病者忽に活生することを得て、

太平の聲をなす、此名號を以て、永く祈願百萬遍の本尊とすべしとなり、利劍の名號と稱する事は、其の字畫のあまる所利劍形なればなり、此後代々の帝王御歸依淺からず、天長地人の御祈願所となる人皇二百代、後圓融院の御宇永徳三年鹿苑院將軍義滿相國寺草創の時、此の寺を油の小路一條の北に移さる、百三代、後花園院文安五年水災地震疫疾、同六年大地震止ざりければ天皇殊に勅を下さる(住持大譽上人御時)同御宇寛正二年疫疾流行して、骸骨道路に充つ、依例勅を下さる(住持善譽上人御時)同四年正月朔日より、天變及疫疾流行す慈照院將軍義政公狀を賜ふ百四代、應仁元年天下大亂放火同二年洪水大風彗星あり、文明元年客星出つ、累年の災變を痛み思し召し天下安全の祈願の勅を下さる、繪旨御教書今尙存す應仁の亂には諸堂悉く焼失せり、(法譽上人の代也)爾れとも諸堂の本尊は恙なく、をはします、毎度の御祈願に寶札を印し朝廷に奉れり、其已來天長地久の御祈りに、正五九月十六日百万徧執行御祈願今に怠轉なし、斯くのことく朝家の御信仰他に異にして、後花園院は淨土萬宗第一の繪旨を下され、光源院將軍義輝は二宗嫡流の御教書を賜ふ、後花園院崩御の日は法譽上人善知識に參せらる、百六代、後奈良院は茂長上人に紫衣の永宣旨を賜ふ、百八代、後陽成院天長十八年豐臣秀吉公洛中の寺院町家に混雜せるを、京極の東上は鴨口より下は六條まで、片面に移さる故に天正廿(文祿元年)年に京極土御門の南に移す(今百万徧屋敷と云)茂興上人代建立未成就に

て寂す、次に奉譽上人道徳に長じて、大關秀吉公御歸依淺からず故に殿堂二時に再建し玉ふ、次に幡隨意上人告命によりて御住職、又寛文元年(百十二代後西院)正月十五日灰燼す、此時吉田の西北田中領に移る其とき黄金五百兩を賜はる光譽滿靈上人中興す、加茂の神祠に近付こと昔にまされり、加茂の神人來りて、鎮守の注連を引こと例年の式にて、今に絶へす神宮寺を改めし事明なり。

日坂の宿駿河屋妻孤獨地獄の苦を助る事

師告命に依て上洛し玉ふに乗輿には召し玉はす、歩行のみなり、東海道の群品師の化導に預る者夥し、爰に近江國、佐夜の中山を通り玉ふ、日も早夕陽に向んとす、向ふの方より年頃三十餘りなる女の唯一人愁ひに沈みたる、躰にて足はやに走り往きけるに、師是を見玉ひて、何とやらん怪しく、合點ゆかざる有様ゆへ、又跡につき歸り見玉ふに、女は數丈の幽谷に落ち入らんとす、師女の右の片袖を持って、引止め玉へとも、曾てこらへすして谷底にぞ落入ける、右の片袖は師の御手に残り、彼の幽谷を見玉へば、炎々たる猛火盛んにもへあがり、女は其中に血の涙を出し泣き悲み居ける、隨從の人々こはそも何ごとと云あへるを、師の云是は孤獨地獄と云所なりと宣ふ、其夜は日坂の駿河屋惣兵衛と云へる者の所に止宿し玉ふに、例のごとく、

四方より貴賤集りて、師の十念を受ける。宿の主の夫婦も師の御前に在りしを、師能く彼女房を見玉ひて、是なる女には直に十念を授る事は成り難し、其所を去るべしと宣ふ。夫頻りに願ひければ師然ば汝が妻身に覺へたる罪科あるべし早く懺悔すべしと、女房大に怒り、たけく斃争ひける。師然らば我に隨て來るへし、汝に物見せんとて、彼孤獨地獄の躰を見せ玉へば、女ははつと泣いてけり、師の曰汝は何ぞ、速に懺悔せざるやと其時夫を始て、早く懺悔せよとて、宿に連歸りける。暫く女泣き悲みて、あゝ辱しや、夫にさへ隠して云はす、爾れとも今速に白狀せん、今日晝旅人來りて、暫く休み睡けるに、枕本に鼻紙入の有けるを見て、頻りに欲心起りて既に盜取てけるに、彼男目を覺して、件の鼻紙袋を詮議し、狩りさかさんと云へるに依て、我れ土藏の内に隠入んと、裏口に出でけるに、跡より多の人々追來と思ひ急て土藏に入らんとするに誰とも覺へず、我右の片袖を取て、引勢ひに袖は斯の如くと見せ侍る、其時師の曰其片袖は此に有りと、件の袖を出し我れ先に汝を見て、呼べとも聞入す、袖を引ども引放して往んとせし時、右の袖引切れて、我手に殘れり、汝土藏に入らんと思ひしは、孤獨地獄に魂落て、責を受けるなり。汝が善惡因果の差別を開け宋國の荆王夫人楊傑馬干は、身は沙婆にありて、魂者九品の蓮臺に宿す、其れは稱名多善の徳日本日坂の汝は、身は此の土にありて、魂は孤獨地獄に苦しむ、是れは貪欲熾盛の業なりと示し十念を授け玉ふ又名號を望ければ即ち與へ

玉ふ、其御筆の次手に彼片袖に

極樂も地獄も己が身にありて鬼や佛にこゝろゆぞなれ
 と書て渡し玉ひぬ、夫は餘りに有難き事今一宿と願ひ止めければ、師即止宿し玉ひて、又其夜中山へ連れ往て見せ玉ふに、過し夜の如く、地獄の現前すれとも、師の名號より、光りを放て守り玉ふゆへ猛火は近づく事なしと、夫婦歡喜の泪を流して、悦びける。師の曰つとめよやつとめよや、稱名怠ることなかれと、夫より二人共に出家して、終に目出度往生を遂げるとなり、これ師の化導の周き故なり。

私に曰く、年代遙に隔て三人和歌有り師の心に同じ

佛には何となる身のしほひかた身をいつくともをきつ白浪
 佛には心なるみのしほひかた身をいつくともをきつ白浪
 佛には心もならず身もならずならぬものをこそ佛なりけり
 今の師の詠も此歌の外ならず。

小野小町
 梅尾明惠
 紫野一休

宇治の里の癡女を教化し給ふ事

師知恩寺に住し在して、或日雞鳴を待すして、京都を出て立ち、木幡の里に到り慈心上人の舊

跡を訪ひ、古墳に詣て念佛し、源信僧都の跡を慕ひて、惠心院を拜し橋を渡りて、平等院の彌陀如来を禮し暫く農民の家に休息し玉ふに、亭主と見へし男賤しからざる姿にて、出迎ひ、奥の一間に招請し、茶なんと捧げ、十念を拜受して、語りて曰我妻にて候女、氣分曾て變る事なく食事も、常のごとく味ひも異ならず、死病とも見へ申さず、爾るに四年以前項に染ばかりのもの出来、其翌年三升入たる袋のごとく、三年目には一斗の袋のごとく、當年に至りて、二斗入れし袋のごとくなり、痛みもなく甚だ重くして、立て行事叶ひ難く、若行時は彼癩を人の肩にかけさせて行く、此故に起臥一向に叶ひ難く候終には禍ともならんやと悲しく候なり、御十念を授け玉へと望ければ、師即ち癩の女の一間に入り、對面し、先づ癩の上に名號を書き、十念を授け玉へば名號の南の字の首に口あきて烟霞のごとくの氣出る事少時なり、其穴より豆腐を粉にせしごときのもの、五六升計り出たり、其臭氣云ばかりなし、赤豆の如きもの四五升出て、其跡より二尺ばかりの黒白の蛇二つ出表をさして行くを夫見て棒を取て是を殺さんとす、師制して害すべからずと誡め、女に向ひ汝懺悔せよ、業障今消滅せんと宣ふ時、女房涙を流して爾らば、明白に語り申さん、我が夫に先妻ありて、即我が爲には姉なり男子ありて二歳の時其母永く相煩く看病の爲に我此家に来り、姉未死せざる時、今の夫と密通せり、遂に姉は死す、父母其男子養育の爲にとて、ゆるして夫婦とせり、其年直に懐胎して、翌年女子を儲け

たり、此女子三歳兄の繼子五歳の時、兄の男子我女子を、えんの上より推し落せり、頭に疵つき絶入りけるに、漸々乳を含め蘇生せり、我怒りのまゝに、男子をえんよりつき墮しければ大聲を上泣くを尙腹立て下駄を、はきながら、三度足にて、蹴たりければ、當り所や悪しかりき忽ち死しけり、我是を殺さんとは曾て思はず、死たる體をみれば我子のごとく、疵もありしを是非なく葬送しけり、即八月十一日なり、夫より我女子を大切に養育せしに五歳の時八月十一日に傾死せり、我始て繼子を殺せし報ひと知れり、我意に兄を殺せしは、殺さんと思にはあらず謬て死せしなり、先妻は姉なり、爾れば我娘は先妻の爲には姪なり、如何なればとて、かくはあるまじき事と泣悲む、其夜姉夢に來りて告て云、我子の不便なるも、汝が子を哀れむも同じ思ひなり、我爲に汝が娘が姪ならば、蹴落せし我子は汝が爲に甥なり態と殺せしにはあらずと云、我又汝が娘を態と殺せしにはあらず天の責る所なり、汝我死せしを一旦の離別には悲むと云へども内心には幸と思へり、何ぞ我夫を盗めるや是は義なりや不義なりや、故に我忌日又子の命日も、一花の手向もなす事なし、汝子を失て始て哀れを知るやと、怒り我項を打と思ふと夢さめたり、其所に此癩を生せり、夫よりは忌日も忘れず吊もなせども本蹴殺せし事は、我夫にも深く隠せり爾るに今日師の御十念に依て、怨靈小蛇となりて、退散せり癩も軽くなれり、今亦此皮あき袋の如くなるは如何せんとなげきけり、夫が曰師の御十念の功力により有難もこ

ふは減少せり、爾らば三蛇は、先妻并に一子が靈魂に候や、師の曰我も知らず、定めて然らん、但し未だ成佛せしとは見へず、若し恨み残らば、如何なる不吉やあらん、随分に廻向し、念佛すべし、我も廻向せんとて、誦經念佛し給ひ、既に歸らんとし玉ふを、夫衣の袖にすがり、御慈悲に彼が煙透と平愈いたす様を願ひ奉ると泣けり、上人名號を書て與へ玉ひ、今宵一夜此の名號の前にして念佛すべし、我も亦回向すべしとて、歸京し玉ふ、夫名號を惜み涙とくもに送り奉り、教のこくと念佛せり、曉に及んで、夫暫く休息せるに、先妻の靈うるはしき姿にて我嬉しくも貴き上人の回向ゆへ、昔しの恨み消へ失たり、今又極樂に往生す、其喜ひによつて來て告るなり、又瘦の疵には麻の葉をもみてつけ玉へ、即いゆへしとて、一子も共に飛去ると見て夢は覺めにけり、やかて此事を語り、念佛回向し畢て、をしへのことく、麻の葉をもみてつけ、ければ疵も愈たり、其後一生不退の念佛の、行者となりけり不思議の事にあらすや。

狐妖の障碍を除き給ふ事

洛陽に赤穂屋茂次郎と云へる、富榮の商家有り家業の用事在て、大津に至り、僕従三人連れ、晩景に及び山科野を通り、京に歸るに御廟野の邊りに四十には五もたらさる女と、二八計りの

娘と、息もつぎあへず、世に周章たる有り様なり、茂次郎つくく是れを見るに、二人ともに面貌艶く、紅梅うらの小袖の裳をかひとり、あなたこなたと、歩む躰いやしからず、最も高家の婦人ならんとあやしくも、茂次郎は好色人なれば、女性の許に近き君は何國より、何地へ往せ玉ふそ、はや今日の日も暮方に、召連れ玉ふ供人もなし、如何にと問へば、女答て曰、自は此大津の城に籠り玉ひし、京極宰相高次公の家臣黒田伊豫と云へる武士に、仕へしものなり、去頃石田三成謀叛の節、草極殿は關東の御味方として大津の城に籠らせ玉ふ、立花左近の將監は三成に組して、勢田の城より押寄せ合戦ありて、大津の城は落にけり、此時我夫も討死し、主人黒田伊豫は越度有りて、身土沒收せられ、西國に落行出家し玉ふ、我等親子は主君に捨られ、夫に別れ家僕は行方をしらす、一門一家も非されは、山科の奥に知る人ありて是を頼み一兩年も過せしに、今は貯へし財寶も盡ぬ、爾るに昨夜頼みし夫婦、次の障子の外にて物語りしけるを何事やらんと、睡られぬ儘に聞候へば、此娘を、傾城奉公に遣し、金子を取ち、我身も水司になりとも、賣りなんと談合を究、先程より男は京都の遊女屋へ参りしと見へて、宿を出て候が今宵の内に、自らと娘とを賣らんと、計り候、我身は兎も角も此の娘は、無き人の形見と思へば、心も空に成り、居るにも心ならず、迷出候へとも、何國へ往ん方もなく、誰れ知る人もなければ、如何はせんと、かく迷ひ候と、語りければ茂次郎も面貌を打詠め、

さて、世にたぐひなき美婦人にて、まゆけたかくうるはしき様何につけても國中にかゝる美人も、あるものかと、彼が爲ならずは命も、をしからしと思ひて、そばへ私寄り扱々安き事、最と心安かれ旁を、養育いたすとて苦しき身にもわらず、幸ひ我れ去年妻にをくれて、やもめなり、君も夫に別れ玉ふと聞、又我れに一男子有り、未だ定れる妻もなし、娘は我が嫁とせん、いさ歸らん、去りなから、山科の里の男、京より歸りなんに、途中にて逢は、むつかしからん、僕とも負ひまいらせよとて、肩に掛るに其輕き事たとへんものなし、急ぎ京都に歸り、我が宅に入り、此女を又なき物と寵愛す、爾れとも此女曾てたかぶることなく、いと才覺わりて、万事につき茂次郎か思ふ如くに、はからひ、一子茂吉にも我は妾なり、君の母は先達て死玉へと、本妻なり、君又妾か聲なれとも主人なり娘にも、まめやかに仕へよとて、出入の輩にも程につきて物なと興へくれけり、其身は学績糸をつむぎ、物縫、又もの書き算盤とり歌よみ、花つくり、何に聞からず、隣町近邊より赤穂屋にこそ賢女を求め得たりと、人毎に浦山敷を思ひける、一年程過て、茂次郎心地悪敷相煩ひ、面色青くやせ衰へ、目も暗く身の肉かれて瘠なく、只惱々とし、物ごと正しからず一子茂吉も又同し、家人等驚て、色々醫療すれとも驗もなし、所詮夫婦一所に於ては悪かりなんと、茂次郎親子を別間に置き養生すれとも、四大日々に衰へ疲れ、今は命も絶へなんとす、故に祈禱加持を頼めとも、其甲斐なし、此上はとて師を請し

て十念を乞師彼の家に來臨ありて、病人を見て汝は妖怪の爲に精氣を吸はれたるなり、悲ひ哉佛道の威力によらずんば、命を損ずるのみならず、畜生道に墮ちなん、彼等が妻を呼べと宣ふ、妻來り師を拜し奉るより恐怖し身振はせて面を伏して居たりけり師親子の男子に十念を授け給ひ、扱彼等か妻二人ともに十念を受けよと宣ふ時二人の女共に、息もつきあへず逃去らんとす、師怒て汝等何か故そ、此幡隨か十念を受けざるや己れ本體を現せよと、手杖を以て打玉へは、忽ち老狐となりて逃去りける、夫より病人心涼く夢の覺めたるか如く、正氣になりければ、家僕悦て狐の障碍は去りたり、親子の病惱追て平復いたすべし此上何の故障もあらざるやうに、頼み奉ると申時、師又名號八枚を書き玉ひて、是れを門戸に貼すへし、何の障も有るべからずとて、歸山し玉ふ、其後醫師療養を頼み服藥すれば、氣力調ひ一月程経て、病氣正に木復し、家に何の障なく繁昌せり、扱彼女立去りし跡にて家内の者與へし物を見れば、下婢の請し白粉と見へしは糠なり針と思ひしは松葉、小袖と見へしは木葉なり、茂次郎も歡喜して誠に上人なかりせば、畜生の爲めに惑はされ命も滅なんに有難とて京極知恩寺諸堂の破損を修復し報恩の爲めになすと云へり。

幡隨意上人諸國行化傳卷二畢

幡隨意上人諸國行化傳卷三

亡妻の死靈得脱の事

或る堂上の青侍の妻、世の人に勝れて嫉妬深く、下女に至るまで、人並なれば追出し、五躰不具なれば、召仕ひけり、假初にも男女の、睦しき物語りなど聞ては、他所の事まで、瞋り謗り腹立て、食事も更に口に入らず、何に況や我夫に倍氣する事、言語の及ぶ所に非ず、適々他の女に言葉をかくれは、恨みて悪口し泣悲む、牝猫と云へとも近寄る事有れば、恨み悲る若し夫他に行て、夜に入れば朋友一家の差別なく、走り行て悪口し、恥しむ故に諸人ともに惡み嫌ひ、此事を評しければ、夫も今は他はて、色々としらへて去りにけり、此女去られて後、豫て皆人に思み嫌はれし女なれば、誰を便りとするものもなく、春日通に一間を借り託しく住居けり、夫は又異女の色好きを迎へ、睦しく契りて、一男子を産じてけり、先妻或日表を見れば、乳母に子を抱かせ、色よき小袖を著て通る女有り先妻是を見て、如何なる人の妻ならんと、人に問へは傍の人われこそ、其方の先夫某殿の妻なり、今の妻には一子ありて、殊さら寵愛深し

と云を、聞とひとしく忽に顔色變り、眼もささる計りに瞋り、聲をふるはし、あら恨めしの夫かな、倍氣嫉妬は女の習ひ、夫を大切に思ふより、發るものを我を棄て、外の女を愛する事の口惜や、此の怨みを思ひしらせんと、家を走り出て、舟岡山に到り水食を斷じて、怨み死にぞ死けり、此の女の死骸誰れ葬るものなければ、日を歷て其儘にてありしに、狐狼犬鳥も喰はず、肉も爛れず、髪も落ちず、常の如くなりければ、見る人畏れざるはなし、世にもてはやして、此の女夜なく所を、徘徊するとして、皆人恐れて其の邊りは夜に入れば人も通はざりける、夫は我を怨み死たるものなれば、必我身の讎とならんと怖ろしく、陽陰師の許に行き、如何して此の難を通れんやと、問へは陰陽師答て曰、是れは究めたる大事なり、我は教の如く成し給は、通れ玉はん、先つ今宵死骸のもとへ行き、其の死骸に馬乗りになりて、手に髪を巻いて、此の秘文を唱へ動くと、起とも其の髪をはなすへからず、放すれば大事なり、かくして夜の明るを待ち玉へ、明けなは我行ん、それまては乗り居玉へと云、怖ろしなからも舟岡に至り、其の死骸を見るに畏ろしく、陽陰師が教をなす事、思もよらず、及難き事なれば、如何せんとな案じけるか、豫て師の高徳を聞しかば、直に百萬遍に至り、土人に對顔し件の由を物語りぬ、師つくくんと聽給ひて、汝が思ふ事勿れ、我是を回向し、得脱せしむへし死骸も解け、髪も落ち白骨とならば、成佛せりと思へし其土は何事の禍か是れ有らん、其女の死せる日限を計る

に既に二十の月を経たりしに、上人舟岡山に至り給ひて、彼の死骸の背に、清水を以て名號を書き、十念を授與し、諸弟と同音に念佛回向し玉へは、眼前の死骸自然と、肉解髪も落ちにけり、かくて是を火葬せよとの玉ひ、夫並に後妻一子迄、十念を授け還らせ玉ふ、其の後何の怨もなかりしとなん、有難き事にあらすや、

幡隨院建立の事

慶長九甲辰年帥京都長徳山百万遍に在して、化導倍す盛なり爰にをいて其道徳を慕給ひ、東武に招て、近きに住せしめん事を、思召再び招請在て、地を神田の臺へる所なり、に賜ひ一字を營建有て、神田山新知恩寺幡隨院と號す白銀十貫目を賜ふ又かさねて米三百俵を賜り、佛閣成就す、或夜一菩薩來臨して曰、我れは王譽妙龍なり、此の地甚た高して水少し、又此の邊りは火災の患へ多き所なり、我龍力の不思議を以て、龍宮より水を捧げ奉るへし、明日日本堂の成亥の方を掘しめ玉へ、清泉涌出へし、又師の座す所には、必ず隨從して、火災の難を守るへし又師の化導を蒙り名號を信する輩あらんに、我水火の難を拂ふへしと、云畢て化し去りぬ、師夜明て堂の成亥の角の所に井を掘らしめ玉ふに、縱二三尺計りも掘けるに、清泉涌出る事夥し、是を龍水と名く若火災の事あれば、此の龍水の中より黒雲卷上りて、寺内に車軸の雨を降して、

火難を拂ふ毎年十二月四日の夜開山忌の速夜なれば、本堂の上、虚空に黒雲覆來て、雲中に龍燈供しける、通夜の諸人多く是を見る、向月は正月五日なれども、冬安居の大衆、在山の時節亦是王譽妙龍化益を、蒙りし日限なれば、此の日を選んで、此の月法會を營ひとなん、其の後六世岳譽上人の代に、いかなればにや回祿せり、評議によつて、寺を下谷に移し、七世貴譽上人中興す、此の時今の地に龍水涌出し、神田の古地の水乾きぬ、其古井の跡は今にあれば、水は一滴もあることなし、是れ寔に不思議の至りなり、當今の本堂は、元祿年中十四世嚴譽上人の建立なり、又た知恩院大僧正稱譽上人、當院在住の時龍水の石碑を建て莊嚴せり、井に妙龍水と始め神田に有りし時は、新知恩寺と號せしを、下谷の地に移りしより、改めて幡隨院と呼なりき。

名號を祈り乳の出し事

或大名の御許に在りし女房、形ち美麗にして、色好なりければ、多くの人に愛せられて、一子を産けれども、本より誰れを此の子が父と定めがたければ、養育してもよしなしとて、其の子を人のために遣り棄てけり、其後我身は乳母となりて、世を暮しけるが、中年余りよりつくづく、其身の無常を辨まへ未來の畏るしき事を、知りて菩提の志し發り、幡隨上人に歸依し、念

佛修行せり、或日神田の御寺へ詣で歸りけるほどに日も早や暮方になりける、爾るに道の邊りに、若き女の頻りに泣く聲すれば、乳母立寄て、如何なる事にて、かく悲み玉ふぞと問ふに、女答てされば、去年と今年との、二人の子を持て候に、去る人にいざなはれ妻となり、他國へ往んと約束し候に、子二人持て往くべきも、如何なれば一人は捨ばやと、思ひ定め是まで、參りつれとも、何れの子を捨べきやと悲しくてと云へば、姥は我身の昔を思ひ出して、哀れに思ひ左わらば一人を我に得させ玉へ養育せんと云へば、若き女いと嬉しくもの玉ふとて、一人をとらせけり、喜び取り還りて後ち、我張らぬ乳を吸はせけれど、乳なければ唯泣き泣くのみなり、貧しければ乳母を置くべき方便もなく、あまりせんかたなくて、上人より賜はりたる、名號を念じて、助給へ我慈悲心を發して、養ふ子なり乳を出して玉はれと、念じければ子産てより、二十余年に成る乳の齡盛なる時のごとく張りて、思ふ様に此の兒を養けり、誠に名號の功德有難き事になんわりける。

肖像を彫刻し玉ふ事

師或時登城し玉ひ、下城のおりから、庫裏門の前に往昔より、有り來る、枝葉茂りたる大木の榎木有しを、倒しけるを見玉ひて、如何なる事に伐りたるやと、尋玉ふに出入の障りある故に、

伐りて薪となすなりと云へり、師怒て云此榎木は、當寺開基せざる昔より、有りし所の有縁の木なり、佛意見に約すれば、草木國土悉皆成佛なれば、是を伐るは經垢罪なり、されば和歌にも。

深山木を切らず刻まず其儘に拜めば直に佛なりけり

とあり山内の竹木是なり、以後は案内なく伐るべからずと、示して即ち佛工を召して、此木を以て師の像を刻ましめ、既に功成像成就せり、開眼供養せんとて、佛前に安置して、焚香し竹篋を拵じて打つ事、三度して幡隨意々々と、三聲喚玉ふに木像元より無言なれば、師云覺鑿阿闍梨は、不動を彫刻して明王明王と喚玉べば、像立て歩み行く事八歩なり、時に覺鑿我より外に何ぞ歩むべき、呼には無言にして歩むは、不動には非ずとて、斧を取り忽に兩段とす、今又此の像無言なり、是我像には非ずとて、忽ち鐵槌を以て破却し玉ひぬ、又彫り又碎き三度に及んで、佛工と共に自ら手を加へ、數日にして一像成就す、師又杖を以て打扣き、幡隨々々と呼玉ひければ、爰に在りとして、立て地を離れ玉ふ、時に師是我が眞影なり、退代を化益すへきなりとて、堂に納め玉ふ、これに依て對言の御影と名つけ、今開山堂に安置し、奇瑞の事多し、又自ら鏡に向ひ像を寫し、手づから彫刻し玉ふ像在して、鏡の御影と名け、其長坐像四寸ばかりなる有り、共に神田山に安置するの靈像なり。

盜賊を教化し玉ふ事

師神田山に在す時、或夜土藏に盗人入しとて、皆人火を燈して尋ぬるに見へすと云、師も後より到り見玉ふに、革籠を置ける迫に、裾の見へければ、紙燭をもつて見玉ふに、疑もなく盜賊なり、彼が心に左こそをそろしかるらんと、わざと盜人の上に腰を掛てよく尋ねよ、此の方には居る事なしと、高聲に宣へば、盗人は彌ふるひて居たりけり、かくて人々外をさがし、求めんとて、本堂浴室など、馳廻るひまに、紙燭を打消し暗まされに、盗人に向ひ我身の脇につきて出よ、不便なれば逃さんと思ふぞとの玉ひて、師の脇につけて出、築垣の間の方に連れ往て、必ず今よりかゝる悪事なせど、現世も安穩ならず、末來亦地獄に墮すぞとて放ち玉へば、三人共に逃去けり、四五日程過て、彼の盜賊本堂に詣で、罪を懺悔し、師の教誡を蒙り、三人共に出家し、一向專修の行者となり、生涯恙なく、本意の往生を遂けり。

師の名號師獵の身代に立玉ふ事

其の頃江戸芝の浦に、年來殺業を營みて、家業とせる漁人あり、此の者師の教化を蒙り、御名號を授りて、常に信仰せり、其の身福祐に暮しければ、或夜盜賊忍入て、家財を奪取んとて、

主の能寢入たる、胸の上に乗掛り、財寶を出せと責ける、主わはて、聲を立ければ、盜人怒て刃を取て、心下を指通しるぐり殺しける、奴僕目覺て起合けるほどに、盜人はうはう逃去けり主起出で思ひまはせば、正しく刃に貫かれしに、身に少も疵なければ、不思議に思ひ、兼て信する念佛の功德、且は御名號の利生ならんと、急ぎ佛間に入り見れば、血煙立て腥し、こはいかにと怪みながら、佛壇の御名號の戸を、開きければ、中より赤き血瀧の如くに流れ、出る燈を排げ能拜すれば、御名號の阿の字の所二ヶ所刀疵ありて、血の涌出るなり、信心肝に銘じ、彌よ稱名不退の行者となりて、目出度往生を遂る其名號を名づけて、身代の名號と云、同所西信寺第一の寶物となりて、今に奇瑞多し、仰で信すべし。

捨子を拾ひ玉ひ其子世出の事

江戸石町と云へる所に、極めて貧しき婦あり、夫に後れて二歳の男子を育み、姑に孝養を盡すに、一日の糧夕にも乏く朝夕の炯りも、立難ければ道にはあらぬ事なれども、宵々は兩國の邊

りに立て、往來の人の袖を引、身を賣り姑を育み幼子を養へり、慎み隠すと思へとも。毎夜の事なれば、姑此の事を知りて、泣き悲み、夜な夜な人の爲に身を任せ、若し惡病にても受て、煩ひ臥なば還て、我身も孫も如何せん、是非々々止まり玉へと制すれば渡世の營み便なく、縫もの洗濯など、たつきも及難く、飢渴の愁絶がたければ實にや古歌に 身に増るものなかりけり 嬰兒はやらん方なく悲しけれども、と詠せしも子を捨る藪はあれども、身を捨る淵はなしとかや、姑に孝養せんために、二歳の男子を兩國の橋爪に捨にけり、此の婦幼少の時、上人の名號を母より授りて、常に信仰せしが、流石の恩愛やる方なく、悲に餘りて彼各號を、子の襟に掛させ、今迄は我身を守り王へども、今よりは此の子を護り玉はれ、牛馬にも踏殺されず、衰れ人にも成して給はれ、必ず頼み奉ると、泣き口説て、我家に歸りける、其の夜は宵より曉まで、子の事のみ案じ思ひ、一目も眠らず泣明しける、其後は忘るゝにはあらねども、彼れ是れと營て、姑を養育す、或時姑云孫をば、何地へやりにけん、此の程は久しく見もやらす、如何怪しと尋ければ、さればとよ幼き者は此の程同年の幼きを失ひし母のありけるが懐る淋しければ、借てよと頼めるまゝ、しばしがほど借し置しなり、頓て歸り申さんと、偽りければ姑此を聞て我こそ、年老て、いかに早く、死度思へども宿業に引れて、長生して眞實の一子に離れ、嫁の養育に預るこそ、悲しけれ一人の孫も此の婆を育ん爲に、如何なし玉へるや、心許な

しとて、無端一向二世を厭ひ、淨土を欣求しける、又師の化導盛んなりければ賣て教化を蒙り奉らばやとて、神田山にぞ詣でける、即師の前にて、申しけるは、しかくの事ありて、我孫の見へざるは、嫁が眞實の孝養に孫を、他人に預けて我を育み候なり、此の事を思へばそゝろに悲しく、身の置所なく候、前世の報ひにて、長生し嫁の苦勞に預る事、如何なる因果に候やらんと、老聲出して泣ければ、師も哀に思召種々教化し玉ひて、我れつくく思ひ當る事あり、汝が孫のありかを知れり、孫に値度は値すべし、夫れ連來れと宣へば、良暫有て、運來れり、能々見れば我が孫なり、昔には引替て美しくしき、衣裳を著せ、乳人手代付従ひ來りければ、こはいかにとあされはて、物も云はざりけり、漸くありての玉へるは、我れ此の頃兩國の橋の爪を通りしに、打捨ありし子を見れば、我名號を首に掛させけるを、思ふに我に縁ある者なりと、懷き抱へて歸りけるが、飯依の檀那に年來一子なき事を、歎く者あれば、是幸と思ひよりて、我親と成て與へけるに、夫婦共に大に悦ひ、斯く大事に養育せり、始に預け置たりと、嫁が云しは、此の名號にこそ預け置たるなるべしと宣ひければ、姑は大聲上て扱は、今迄實に他人に預け置かと思ひしに、恩愛の一子を捨て、今日明日とも知らぬ老の身を、孝養せし事其あじきなさ、何に諭ふべき、然るに師の御名號の功德にて、眼前孫が立身を見る、返すくも師の御恩何を以か報じ奉るべきと、天に仰ぎ地に伏して、大に悦び家に飯り斯と語れば、

嫁も驚き悦で、扱はと急ぎ師の下に参り、別て久しき一子に値ひ、師の御名號の利生にて、
 現在猶を斯の如く、未來も猶を頼母子と、歡喜の涙止難く、ふし拜みくつて歸りける、其養子
 親是を聞いて、孝心の厚きを感じて、其の母の子ならば、此の子も至孝のものならんと喜び、色
 々の送り物などしけれども、姑嫁ともに曾受ず、姑は幾程なく正念に往生し、嫁は髪おろし
 て、師の弟子と成りて、法名好清比丘尼と號し、念佛堅固の行者にて、是も臨終正念に往生遂
 げにける、其の後養子親も彌よ信心深く、念佛の行者となり、彼の子も念佛修行し、家も富榮
 へけり。

武州板橋幽魂を教化し玉ふ事

慶長十三庚申年師の歳六十七武藏國熊谷邑、蓮生法師が、遺跡を訪んとて、法弟意天和尙を、
 隨身し玉ふ日暮には板橋と云へる所に宿し玉ふ、主は後家なりけるが、其夜三更に及んで、
 ひとり言しける、回して見れば無端なの世やと、幾度かくりかへしく云けるを、師意天に向
 て今女の云へる事、其の故を知れるや、意天の曰く我れ思ふに、彼は色愛の道に迷ひ侍るなり
 とて、即一首を詠じて。

我戀は結べど帶のゆるまりて回して見れば無端なの世やと

と師の曰 全く色情にあらず、此の婦は定て一子を先達て、恩愛の悲に値へるなりと、師も又
 斯なん

稚子が形見に残す風車回して見れば無端なの世や

と詠じ玉ふ、彼の婦次の間にて、密に是を聞て頓て師の前に来て、小兒の持遊し、風車を出
 して云けるは、夫の忘れかたみとて、三歳に成る男子を養ひ末頼母救思侍るに、此の程終に
 空く成りし事、限り無く悲く侍る儘に、此の風車を出して見、責ては愁をも止めんと思ふに、
 今は此形見こそ中々仇に侍れ、人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬる哉、と打
 詠じければ師も哀れに思召、孔子さへ鯉魚に後て、思ひの火を胸に焦し、又白居易も我子を
 先達て、枕に残る樂を恨む、誰々も前後相違の無常は、遁れ難し、必竟して教て歸る子は、知
 識と思ひ悟りて、今よりは佛陀に皈依すべしとて、頓て彼の風車を取て、是を見よとて、幾回
 しか回して、見せ玉ひ、六道輪回のありさまは、此の車の回るが如し、早く佛の悲願に乗じて、
 往生を遂げ、一佛淨土の再會を待へしと、慇懃に教化し玉へば、寡婦合掌し、師の教化にて母
 子今得脱仕るなりと云かと思へて、忽明渡る鳥の聲に住荒したるわばらやに、師弟呆然とし
 て居玉へるが、尙も念比に廻向して立出玉ふ。

私に曰く、此段宗祇の回國物語に相似り、彼書に宗祇回國の時、破れたる菴ありけるを尋

玉へば、傍の人は是れは、昔は誹謗連歌の宗匠の、住ける菴なり、爾るに其點者死てより幽靈の出で、夜々奇怪の事多しとて、住人も無りければ荒果ぬと答ふ、宗祇是を聞て、扱も耳寄なる事を聞ぬ、回國修行はかゝる事を試ん爲なりとて、其夜彼菴に往て宿し玉ふに、少し眠と覺へて、傍りを見ればいつの間には菴も結構に、常の人の住なせる跡に見へて、良有て大勢の人下袴を打著て、硯料紙を真中に置て、左右に列座すれば、年頃七十計なる禪門の跡したる老人、十徳の如き羽織を着て、頭巾に鐘木杖をつきて出しが、頓て上段の床の脇に、敷物しかせ坐して、暫有て列座の人々を打詠ければ、人々崇敬甚し、其時禪門何んと句は付たるやと尋ければ、上座の人手をつき、今一度吟じ玉へと云ければ、其時禪門すゝさの中にまこも一村とぞ吟じける、人々はつと云て、忽消へて一人も無し、又本の破れたる菴となれり、其時宗祇謂へらく、扱は禪門と見へしは、點者にて昔の宗匠なり、人々は其弟子と覺たり、彼の難題の宗匠も、句を得ずして、一生の苦にして、最期迄も思つめて、死せしにより、斯迷ひ侍るなり、我此句を付て助けんとて、又一宿して試るに、前の如くなれば、禪門吟じ畢らぬ内に、宗祇大音にて、付て侍ると云へば、禪門何と問ふ、宗祇高聲に、池沼の淺き方より野に成りて、と付けければ、禪門も人々も暫く、感心の跡を成て、忽消失ぬ、其後は重て出さりけるとなり、又或書に昔下女、川に出て洗濯しけるに、

そのなか 古き衣のありけるを、洗ふとて黒垢落て川水一面に黒くなりければ、何心なく、墨染を洗へば波も衣着て、と句作りして、下の句出されは、さまざま心を盡せともつかざりければ、苦みにして病に臥して死けり、其後夜毎に、彼の川端に幽靈と成て、姿は見へず聲計りして、今の句を吟じけるを、或僧これを聞て、我迷を解て助んとて、或夜彼川端に至て、待居けるが例の刻限違はずして出で、幽靈上の句を吟じけるを彼僧直に、水も浮世を厭ふものかは、と下の句を付けければ、幽靈と覺しき女の聲にて、嗚呼嬉やと云しより、後は出ざりきと云へり假初の事にも、思を凝し着するは、よからぬ事なり、是れを思ふごとく、本願を信じ、彌陀を念せば可ならん。

武藏國熊谷寺を造建し玉ふ事

慶長十三庚申年(上人六十七歳亦或説に天正十壬午年)熊谷邑蓮生法師が遺跡を訪、其房宇の破壞せるを、造營し玉ふ、抑此寺不斷念佛の元由は元暦元年、攝州一谷の合戦に、搦手の大將源義經に従て熊谷次郎直實同一子直家先登を懸て、日本第一の剛者と名乗て相戦、一子直家十六歳、始て戰場を踏、敵の矢に中つて疵を被る、父直實恩愛の道より始て、世無常を知り、又無官の太夫敦盛、我子の直家と同年なるを害し、我身にたくらべ、其双親の悲まん

事を計り、世上を厭ふ志しを厚くせり、爾れども此勳功に依て、熊谷の本領を賜はりけるに、久下權守直光(直實の伯母の夫)と領分相論の事なり、將軍頼朝を恨み奉り、上京して上人の弟子と成り、蓮生と名づけ、發心入道せり、又故郷熊谷に還り、草庵を結び敦盛の菩提の爲にとて、念佛開闢せり、故に彼寺の石碑にも、無官の太夫敦盛菩提の爲、念佛開闢せしむと有り、蓮生法師、圓光大師の座下に有て、念佛の安心決定せる事、大師の御傳に、具に載るが如く、下八品の往生を願はず、上品上生の誓ひを立て、靈夢を感せし事、實に希有にも、有難き行者にて、大師も常に思召出して、坂東の阿彌陀はとけとぞ、仰られけるなり、蓮生高野山に居て、

古への鏡に替る紙子には風の射る矢も通らざりけり
東へ下る時、馬にもさかさまに乗りて、

極樂に剛のものや沙汰すらん西に向ひて後ろ見せねば
此外諸人の知れる歌多し、建永元年九月四日、往生の日限を知り、村岡の市に高札を立て、遠近に觸て、諸人に知らしめ、端座合掌し、高聲念佛熾盛にして、念佛と共に息止まる、時に口より五六尺の光を放ち、紫雲飄舞して、音樂髣髴たり、異香芬郁して、大地震動せり、其瑞連綿として、五日の卯の尅に至る、六日入棺の時亦、異香音樂瑞光先の如し、實に上々品往生

の人なり、故に師其徳を慕念佛結縁して、又菴を轉して精舎とし、熊谷寺と號し、此寺に在す時、化導を蒙らざる者はなし、蓮生法師の極樂より、再來し玉ふと崇敬しけるさるほどに此地に來臨し玉ひ、佛殿の柱に葵の御紋御免、寺領五十石、金襴の袈裟を賜ふ。

惡鬼を降伏し惡人を助給ふ事

師の化導普き中に、熊谷邑に久三郎と云へる者あり、師に歸して常に念佛懈る事なし、弟有りて久松と名づく、同師に皈して、御弟子と成り、知雲と稱す(日向國白道寺第二世なり師開基して智雲に附屬せり)其の母甚た邪見放逸にして、曾て因果の理りを知らず、強欲無道にして、常に三寶の名をだに聞事を忌嫌ひ、二人の子の師に皈依して、念佛申すさへ種々惡口誹謗をなす、故に子共色々と、善巧方便すれとも、却て噴嚏強盛の成りて、面色變して泣怒、如何んとも詮方なし、然るに齡ひ既に七旬に滿て、大病に臥し命終七日前より熱惱し、虚空をつかみ目を見張、口より黄色の泡を吹き、七顛八倒して、身心悶へ疲れ、現在阿鼻の相を現じて死しけり、久三郎急ぎ、熊谷寺に至り師の御引導を願ひ、已に此義を相定む、其夜獨り禪机に寄り靜に念佛し、暫く寢玉ふに、青赤の二鬼忽然と現し來つて云智雲が兄、久三が母命終す、此老嫗は一生造罪の惡人なれば、冥官我を遣して、墮獄せしむ、故に我れ彼が體を奪ひ取るへし、師

縁有るに依て、是を吊ひ玉は、我取る事を得ず、爾ら是我等鬼衆の徒を放たるへし、彼は自業自得の報也、其惡懲しめ他の龜鑑とせん、師必ず引導回向する事勿れと云師云、彼は極重の悪人なれども、我に深き因縁あり、設ひ五逆の罪人たりとも、豈彌陀深重の誓願力を以て、助けずして置へきや、我彌陀は善人を先とせず、悪人を先として、救はん爲の本願なり、我れ是を引導せんに、誰か障礙する事を得ん、汝等は第六天の魔民ならん、我速に降伏すへしとて、念珠を持って飛掛り、投付玉へは、其念珠一鬼の口中に當り、牙齒三枚を落せり、流る、血漣の如く、二鬼ともに動き得ずして泣居けり、其時師我れ未代相應の彌陀本願の名號を弘通す、何ぞ障礙をなさんやと、様々に責め玉へは、然は向後は師の引導し玉ふ、亡者并に師の名號安置の家には、我等鬼趣を放たるも、來て障礙すへかす、哀みを垂て許し玉へと、申しければ、師中々の事なり、何にても其證據を殘し置へしと、宣へは然はとて、爪を以て板間に判形の如きもの書きける、是證據なりと云、其の時許すと宣へは、二鬼は忽消尖ぬと、見玉ひて夢はさめにけり、扱翌日死人に戒名を妙智信女と付て、引導し玉ふ、曾て障礙なし久三郎大に感心して、師の御弟子と成り、出家し住宅田園を捨て一字とし、幡龍山久三(後に改山)寺と號して、即ち熊谷寺の末院となれり、彼の鬼の牙齒は長七寸余、今に熊谷寺の什寶となり、爪形の判も今彼寺の靈寶なり、師名號の下に華押を居玉ふに、右の方の黒く丸きは、熊野權現より

授り玉ふ印點なり、又左の細き形は役鬼の爪形の判なり、故に師の名號の有る所には、鬼類曾て入り亂事能はずと云へり

法論の勝利を得て稱美せられ玉ふ事

或時のとにや武城の殿中に於て、宗門の俊秀の僧を、選集て難易二道の對論を、試玉ふ、師は第二座に當て、問答君子にして、詞辯流水の如し、敵者終に屈伏す、誠に其日の法問中第一人と聞へて、満坐耳をひそめて聞、殿中の面々稱美せずと云事なく、推て義龍と稱する事、比ひ稀なる譽れにて、古今獨歩の俊才なり、かく智道兼備の高徳なればひとくの御師依淺からさりしも宜ならずや。

龍水名號請雨現證の事

勢州白子終南山悟眞寺に幡隨意上人龍水名號あり、美驗あらたなると響の聲に應するか如く里人は是を尊むと生身の如來の如し、就中雲を祈るに不思議の利益を施し玉ふと幾度と云ふ數を知らず、爰に寶曆二年壬申の夏大ひに旱し五穀熟す村民甚た患ひに及へり、水を擔ふも力盡きて、今は人民も病となれり、かくては命も危ふかりければ、人々心を合せて雨請の祈りせん

とて、村々の氏神にそれ／＼の願をなし、晝夜の別なく大鼓を鳴らして祈れども、更に験もあらざるはと打續く早威に穀物は次第に枯萎、見る目も哀れに歎かしかける終に村々より太神宮に禱らんとて、兩宮へ歩みを進み誠の祈り止んとなければと、一天雲霧て、數十日の早魃炎々として熾か如し、民力盡きて呆然たり、古老の徒語て曰昔よりかゝる大旱魃の節には悟真寺の什寶龍水の名號に祈願せし例あり、此上は彼寺に願ひ侍らんとて、某々の地頭の有司に訴へ悟真寺にかくと告げれば、時の住職勸譽上人默然として打うなつき、抑當寺龍水の名號奇特の靈驗ましますと親り予か知る所なれば、此程の村民の苦しみ見るに忍び難ければ、疾にも祈りをなさんと思へど、其事嚴重にして輕々しく成すへきにあらず、今に延引せり、此上は早や／＼用意あるへしとて、七月朔日海邊に大なる假屋を作り、七箇日を刻とし前には八大龍王を勸請し、率都婆を造り濱の手に列ね中央には龍水名號を本尊とし、香火を辨備し供物を捧げ、座には百万遍の大念珠を置、閻山の大衆十餘人殿に立出て、勸譽上人導師を成し法事の式儼然として、百万遍の念佛を修行せらる、村々より聚る人々同しく大數珠幾連も取り來り、手々に繰りて念佛する聲、天にも響くばかりなり、午の正中より興行せられけるか、未の下刻に至り百万遍も半なりしに、俄に海上風荒く一群の黒雲來り、忽ち一天かき曇り、大雨注下ると偏に車軸の如くなれば、横さる雨に假屋の中、灯燭もしめり、人々たゞぬれにぬれければ、

角ては叶はじとて、法座を退て、悟真寺に立ち歸り相續きて、念佛を修せられければ、雨はいよ／＼盛にして數十里の中沾を得今まで枯たる作物は、萎々蒼々として春の若葉の如く死たる人は蘇生し、枯木に花を生ずるに似たり、巷に歌ひ野に打ち上人の行力名號の不可思議なる、諸人の感歎日を累ねてさゝめき渡りて、夥し、かくて五日十日は經にけるが、又も雨降らざると數旬に及びければ、田畠の焦け頼けたると前の早に異ならず、人々あきれて胸ふさがり、又もや雲を催しけるさきに神々に禱りて験しなかりければ、又もやいのらんやうもなし、只龍水の名號と皆一同に悟真寺に詰めかけたり、上人かくと聞き玉ひやみね／＼再び禱るべからず、先に禱りて雨降りしは、我輩の僥倖のしあはせ、萬民の大幸なり、夫我國は神國なり、神に禱りて験なきは必ず深き所由あらん、争か人力の及ぶ所ならん、偶々さきに利益をなし玉へばとて、再び是を禱らんは、尊威を藝けかすと云者、俗諺にもいはすや佛の面も三度摩ればはらたつと慎しんで尊むべし、藝て數禱るべからずと、ふつに肯ひ玉はざれば、村民は力なく佛は大慈大悲にてかゝる苦患を救ひ玉ふ、上人の禱をなさぬは法を惜み玉ふに似たり、一向願ひ奉るとやる方なく申すにぞ、上人重ねて大凡大利に住持する身は、欽で佛法を重じ、其寺の俸を御ぐを住職の勤めとす、當寺は數多の外護の檀越あり、滅罪生善の引導を先務とし現世祈禱を勤とするに非ず、若し兩ひ禱りを成して雨降らざる時は先日の大功も詮なきと

なり、諸人の嘲を招くべし、其嘲りは我身ひとつにわらず、大衆檀越共に被る、佛法の瓊
 なり、此般の早魃常事にわらず、若し雨降べき縁あらば、我れ祈らすとも佛神何を惜み玉はん、
 やみね禱るべからずとあれば、各道理に伏すといへとも、先に眼前の現證を見て又もや苦し
 ひ早なれば、居ながら枯るを見しよりは、非理に願ひ奉るとて、去てん氣色はなかりけり
 塔頭申しけるは、角まで人々懇望の次第檀中へも沙汰し申すべしとて、頓て其由告けるに檀那
 打寄り評議して曰諸人の歎き黙止かたし、御苦勞ながら再びの禱りを成し諸人の心を休め玉へ
 かし、降ると降らぬとは、天の時なるべし佛神たも是を如何ともし玉はざれば、上人の恥辱と
 はなるまじ、上人の恥辱にわらずば寺に難なし、塔頭檀那侮を受るとなし、同じく願ひ奉
 るとありければ、方文つくく點頭し予もさは思へども非理に祈る雨なれば予一人の力に能は
 す、万人の心をつにして禱らんにはしかじと、檀中の心を探りしなりいてく用意われかし
 とて前の如く壇をしつらひ三日を限りとし、正日中に百万遍を行し玉ふ傍の人々稻麻竹葦の如
 く、今は數珠も及ぶべくもわらねば大なる細引を幾箇もつなぎ合せて、大數珠に代へ是に取り
 付きえいや聲にて海も山も崩るばかりに大音聲にて念佛するは目さましかりしこともなり、
 かくて甲の刻はかりに海上少し浪立ちて、少し曇り見へければすばやと人々目と目を見合せ精
 誠を凝らし聲限り力限りと勤るにぞ、暑さはわつし精力は疲る流る汗は瀧の如く、帷子衣を

浸すとは以前の雨より甚しけれども空は次第に晴れ行きて、雨降るけしきはなかりけるに、
 百万遍は滿數にて既に夕陽うすつきて其日の勤めは果たりとて、導師は靜かに念佛しかたぐ
 本意なく思ふこと勿れ祈る限りは三日を約せり、今日は始めの一日なり、明日明後又禱るべし、
 先づ寺に歸りなんとてすぐくと立ち玉へば、一山の大衆は力なく、近郷の村民は手に握り
 たる杖を失ふが如く、物をもいはすよろくと家路にこそは歸りける、すでに其日も暮れば
 人を疲れて臥たりしに、夜半の比はひ雷電し暴風さつと吹きわたり、大雨頻りに霑ぐと麻を立
 たる如くなれば皆々目ざまし起上り扱々不思議の法力哉と、悦びあへる聲々は野も山も響きわ
 たり、幡隨意上人活如來と渴仰すると、吾淨家の輩のみにわらず、八宗九宗老若男女此度の
 悦びは生々世々も忘るまじとはては御禮の踊を成し踊躍歡喜のありさまは、此世すでに此の如
 し、常來の往生も最頼母くぞありける、近きとなれば其會に列なりし人の親しく、物語りせし
 を聞けり。

幡隨意上人諸國行化傳卷三畢

幡隨意上人諸國行化傳卷四

勢州山田入門寺開基之事

慶長十六辛亥年師七十歳、勢州山田の邊りに隱居し玉ふ、即ち一字を開基し、入門寺と號す、本尊は恵心僧都の眞作と申傳へ、三尊來迎の彌陀を安置し玉ふ、左右の障子に唐の樂天が行也阿彌陀坐也阿彌陀縱饒忙似鑽不廢阿彌陀一旦暮清淨心但念陀彌陀之句と、又大江の定基が笙歌遙聞孤雲上聖衆來迎落日前の語と粘し、賢を見て齊しからん事を思ひ、交現存に佛の光明を拜せんと誓玉ふに、此本尊光明を放て師を照し玉ふ、隨從の僧も是れを拜し奉りて、悦で師に語れば、汝も我化益を蒙りて、三垢を消滅する利を得たり、勤めよやと宣ふ、其後は光りを放ち玉ふ事度々なり、故に貴賤道俗市の如くに集り、師の教化を蒙り結縁し奉る、中にも光明を拜するものもありける。

北邑長兵衛を教誡し玉ふ事

其頃伊勢の山田北村長兵衛と云へる者あり、元來貧乏なれども、親の代より俄に分限者に成て肩を並る者もなし、父某齡七旬に除れども、三寶非器の人にて、慳貪邪見なり、既に大病に臥て、自身も必死と覺悟を究め、最後に臨んで、忤長兵衛を密に枕頭に呼稱一挺を讓て、秘して遺言しけるは、我此秤を以て俄に分限に成れり、其故は此秤の衡の中に水銀を仕込み置て、若銀を得る時、衡を錘の方に傾るに、水銀自然と流れて錘の方重く成る故に利を得、若し銀を興る時には秤の方に衡を傾る水銀自然秤目重くする故に利を得、出入に付て損はなく、利潤あり、凡そ此所に我家の身上家督に、誰か及ぶ者わらんや、今迄は女房にも此事知さずして秘すと云へども今汝に此秤を讓る、故此密事を傳ふなり、必ず秘すべし、汝も又我が如くに必ず此秤を以て、利潤せよとて、一生惡を造り、又一子に迄惡を教へ讓りて、一遍の念佛も唱へず、苦痛顛倒して死けり、一子長兵衛は親に似ず、天性正直にして三寶を信じ、因果を怖る、者なるか情思ひけるは、設ひ父の命なりと云へども、不實を以て人を惑すは、天道必ず罰せん、三年父の道を改めざるを孝と云へども斯惡事は片時も早く改めずんば、天道の恐れ有りとて、入門寺に詣て師に其始末を語りければ、師の云即ち速に其秤を捨なば、天理に叶はん事は目前なりと宣ふ、長兵衛師の示を受けて、即師の前にて、件の秤を二つに折ければ、不思議や、秤の衡の折目より火の玉二つ飛出て、忽ち虚空に上りぬ怪みながら、本尊を拜して、念頃

に懺悔して、父の罪障滅し玉へ、子孫を守護し玉へと、佛に向て泣けるが、頓て我家に歸りけるに、惣領の子俄に苦み惱事限りなく、七日と云に空く成ぬ、父母泣悲みけるに又次男苦で兄の如く惱んで、是も七日目に至て死す、夫婦は狂亂の如く、立ても居ても、二子を失ふ事忘れ難く、餘りの事に直に夫婦共に、走り出、入門寺に詣て、師の前に出て散々に惡口して曰、是なる房主能こそ我を感して、秤を折せけるよ何條惡き房主め二人の子を殺して、狂亂の如く成しは、此房主が秤を折せしわざ、佛道と云事はない事、神も佛も入らぬ、善と云事惡と云事みな僻事、我が父われ程の事しても一生何事なく、安穩なり、我は其惡と云秤を折て二人の子を死なせた惡と云事、實にあらば、父をなせ罰は報はぬぞ、善と云事實にゐる事ならば、何せ我れに二人の子を先達させて、悲を掛るぞ、神佛と云者あらば何ぞ我父を見のがしにした、何せ我を守らずして、悲を掛るや、さあ幡隨の語り房主の偽りもの、汝が秤を折せしゆゑに、二人の子は死したり、二人の子共を返せもとへ返せと泣狂ければ、師の云愚なる心より、二人の子を先達て、我を恨むも理りなり、夫佛神現に有て、善惡分明かに立玉ふを汝が迷ひ、何も知らぬ心からは得知まし、汝が父に罰の當らぬと思ふや、當來永く地獄に墮すべき者故に、娑婆のわづかなる間は、佛も神も見捨玉ひたるなり、娑婆にて現罰の當と云は、若一分も當來佛の方便にて、助かるべき手掛の有る者にこそ當れ、極て地獄に墮る者を、佛も神も何ぞ現在の

纒なる事に構ひ玉ふべきや、譬は汝が家に永くも仕んと思ふ者、若一分も見所ある者ならば、惡き事有らば異見し杖を當て、も見べし、若し逆も永く仕ふべき者にわらず、五日七日の内に出すべき者と、見極めたらば、居る間纒と思て異見も世話も、せざるが如し、公儀の慈悲も左の如く一分も助るべき罪人なれば、木馬亦水責も有り死罪の咎に究たるは、責は入らぬが如し、又二人の子を殺したるを惡しき事と悲むべからず、汝又父が如くの惡人ならば定て二人の子も堅固なるべし、汝は父に替り、善心ある故に佛神の大悲、永き當來を助けんが爲に、二人の子を殺して、其悲を未來の永き、地獄の苦みに替玉ふならん、是を佛の轉重輕受の慈悲と云ふ、汝が惜み愛する二人の子も定て、天魔の所爲ならん、善人の禍は先祖の餘殃なり、不善人の幸も先祖の慶餘なれば、親の因果は子に報ふと云へり、如何なる天魔破旬が、汝が二子と生れて成人の後、博奕遊女に身上を破卻し、剩へ、盜賊追剝となりて、親の頭に繩を掛けて汝が親の因果は、子の汝に報はせん爲ならん、汝が能覺たるや、秤を二つに折たる時、火の玉二つ天に止る、我其時今より汝が禍を去て、福あるべしと思ひぬ、汝が父の讓の秤を折て、惡の根元を、永く斷絶せしに依て、魔王破旬も其善村に驚て、所を失ふて天に上りたるなり、汝二人の子を、成長して後に、汝が首に繩を掛け、其身も死罪に行れ、未來永き地獄に墮て、苦を受るがよきか、又二人は死罪にも行はれず病死し、汝も現在何の災難もなく、

一生安樂にして其上死して、淨土に至りて佛果を受て、永く安樂を得るがよきか、得と心を静て思惟して見よと示し玉ふ、夫婦共に少しは、心とぎげれども、未だ愚癡の間に迷て心解されば、又本尊の前に至りて、散々に三尊に向ひて、悪口誹謗して歸るこそ悲しけれ、頓て我屋に歸りて、直に佛壇に取掛り、又色々種々の悪言を云、犬や猫に物喰せても、主の恩を知て犬は盗人を守り、猫は鼠を取る、此人形を是迄敬ひ供養すれども、何の益にも立ぬ、夫婦二人の子を失ひ、是程に悲むに何ぞやまぢくとして、知ぬ貌して居る、神も佛も入ぬとて、佛も祓も庭に取投出しけり、見る人笑止にぞ思ひける、頓て日暮ければ、夫婦共に悪言云草臥て、終に寐たるに入門寺の本尊真中に在し、左右には長兵衛が家の如來と、天照太神と在し各々光りを放ち、枕上に来て告て曰、いかに夫婦の者諦に聽け、先に幡隨が云へる如くなり、必ず疑をなすべからず、二子に別れて我を恨むるは僻事なり、死たる二子は實に人間には非ず、火星亡星と云悪星なり、成長の後は必ず、汝等に災難を掛け、火難盜難を受け家を亡さんが爲に、假に汝が二子と生れて、人間に交る然れども幡隨が教誡を受て、惡を翻し善を修するに依て、秤を折たる時二星は天に上りぬ、委くは幡隨が示す如しと宣ふと、忽消失玉ひぬと見て夢は覺ぬ、其後夫婦共に正氣に成て、惑解て夜の明たる如くなれば、家の佛神に懺悔し、又入門寺に詣で、本尊に種々懺悔し夫より師の前に出て、發露懺悔して、先非を後悔す、其時師の曰

汝等は佛縁深き者なり、今より猶々念佛すべしと宣へば大に悦て夫婦共に師の前にて髮を切て、直に出家し師弟となれり、一念顛倒すれば獄卒鐵棒を振、十念成就すれば聖衆華臺を傾く師の勸誡にあらざるば、何ぞ本心に歸らん、師の示を本尊此を許して、教誡を師に譲り玉ふ、世に有難き事に非ずや、實に師は是れ凡人にあらざる事、思て知るべし。

告令に依て邪宗退治の事

慶長十八癸丑年上人七十二歳、蠻夷の凶賊九州に來り、國を傾ひけんと謀りて、邪法を弘む、種々の幻術を以て人を惑す、諸人之を信じて黨を成し、國の政を亂し、現罰を恐れず、甚だ平治なりがたかりけるほどに、國守關東へ上聞す、是を以て速に刑罰あるべきの由きこへけれど、惡徒恐るゝ氣色なく、干戈を以する時は、國中を塵にするとも止事なし、如何あらんと評議まぢくなりけるに、老臣何某進出で、邪黨の信する所は、蠻夷の邪法にして我國の佛道神道の類にあらす、彼等が惑を闢かんには、天下の高僧に命じて、正法を説しめ愚夫愚婦の心を正さしめば、當來地獄の苦患を怖るゝ心より、邪法をうとむ思を生ずべし、其黨破るゝときは、其魁を罰せんことも遅かるまじきとて、衆議一同して幡隨其器なりと云ふ。幕下急ぎ近士を遣して、師を招き玉ふ、師固辭する事を得ずして、東都に下向し登城あるその

とき師に命じて曰吾れ聞く國に患有る時は、必ず佛法の持に依ると、老納天下の法將にして邪黨を對治すべきの英雄なり、急ぎ九州に趣き凶徒を教化し、正法に導き國家の患を除き玉へ是吾希ふ所なりと、師諾して曰佛法を以教諭すること、我豈苦勞を辭せんや、速に彼の地に住て是を治べしと、領掌あるよつて感悅斜ならず、蜀紅の錦の陣羽織と、金の軍配團扇とを自携て、師に語て曰念ふに夫、佛法世法異なりと云へども老納今般、邪徒に對向するは、全く軍將の干戈を揮て、敵陣に趣に同じ、これに依て、今陣衣並團扇を以て餞別とす團扇を取ては、高く宗風を綿揚し、邪輪を摧き、正轍に歸せしめ、陣衣を以ては法服を制り、威儀儼然として邪宗の佛敵を教誡し玉へとなり（團扇は幡隨院の寶庫に有り道衣の蜀錦は法孫于今傳持せり）又有馬某藤原直純朝臣に命じて、師の警固たらしむ、師拜受して退き、九州に趣き玉はんとし亦、思惟すらく、邪徒、中に充滿す、若神助に依すんば、恐くは我進退危急の時なり、先太神宮を拜して、對治邪宗の神威を祈り奉らんと、外護の有馬氏に先達事二ヶ月、武陽を發駕し、勢州に趣玉ふ

伊勢參籠並彌陀の像感得之事

師斯て日本の宗廟に詣で、佛法勝利有ん事を、怒に祈求し、七日滿する曉き夢みらく、社壇

の扉忽に開け、太神宮出現して、彌陀の像一軀を與へ告て曰此像によりて化度するときは、必ず其勝利あるべしと、師面りに其像を見て、歡喜感涙して夢は覺たり、明旦一老翁一函を持來り、上人に請して曰此中に尊像有り、吾れ年來拜持する所なり、今上人に寄附せしむと、即ち開き拜し玉ふに、夢に拜し玉ふ如く一尺二寸の靈像なり、低頭合掌して、瑞夢に絲毫も違はずと、隨喜し頭を擧玉ふに、老翁は忽見へず、將に邪を防ぎ正を開くべき祥瑞なりと、毫を染て其靈驗、時日支干を足踵に記し、白道寺に安置して、邪宗退治證據彌陀と稱して、今現に在て皇太神一躰分身の靈像也（白道寺開基の事は末に至て知るべし今は越前の丸岡に有り國主有馬氏直純以來代々菩提所として田園二百石を寄す）

私に曰く、皇太神宮本地阿彌陀如來と申奉る事諸抄に散在せり、別て神國結疑編に寶基本紀を載せて、人玉十一代垂仁天皇十六年丁巳冬十一月倭姫命に託して、天下和順等の詞あり、乃是無量壽經の文なる事披て見べし
又人王九代後宇多院御宇、南都西大寺興正菩薩の弟子覺乘上人、太神宮本地の尊形を拜せんと誓願して、兩社に詣ける事一百日に及べり、神明感應在して託宣を下して曰神前の池に來るべし朕相形を見ずべしと覺乘有難く、雞鳴を待て、御池に至り玉ふに、其長一丈餘の金色の大龍と現れ水上に浮み玉ふ、覺乘驚怪て稽首して、和光同塵の利益は、本迹平等

なりと云へども、末世の凡夫は甚恐怖して、信心生ずべからず、是は方便身にして、本地實跡の御相好に非ずと、御身に着し玉へる、笠布の袈裟を脱て、大龍の頂に投掛玉へば靈蛇は袈裟と共に水中に入玉ふ、覺乘重て七日詣て、本地の實跡其の眞身を拜せんと、念頃に祈誓し玉ふに、七日満する曉に神明又託宣を下て告て曰、神は無相空寂にして定れる色相なし、併機見不同に依て蛇形を現し、或は内外宮をして、日本を護り、或は和光を九界の塵に同すと云へども本地身の覺月は曇る事なし、爰に人皇の始め、世も豊に佛法麗き頃、衆生利益の爲に、我れ佛と變じ彌陀の三尊を刻めり、是より北に當りて國府の里に一宇有り、太平山無量壽寺と云へる、彼こに安置して年久し、是れ朕が眞の相なり汝ち朕を拜せんと欲せば彼尊を拜すべしと、覺乘歡喜踊躍して、彼を尋て件の事を寺僧に語るに、住僧も前夜の夢に彌陀の告を得たり、明日一僧來りて我を拜せんと云べし、往古より我が宮殿秘佛にして開く事なしといへども、彼の僧には斬すして扉を開て拜せしむべしと、依て覺乘是を拜し奉るに彌陀尊の妙相端嚴にして光明赫變たり、恭敬渴仰して佛足を敬禮すれば、先きに御池にて、彼靈蛇に投掛奉る笠布の袈裟を、如來の御頭に掛玉へり、感涙袖を浸し、信心肝に銘す、大衆も擧て不思議の思を成す、此に知ぬ靈告偽り無く、佛言空からず、國府の阿彌陀は天照皇太神の本地なる事を、左右の扉に二首の尊詠ありて、

阿彌陀佛と唱ふる人の空くはわれ此國の神といはれじ

唯たのめ萬の罪は深くともわが本願のあらん限りは

又洛陽一條大超寺の本尊は往昔より、天照皇太神本地佛と崇め、諸人群參す、其因縁を尋るに、恵心僧都台嶺にましましける時、天照太神宮の眞跡、異義區々にして決定し難く、御眞跡を拜し奉らんと、祈願して一七日參籠し給ふに、七日満する夜空中に光明赫變として、光中に彌陀尊來現し給ふ、僧都渴仰拜念して曰、未代の衆生を哀愍覆護し玉は、願くは我前近く尊容を現し玉へ、我れ其尊跡を彫刻して未代の證據とし、留て衆生の疑心を晴さんと、時に尊容眼前に來り給ふ、即御袈裟を以て、寸法を乞請刻玉ふに、化人來りて助作し、日ならずして彫刻し給ふ、化人の助作し玉ふは、恐くは太神宮ならん、故に太神宮の御作とも申す是を太神宮の御眞跡、又は御本地佛と崇敬し奉るとなり。

又太神宮或人に告げ玉ふ御詠歌とて、
拂ふべき心の塵もなかりけり南無阿彌陀佛の風の前には
此外天照太神宮の本地彌陀と云説々、擧るに違わらず師の感得思ひ合すべし。

浪華大鏡寺にて化益の事

慶長十八癸丑年師七十二歳、九州に趣き玉はんとて、既に攝州難波の津に至り玉ふと聞へ邪宗の黨反て師を害せし事、恐慮し玉ひ、肥の前州島原日江城主有馬氏直純を以て、外護として、乗船し給ふべき所に、有馬氏關東より下向師に後る事四旬なり、故に天満の大鏡寺に在して、一日の光陰も空くすべからず、邪宗退治の前表に、先づ此地の人民を化度せんとて、日々他力本願の不可思議なる事を、演説し玉ふ、諸人群集し、化益を蒙むるもの市の如し、爰に坂陽福島に住せざる、農民五郎介と云ものあり、力千人に勝れて相撲に名を得て、異名を二玉五郎と云へり、秀頼公の家臣薄田隼人正は、力量諸人に勝れて、相撲を好み、是れに相従者は、皆力強く、天下に隠れなきあふれ者なり、此五郎も隼人に随従して、武士と成り直に二玉五郎と呼びけり、此者若年より、父母に不孝にして、父を苦るしめ、母を泣しむ、川の流に行て魚を網じ、山野に走りて鐵鉋を以て鳥獸を殺し、酒に長じて人を害し、博奕を好みて財寶を奪、隼人が權を借て人を、威し、町家を苦るしむ、其惡逆云に越たり、爾るに彼が妻懷胎して、臨産の時雙子を生ぜり、一人は男子にして片足なし、一人は女子にして片手なし、五郎甚だ怒て、不祥なりとて、蓆に裏みて川に流し捨たり、又幾程なく孕て翌年又産す、此度は胸臑は一ツにして首二ツ、手足共に四本宛ありて、男女の根は知れ難し、又是れ不吉なりとて、川へ捨る事先の如く、前後續て片輪の子を産は其母の失なりとて、其妻を追出して、又妻を呼迎へ二年を

過て此妻亦出産す、其子は又日ありて目鼻は其形はあれども、皮一重隔たるごとくにて、相なし、後妻は定めて先妻の子供の報ならんと、歎きながら養育するに三ヶ月にして死けり、其頃大鏡寺に在して、日夜名號の利益を説法し玉ふに、五郎も因縁や有りけん、門前を通けるが諸人群集するを見て、何事あるやと堂の椽に立寄聽聞し、骨髄に徹して有難く、其日より日々參詣して、師に對面して十念を受、先非を懺悔し、日課三萬遍畢命爲期の誓を立て、念々相續の行者となりける翌年慶長十九年十一月薄田隼人伯樂が淵の砦の大將たりし時、其軍勢に相從ひ、石川主殿頭の家人と相戦ひ太刀打折て、討死しける最後の時に至りて、白き雲の如きもの口より出て、西へ去りけり、戰最中の事なれば、見る者三四人なりしとかや

九州へ出船し玉ふ事

肥前國島原日江城主、有馬氏坂陽に着き給ふ、師と共に乗船して、纜を解き難波の地を離れ、播州明石の浦に着船す、此所の漁人網を入れて數多の魚鱗を得たり、師は是を見て、甚だ悲み玉ひ、漁夫に告て曰、今汝が得たる所の魚鱗、悉く我に與へよ、其直を償はんと、漁人の曰直宜しからんには賣奉らんと、師即ち十貫文の錢を與へんと約し、鱗に向ひ十念を授け玉へば、諸の魚踊り立て悦び、十念を拜受する躰を作す、故に残りなく海に放ち玉ふ、數多の鱗

は悦んで、頭を揃て師の跡を顧み、波間に浮み遊ぶと云へり、師の船既に出さんと云、漁人魚の直を乞、師の曰我れは三衣一鉢の境界にして、直はなしいざや其の代を興へんとて合掌又手し、暫く念じ玉へば忽ち、船中に響有て、虚空より十貫文の錢落たり、漁人驚き恭敬すれば、船中の道俗奇異の思をなす、漁人が曰多年殺生を以家業とし、貪欲無道にして菩提心なり、又施す事知らず爾るに今斯の如き不思議を見る、如何なる事ぞや師の曰魚鱗を助くる志願に依て、諸天魚直を興る所なり、汝わやしむ事勿れと、漁人彌發起して、落涙し、助くる方方には諸天の現益を施し玉ふ、然るを日々是を殺し身命を助となすと、恐るべし、況や今諸天の興へ玉ふ魚の直を以て、身命を續んこと恐れあり、所詮佛道に歸入し先罪を懺悔し、先祖を救ひ此業を永く止て、子孫に不讓にはしかじと、直に髪を切り捨て、發心修行の門にぞ入り、誠に放生の善行を、諸天納受し玉ひ、其直を賜ならん有難き事なり。

私に曰く、放生の功德廣大なる故、八幡宮神託によりて、毎歳是を行る、養老四年九月征夷の事有り太神託宣に曰く合戦の間多く殺生せり、宜く放生を修すべしと、諸國の放生會此時始る、又宇治橋の川上に十三重高き五丈の石塔婆有り、此塔は弘安年中に、興聖菩薩此所の漁夫を招て、殺業太だ重罪なる事を説き聽しめ、此産業を止て、瀑布の業を教へしむ、然して年來設る所の網代を集めて水底に埋め永く、殺生禁斷の證として建る所也（近隣横の嶋

の瀑布此末にて于今有り）又奏聞を遂て諸州に放生を置事、一千三百五十六所と云へり、又惠心僧都殺生造罪を哀れみ玉ひて、江州堅田の浦は都て漁人なりければ、魚鱗化益の爲に、湖水の中に一堂を構て、一千餘の阿彌陀彫刻し、安置して、漁人魚鱗の回向を玉ふ、世に浮御堂と云佛を堅田千鉢と云は是れなり、猶漁人を誡示して、汝等魚鱗の命を斷事甚重罪にして、輕からず爾れども、娑婆の習世渡業は是非もなし、網打者も鱗も、共に往生淨土の信心を發し、綱引度に歌へとて、即ち僧都教へて曰、堅田の浦に引綱は南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛堅田の浦に引綱はなむみだ佛なむみだ佛と、今に傳へて此を歌ふとなん、執師子國の阿彌陀魚の因縁の如し、又圓光大師西海に趣き給ふ時、播磨國高砂の浦に着玉ふ、老人夫婦來りて、我が身は此浦の漁人なり、幼きより漁りを業とし、朝夕鱗の命を斷て世を渡る業とす、我が如くの地獄の罪人、助けさせ玉へと手を合てぞ泣けり、大師哀みて汝がごときもの南無阿彌陀佛と唱れば、佛の悲願に乗じ往生すべき旨、念頭に教へ給ひければ、二人共に涙にむせび悦けり、大師の教を承りて後は、晝は浦に出で手に漁りする事止ざりけれども、口には名號を稱へ、夜は家に飯うて二人共に聲を擧て終夜念佛し、臨終正念にして往生を遂げ、あたりの人もおどろくばかりなり、又昔相承左遷の時、長門國濱中と云所に泊り玉ふ、其里は茅舎五十軒には過ず、耕すべき田畠も無く、樵べき薪もなければ、常に濱に出

で魚貝を漁して世を渡る營となしける、爾るに近年海上穩ならずして、魚貝口に足らず、病なふして餓死する者多し、里人菅公を見奉り、願くば大悲を垂て、海中波靜にして家業を恵み玉へと云、菅公哀にをばされて、誠に浮生半日の露命を助からん爲に、數多の命を斷事、謬りと知ざるこそ、不便なれしかはあれども、餘のなすべき産業なし、去ながら日々魚物の命を斷事なれば、罪隨滅除の法を教へて後、海神を祭らんとて、十一面の十字の神呪を教へ、是を唱へて綱するものは魚を得ん、唱すば得べからずと、堅く教諭し玉ひ短冊に和歌を書して、海中に投捨玉ひ高聲に、

高わがれ名も濱中の波の間ぞ漁の引綱の目ことに
と三度唱玉へば、海上俄に靜にして、浦人數方の魚類を得たりと云り此等は皆殺生は、御制戒の内證なれども、利生守民の方便なれば折伏の御慈悲にて、佛門に引入し玉ふ善巧ならん西國廿二番惣持寺縁起山陰中納言の因知るべし。

幡隨意上人諸國行化傳卷四 畢

幡隨意上人諸國行化傳卷五

師の名號不濡の名號と云事

師の御船洋中數百里計りにして、何とかして暴風俄起りて逆浪涌沸して、御船まさに覆さんとす、船夫驚きあな恐ろし、我輩忽今魚の餌と作らんとす、願くは貴き上人の法力を以て此難を救ひ玉へと、掌を合せて一同に申ける、時に師白紙を取り出し、謹で彌陀の像を畫寫し傍に名號十福を書し、手づから海中に投入、神力演大光普照無際土消除三垢冥廣濟衆厄難、の文を誦し端坐合掌し、目を閉ぢて念佛し玉ひけるに、不思議や猛風立地に息、海面平らかにして、人々始て蘇生する心地し、夢の覺たるが如くよろこびて、師を禮敬し奉り師の曰恐るゝとなかれ、諸の龍神を始め海中のあらゆる、魚鱗の類ひ、手が十念を望て一時に聚來故、かくの如く波浪を動かし、船をかたふけんとするに似たり、我今書する所の名號を授與するに、群類大に歡喜して、速に風波の難靜て然も、彼れ等海中の苦報を脱し、當來成佛疑ひ無き者なり、蓋し其現證を見んと欲せば、今海中に投せし名號、少も水に濡る事あるべから

す、汝等是を現見して、法力の不可思議なることを識知せよとあれば、諸弟子、船夫と共に件の名號を引上げて、拜し奉るに、會て一滴も濡ざりけり、各奇異の思を生じ、彌師の法徳を嘆伏せんと云事なし、是に依て師の名號を、不濡の名號と稱す、師も其靈應を感し重て、彌師の像並二十念名號を書し、是を則印刷して、末代に留て船中の守護とし玉ふ、現に今幡隨院に在りて、回船の頭人悉く是を頂戴して、船中に安置し、又旅人は衣裏に掛けて、山川の厄難を除く守護とす、師の高徳仰ぐべし信すべし。

師の名號を不焼の名號と云事

師肥前州有馬氏の館に到着し玉ひて、錫を同國三福寺(今は日向國にあり)に掛く、邪徒降伏の爲に。天照太神御付屬の阿彌陀如來を安置し奉り、四十八夜の別行を始め専ら摧邪興正の法要、念佛往生の秘蹟を演説し玉ふ、始の比をいは説法し玉へども來て聴聞し、法坐に列る者は一人もあざりけり、是邪徒の教國中に滿たる故なり爾れども、少も懈倦し玉ふ事なく、每席の説法あり、十日を経て漸く一人の老翁來て座下に、拜聴せしより翌日亦一人を増、かくして次第に日を追て群集し、國中舉て教化を信敬する者、稻麻竹葦の如し、爰に當國の高來郡に、一老婦あり先達し夫より、以來邪宗の徒なりしが、其身放逸邪曲にして、人たるの道をも知らず、

一人の娘あり艶しく志直なる者なり、遂に一男子を迎へて娘と合せ、先夫が家督相續せり、爾るに此婿極て美男にして、志し又風雅なり、姑不圖思ひよりしより、戀慕の念頻にして忘られず、我心から寔に道に違ふ事なれば、語にも出しかね、玉章をして口説などしけるに、男大に驚て物狂はしく成しやと、窺見れど、左はなくて、誠に思ひ入たる氣色なれば、宿世の縁と云ながら、淺間敷侍る、必ず思ひ止り玉はれと、さまざま偽奇けれども、露も止まる氣色なく、もておましてぞありける、折節長崎に商賣の所用ありければ、彼國へ行きけり、其留守に老婦思ひけるは迎叶はぬ戀路ならば、娘を亡き者にし、男に思ひ知らせ其上にて覺悟せんと、夜深て小刀を口にくはへ、娘が闇に至り、咽ふをせずと指貫さける、娘は苦しき聲を擧、何故に角は殺し玉ふぞと、問ば母は答て曰、我れ道ならぬ戀路の闇に迷ひ、思ふねがひの叶はぬは、皆汝と云妻有るゆへ、我が思の障りとなると、力を限りゑぐりければ、娘は無念口惜と其聲も絶々に、終に命も消にけり、それより下人をこしをへて、遂に死骸を密に、淵瀬に沈て捨にけり、斯の如して、三日に當りて男販りて、老婦も常の如くなれども、妻出ざれば男不思議に思ひ、尋ければ母が曰、娘事は其方の出られし日の、夕方何ものとも知れざるもの尋來しが連れ立て出て、今に飯ふぬ定て密夫ならん、其方の歸るも知らず、何方にぞ居るならんと云へば男會て合點ゆかず、彼女に限て不所存有べしとも覺へず、何か様子細有るべしと、方々と尋ぬ

れども、終に行きも知されば空しく家に歸りみれば、母は娘が衣装を着て、身ふり詞も娘に似せ、夫に向ひ我を誰とか思ふらん、世にためしなき戀路の怨なりとて、及に掛けられ空しく成り、今は此世を去りしなり、死骸は淵瀬に沈められ、重き此身も七月の持籠りにて尙さらし、三従の霞五障の雲猶晴やらぬ罪咎故に、涙の色紅の衆合地獄に落沈、其苦みの堪がたく、何に喩へん方もなし、我れ此世に有りし昔の、君の情の忘れず、其執心に引かれて、迷ひ來りて告るぞや、兎角我身の苦みを、助け玉へと啼ければ、男も又涙ながら、如何なれば我妻は、其身地獄に落ながら、今又爰に來るぞやと、靈魂答てされば我れは定業を待す、非業の及に果し身の、其最後の一念に、今かゝる憂目を得る事を、一度は君に語らんと、思ひ込たる一念の強きに、君又我れを尋給ふが悲しくて、唯今來り告るなり、早くも我が苦みを助け玉へと頼むにぞ、彼のでいうすを祭りて助けんと、同行同伴呼集め、大勢一所に籠り居て、彼の邪法を行ひける、爾れども、死靈は母が五躰を責、七頭八倒悶絶して、わら苦やと泣叫び、更に退く事なかりければ、同行同伴あされはて、後には修験の術を盡せども、曾て其甲斐なかりける、其時死靈は唯獄中の苦患を語り涙を流し、かゝる苦患は佛法の、威力ならでは救ふと能はず、でいうすの祈は還て我身の苦しみを増必ず祈玉ふと勿れ、幸なる哉當國にて、幡隨意上人の化益盛なり、我れ此の上人の回向に預り、苦患を助らんと願ふ、男も靈魂が望を聞て、是非なく密

に師の下に往て、哀れみを願ふ、師の曰善哉々々、佛法の冥助を乞と、早く亡魂の死骸を得て持ち來れ、引導回向し、佛果に至らしめん、又汝が爲に現に成佛の證據を見すべしと、此れに依て男嬉しく、死骸を尋ぬれども、靈魂も云はず知ものなければ、重て師の下に往て、斯と告奉るに、師は彼下人がとくより來り、懺悔して捨し所を語りけるを、兼て聞て知玉へば、捨し所を委く教へ玉ふに、果して是れを得て見れば、色も除り變らずして、師の下に持來れり、師これを見玉ひ池蓮と戒名を給はり、引導し又名號を書て、骸と共に棺に納め茶毘し玉へば、頓て死靈は立去りて、老婦は夢の覺たる如くなり、男は初て佛法威神力、師の法徳を信敬する事限りなし、師又語て曰我れ先に死靈、成佛の現證を見せんと約せり、實に佛果に至らば、茶毘する所の棺に納し、名號必ず燒失あるべからず、若灰燼とならば、稱名無益にして、成佛の功なかるべしと、是を聞人皆身の毛を豎るばかりなる、爾るに火滅して後に、是を見るに骸は悉く灰となり、名號は燒すして、明了赫々たり、誠や火中の蓮にして、亡魂の成佛疑ひなき證なり、男彌よ捨邪歸正して、老婦と共に發心出家しぬ、誠に萬善の妙躰は名號の六字に即し、恒沙の功德は口稱の一行に備ふ、名躰不離の勝能たるをや、是れは此五劫思惟の善巧、大願業力の構出す所なり、是れを他力本願と稱す、仰て信すべし、師の名號此の不思議有しよ、世舉て不燒の名號と稱す、爾るに師歸東の時龍神船中に現し、彼名號を乞ける故に、即ち

授與し玉ひければ、歡喜拜受して歸りぬ、當卷の末に記が如し。
 私に曰く、洛陽聚樂(黒門通榎木町下る所)惠光と云へる法尼あり、日課稱名五萬の行者なり、兼日祐天大僧正の徳光の厚きに歸し、名號を傳持し奉り、多年勇猛精進に禮拜恭敬せり、然るに寛延三庚午年三月十八日の夜隣家より火災起り、其燭盛にして終に焼失す、尼主漸壇上の彌陀の肖像を懷き、烟中を遁出で、財寶悉く灰燼せり、時移りて炎滅す惠光尼嗟嘆の聲頻りにし、同行三五輩とも、灰中を捜るに、函軸は焼失すれども、奇なる哉六字の尊號は、灰中に残れり、尼主寒毛卓立して是を拜す、隣家の群品聴に耐見に耐たり、是即名跡不離の徳なれば、報身彌陀の智水を以て、炎火を消滅し給ふならん、又傍に仰信の人あり(丸太町堀川東木澤英伯)て、火中應現の名號を修補莊嚴して、諸人の信心を彌増けり、予現に是を拜して爰に記す、其餘世間に焼殘る名號の威徳あまたあり、爾れば祐天僧正の名號も不焼の名號と云べきなり。

邪宗發頭伴夢を化度し給ふ事

爰に邪宗の首魁たる伴夢と云者あり、佛法を破斥し師を誹謗して、邪術を現し、愚蒙の眼を驚すを以て、彌邪法を弘通せんとす、或時師と邪正を諍ひて、勝劣を決せん事を求、是は此頃

邪徒の門人、多く師の正法に歸する故に、彼が邪黨の日々に滅する事を悲み、師を妬む故なり、師は對論の事を幸とし、已に其日に至れば、僧俗男女貴賤雲霞の如く集る、此時伴夢其黨類を隨へ、いかめしげに三福寺に來り、坐して師に向て曰、抑も汝が宗に、阿彌陀と稱する者は何ぞや、即禽獸の主なり、故に是を信する者は、畜生道に墮して、劫を經ると云へども、曾て其生を轉ずる事なし、汝が幡隨意、現に畜身を得たり、若し是を疑はば我が家の妙術を以て、其證據を見すべし、とて一鏡を取り出して、是を諸人の面前に置く、不思議や師の形像映徹して、忽ち變じて牛の形となる、故に自他の眞俗これを見て、名々奇異の思ひを生ず、其時伴夢いたけ高になりて、大に責て曰、見よ、我が貴む所の法力不思議の神變ならずや、と時に上人少も動せず、呵々大笑して曰、汝邪術を以て、鏡中に異形を現す、是れ正理に返る事大なる哉、其邪術を行ふ事、甚しき哉、元來鏡は正直を以て跡とし、虛妄無を用とす、其徳たるや、直を現して曲らざる事明々たり、我神國は正直を道とす、故に神前に鏡を建て、御正跡とす、人一人たび向へば、明々の徳に觸て、其心すがくしく、正直の誠を顯し、邪曲の偽りを除き、神人一致にして、虛妄の詐偽を排ふ事、神道佛道共に同じ、長短方圓善惡邪正其儘にして、寫し現はすは正直明鏡徳なり、一分の私を容ざるを、神とし佛とし、是を尊む是に隨ふを正法正人とし、是に返るを邪法邪人とす、爾るに汝が鏡には人向て異形を移す、是虛儀に

して邪法なり、全く鏡の性に非ず。汝が法は邪術にして、正法に非ざる事。此れを以て知るべし、癡人は是に驚き信ず、信するが故に其禍を受、譬は狐狸の妖怪を受誑かされて、種種の惱を生ずるが如し、我に於ては驚かず、究竟の邪法なる事を知る、圓を向へ角を移し、角を示して圓を現するを正鏡と云べきや、此は是邪敎の根本なり、邪術の邪鏡なり、此邪鏡を以て世人を誑惑す、早く轍を翻して、正道に入るべし、若爾らずんば禍ひ近にありて、其身を喪す事遠からじ、恐るべし慎むべしと、宣へば伴夢が徒黨道理に伏して、一言も出さずして閉口す、此時太神宮より感得の彌陀如來、眉間白毫より、大光明を放ち玉へば、光火に依て邪法の鏡は黒炭の如く瓦の如くなれり、此光照を拜し、大に驚き怖き震、胸中早鏡を撞が如く、身は風爐に入りたる如く、大汗を流し、始て正信歸伏の思を生じ、伴夢を始とし、其徒黨邪を推正法に歸嚮すれば、淨土門に入る者、幾千萬人と云敷を知らず、其中に三十餘人は正法の値へる事を悦び歡喜の餘り、捨身して往生せるとなん、爾れば城主有馬氏關東起行のをり、汝が國に於て、殿堂を營み、正法を弘通すべしとの、命令あり、是に依て梵宇を建立し玉ひ、師を開山とし、莊園百戸を寄附し、太神宮より、授け玉ふ邪宗退治證據の阿彌陀と號するを本尊とし、満字山觀三寺と號す、國中の人民口々參詣して、上人の影像に向ひ合掌して曰、我此國の人民邪法を信じて、國政に違せしかば、現には殺害せられ、當には惡趣に墮入なん、若上人の化導

に値ずんば、何ぞ我等が命有んや、命なくんば何ぞ子孫を相續せんや、是上人は我輩の産の神なりとて、尊敬落涙しけり、于今産神の社に合祭とも云へり、慶長十九年有馬氏日向の國延岡を領す、此時寺も隨て移住す、師の高弟たる、演譽智雲現住す、二河山白導寺と改む、後元祿年中有馬氏越前國丸岡を領す、寺も又隨て移建し現に今彼彌陀尊を安置す、開山の像は靈驗新にして、別して疫癘瘡病虫歯の患を除き玉ふ事奇妙也、其邪正を論じ玉ふ事は往昔後漢の明帝、永平年中白馬寺に於て、迦葉摩騰竺法蘭と、五岳の道士と對論の時、佛舍利光明を放ち玉ふ事緣、又唐の西京寺にて、善導大師と金剛法師と、別時の問答に、本尊の光明堂中を照し、證明し玉ふに全く同じ。

鏡の事神代に白銅鏡有り、又天照太神盤戸に籠り玉ふ時、糠戸の神の造り玉ふ、八咫の鏡有り、委は神代卷の如し、必竟神は鑑の略語にして正直を躰とす、鏡を御正躰とする事は、聖皇本紀に曰推古天皇二十年夏五月三輪神託於巫告學智曰吾今敎大事吾元神形者十有一聖面比於聖頭上以這尊形鏡而鑄爲懸於祠中心國中惡神多來拒神明祠見此像消禍而得福有二類常世大聖化成大神天極大魔成化荒神其荒神等皆嫌鏡像這大神等皆有元像一宜鑄鏡像一時至告之學智信伏而奏於朝朝廷遣使於國邦於大社國社縣社奏神樂一請神託一隨神言鑄像鏡先是於代々年々每國縣數有神軍一發每度暴雨暴風損五

殺傷庶民、此後無神軍、仍無損、田愛、是社懸正體鏡其於元也。

長崎にて佐久間三柳を化度の事

師亦同國長崎に至て、邪徒を降伏し玉ふ、軍將の敵に臨むが如く、己身には三學の鏡を以て莊嚴し、他方の棘心を摧くには彌陀の利劍を挑み、寄來る邪敵を待玉ふ、爰に佐久間三柳と云者あり、表には良醫の作業を常とし、内には密に邪法を行ければ其婦これを悲み、種々に諫め彼宗を嫌ひけれども、心頑石の如くにして、却て婦を呵して打擲などしければ、力及ず其後夫婦中も不和に成りければ、婦は身を捨て髪なども結はず、形も飾らず成りければ、他に一人の女を愛す、婦はこれを恨みて、耶蘇の事より、今は嫉妬の心のみ深く、常に瞋恚の胸を焦し、さかなき事ども多かりければ、夫は猶更に忌々敷思ひ、我竊に耶蘇の法を信するを訴へやせん、如何してなき者にせんと計、或時偽寄て野邊の遊山に誘ひ行き、還り道にて婦を先に遣り過して、後より抜討に切りければ、女は倒れて聲を揚るを、頓て止めを指て、下人共に死骸を埋まして、宅にぞ還りけるが、其後我家に飼ひ置犬懷妊して、頓て黑白の毛色班なる子犬を生ず、殊更に寵愛して飼けるに翌年の春、件の妾は晝寢し居たるを、彼の子犬覗ひ寄るを、三柳是を見て怪く思ひ、害せんとするに、其時彼の犬人語を發して曰、我れは御身の妻なり、去

年の春謀られて手に掛り、害せられし、最後の無念口惜さ、一念の恨み今畜生道に入り、此女を害せんと思ふなり、此は是れ我爲に怨敵なり、此思を晴さんと、夫の家に生れ來たるなりと云て、已に彼の妾が喉に飛掛り、喰つきけるを三柳は少も騒がず、刀を抜て犬を害す、妾は件の疵に惱で、程なく死けり、其後ち夜毎に三更に及ぶ頃、本妻の怨靈姿を現す、故に三柳は亡魂退散の爲に、種々の邪法を行ひけれども、曾て其驗なし、爾れども翻邪の心なく、強盛堅固の惡徒なり、師或日鉢を持して三柳が門前に立て、頭墮し玉ふに、三柳是を見て、大に惡口し罵詈してける、師暫く有て地上に窺の灰を蒔て曰、汝此上を一步せよと、三柳が曰夫は抑も何の事ぞや、師の曰汝妻を害して、外に知る人なしと思へども、我能是を知れり、汝が邪術を以て彼を祭れども、亡魂二度來て怨を爲す、我若回向し吊ひなば、再び來る事なし、唯我言に隨て此上を歩むべしと、三柳是を聞て、大に驚き教の如く歩む時、師大地を指して曰、汝が是れを見ざるや、汝が足跡の無き事をと、三柳是れを見て、彌驚動して、大地に倒れ伏す、師の曰汝が一生の造罪殊に邪法を行し正法を破し其上に答なき妻女を害する故に、穢身は娑婆に在り乍ら、魂は早や涅槃に墮する故、其兩足の無事知るべし、爾れども捨邪歸正せば、其罪を滅し、亡魂成佛を得せしめんと、三柳此時落涙止め難く、誠に夢の覺たる心地して曰、我れかゝる現罰を見て、先非を悔るといへども歸らず、哀れ願くば師其罪を許し、佛果に至らしめ

玉へと髪を切て師の前に置く、師即ち三歸戒を授け法弟とし玉ふに、念佛三昧を行して、本意の往生を遂げり、俗に云へる、惡に強ければ善に強しとは、此類ならん、師の化導盛んにして歸する者數を知らず、法戰場に向ひては、魚鱗鶴翼の如く五色の法幡を翻へし、金銀の寶蓋を飾り法鼓を打ち、法螺を吹き、慈弓を張、智箭を放ち、邪僻の肝を射、奸曲の腸を斷ち、説法勸諭論議筆陣、甚だ譴責を究む、終に邪徒屈伏閉口し、書踏(彼邪徒が尊信する所の本尊なりと云是を踏を崇ざるの印證とすと云へり干今西國には毎年此式有り)を誓を建て、我等今より已後、子々孫々に傳へて、正法を違ひ、佛敵となるべからず、國政に背くべからずと、頭を叩き懺謝して曰、仰願くは上人永く此の所に留りて、念佛を弘通し給ひ、衆生の昏惑を照し玉へと、師も又士民の懇到を感じて、大音寺に留り、專修念佛し玉ふ、爾より來た、稱名の道場と成る、上人隣國の諸民を勸化して云、汝等生を邊土に受て、如來の正法を聞ず、邪法を信じ佛敵となる、是れ又先世の業同也、現には官吏の爲に刑罰せられ、未來には必ず、泥梨に墮せん、今より汝等如法に、他力本願の妙術を信行すべしと、演説し玉ひ、請民捨邪歸正して、專修念佛の行者となる、錫を留る事兩三歳、偉々として國政を資け、九州普く正法に歸す、上人の曰吾れ既に本意を遂ぬ歸去來、旅裝せよと即ち乗船し給ふ、諸人名殘を惜み落涙せざる者はなし。

長州赤間關にて龍神化度の事

既に長州赤間關を過ぎ玉ふに、海上蘭なるに、俄に黒雲覆來て、波濤夥し、時に一人の老翁現じて曰、某は是れ佛法守護の龍神なり、常に佛法を護持すといへども、未だ三熱の苦惱を免れず、乞願くは師の名號を授け玉へと、師點頭して筆を取玉へば、老翁是を止めて曰、我願くは師肥前の國に於て、化度し玉ひし不燒の名號を授け玉へと云、師の曰、件の名號は、既に靈瑞あり、世の珍奇とする取なり、爾れども今汝懇望するに依て、これを與ふ、速に三熱の苦果を免ん事決定なりと、名號を與へ、十念を授け玉ふに、歡喜拜頂して水中に去けり。

紀州萬松寺にて發病人滅の事

夫より南紀熊野山に詣て、一七日法施し玉ふ和歌山に至り萬松寺を建て居住し、此にをいて疾病に疲れ玉ふ、爾るに群鴉來て禪室の上に集り鳴く、諸衆追へとも去らず、居ければ皆怪みを生じけり、上人此鴉に向ひ、十念を授け玉ふに、皆悉く飛去りけり、師は熊野權現の應跡なり、鴉は權現の使鳥なれば誕生入滅の始終に來り集るも、又不思議なり、既に師の疾急に及びぬれば、群鴉も愁歎の色をなす、誰の人別離を悲まざと云はんや、上人の上足靈巖寺第二世

意天和尙は、師の疾病に臥て、起つべからざる事を知つて、夜を以て日に繼ぎ、長途を速に跋渉し、安否を訪ふ、師の日子千里を遠しとせず、来て我が病を護る豈經に言ざるや、八福田中に看病第一と、我亦汝が來る事を相待事久し、老後の本懐之に如じ、即淨家の傳法法具等、悉く汝に付屬す、東土に持去て傳燈の法主たるべしと、意天謹て拜受し、悲喜交も集る、亦隨侍の大通上人に滅後の事を遺屬し、諸弟を教誡し、上品蓮臺の得果再會を契り、若し娑婆の再會を願はん者は、重て熊野に來り祈るべしと告げ澡浴新衣して、鹿布の僧伽梨を着し、焼香作禮し、狛床に端座し西に向ひ筆を求め、辭世の偈を書して曰く、白道運歩數十年以火消火難思術、書畢て筆を擲て合掌し、念佛し眠る如く遷神し玉へり、于時元和元年乙卯正月五日歳算七十四歳なり、落日の時に及て、白氣一道夕陽を貫き、後ち亦紫金の色と變ず空中に音樂奇觀あり、面貌笑が如く、三日異相に變せず、遠近の道俗、其希瑞を視て來る者、勝て計るべからず、隨持の大通上人遺語に任せ、萬松の山頭に茶毘す、寒灰して遺骨を拾ふ二身骨總てなく、唯平生所持の水晶の珠數、煥爛と照り耀き、つなぎながらにしてありけり、諸人感嘆せずと云事なし、一老尼あり、壽貞と名づく(法孫貴譽萬量の母)彼の一顆を寶塔に納め持念するに、光耀赫燄として、後に五色の分顆十數を得たり、今は幡隨院の寶藏にあり、其徒弟皆熊野山に登山し、證誠殿を拜するに、殿の扉自然に左右に開て、在世の容貌にははす出現して曰く、

我は是西刹の願主なり、假りに穢國に交る事、濟度利生の爲なり、汝等能く勤て怠る事勿れと、告げ畢て、宮殿の中に入り玉ふ、諸弟奇異の思をなし、涙と共に歸りける、師は是熊野權現の應化なる故に、常に鴉來て善惡を告げ、又生と死とに、喜びと憂とを告ぐ、世人の生死に、何ぞ其告げ有らんや、己が心に思ふ事あれば、喜びとも憂とも聞ならん、古歌に、鳥の音も別れよとては鳴ぬなりをのがつらさに聞ばこそあれ。

幡隨意上人諸國行化傳卷五 大尾

演蓮社智譽白道上人幡隨意大和尚
從元和元年乙卯正月五日遷神至寶曆三癸酉年歷百三十九年

南無阿彌陀佛

王譽妙龍
龍譽高天

師行化振東西累德潤南北偏於諸州創建
精舍或補治舊趾四十有八所恒講演經論
教令學徒說法勸諭利益萬民其自精修也
齊戒清淨口稱名號日課數萬遍也至若每
開基蓮社勸請熊野權現為鎮守華押象熊
野三山點三鴉也父母祈兒權現寶珠入母
喉其誕辰稻鴉終期群鴉神明感應龍女救
濟末期奇瑞等其不可誣如斯乎奚疑權現